

番号	訂正箇所		原文	訂正文																														
	ページ	行																																
1	56	図1	<table border="1"> <caption>図1: 2020年の男女間の格差を示す指標</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>管理職 (2020年)</th> <th>国会議員(下院) (2021年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>13.3</td> <td>9.9</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>41.1</td> <td>27.3</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>35.5</td> <td>39.5</td> </tr> <tr> <td>スウェーデン</td> <td>42.3</td> <td>47.0</td> </tr> </tbody> </table>	国	管理職 (2020年)	国会議員(下院) (2021年)	日本	13.3	9.9	アメリカ	41.1	27.3	フランス	35.5	39.5	スウェーデン	42.3	47.0	<table border="1"> <caption>図1: 2022年の男女間の格差を示す指標</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>管理職 (2021年)</th> <th>国会議員(下院) (2022年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>13.2</td> <td>9.7</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>41.4</td> <td>27.7</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>37.8</td> <td>39.5</td> </tr> <tr> <td>スウェーデン</td> <td>43.0</td> <td>46.1</td> </tr> </tbody> </table>	国	管理職 (2021年)	国会議員(下院) (2022年)	日本	13.2	9.7	アメリカ	41.4	27.7	フランス	37.8	39.5	スウェーデン	43.0	46.1
国	管理職 (2020年)	国会議員(下院) (2021年)																																
日本	13.3	9.9																																
アメリカ	41.1	27.3																																
フランス	35.5	39.5																																
スウェーデン	42.3	47.0																																
国	管理職 (2021年)	国会議員(下院) (2022年)																																
日本	13.2	9.7																																
アメリカ	41.4	27.7																																
フランス	37.8	39.5																																
スウェーデン	43.0	46.1																																
2		図2	<p>総合 — スウェーデン(5位) — 世界平均 — 日本(120位)</p> <p>政治 経済 教育 健康</p> <p>各国の男女間の格差を示す指標で、経済・教育・健康・政治の各分野の値を総合して算出する。1は完全な平等、0は完全な不平等をあらわす</p> <p><b>2</b> ジェンダーギャップ指数 2021年。「Global Gender Gap Report」による。 <b>Check!</b> 日本はどの分野で女性の参画が遅れているだろうか。</p>	<p>総合 — スウェーデン(5位) — 世界平均 — 日本(116位)</p> <p>政治 経済 教育 健康</p> <p>各国の男女間の格差を示す指標で、経済・教育・健康・政治の各分野の値を総合して算出する。1は完全な平等、0は完全な不平等をあらわす</p> <p><b>2</b> ジェンダーギャップ指数 2022年。「Global Gender Gap Report」による。 <b>Check!</b> 日本はどの分野で女性の参画が遅れているだろうか。</p>																														

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
3	70	図2	<p>3 (削除)</p> <p>◆不信任決議に対抗する 場合に限定される。</p>	<p>◆最高裁設置により、 最高法廷としての司 法機能が失われた。</p>
4				
5	81	図1	<p>防衛関係費</p> <p>GNPIに占める割合 (95年度以降は対GDP比)</p> <p>20.21年度 0.94</p>	<p>防衛関係費</p> <p>GNPIに占める割合 (95年度以降は対GDP比)</p> <p>20.22年度 0.96</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
6	86	年表	<p>2013 仲井<small>なかい</small>閻<small>えん</small>知事, 普天間飛行場の辺野古移設を承認</p>	<p>2013 仲井<small>なかい</small>眞<small>まこと</small>知事, 普天間飛行場の辺野古移設を承認</p>
7		年表	<p>2018 移設反対派の玉城<small>たまぎ</small>氏が県知事に当選</p>	<p>2018 移設反対派の玉城<small>たまぎ</small>氏が県知事に当選(22年再選)</p>
8		図4 解説	<p>1972年の日本復帰後も、<u>基地は減らな</u> <u>かった。</u>むしろ日本本土の米軍基地の返還 が進んだため、沖縄の米軍基地の比重は高 いままとなった。</p>	<p>1972年の日本復帰後も<u>基地の負担は減ら</u> <u>ず、むしろ本土の米軍基地の返還が進んだ</u> ため、沖縄の米軍基地の比重は高いままと なった。</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
9	87	図7		
10	93	5-7	<p><b>1 女性差別</b> ◆ 政府は、1985年に女性差別撤廃条約を批准し、これにともない、職場の男女差別をなくし、職業上の男女平等を実現するために男女雇用機会均等法を制定した(1985年)。</p>	<p><b>1 女性差別</b> ◆ 政府は、1985年に女性差別撤廃条約(1979年採択)の批准に際して、職場の男女差別をなくし、職業上の男女平等を実現するために男女雇用機会均等法を制定した。</p>
11	107	左段 4	<p>(削除)</p> <p>特定の相手に 対する悪口が加速的に集合したら、これは いじめであり、人権侵害である。</p>	<p>特定の相手に 対する悪口が加速度的に集合したら、これ はいじめであり、人権侵害である。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																																																																																																																																																																
	ページ	行																																																																																																																																																																																																		
12	108	表①	<table border="1"> <thead> <tr> <th>2020年</th> <th>順位</th> <th>選挙手続きと多元主義</th> <th>政府の機能</th> <th>政治への参加</th> <th>政治文化</th> <th>市民の自由</th> <th>指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>スウェーデン</td><td>3</td><td>9.58</td><td>9.29</td><td>8.33</td><td>10.00</td><td>9.12</td><td>9.26</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>16</td><td>10.00</td><td>7.50</td><td>8.89</td><td>7.50</td><td>8.82</td><td>8.54</td></tr> <tr><td>日本</td><td>21</td><td>8.75</td><td>8.57</td><td>6.67</td><td>8.13</td><td>8.53</td><td>8.13</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>23</td><td>9.17</td><td>8.21</td><td>7.22</td><td>7.50</td><td>7.94</td><td>8.01</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>24</td><td>9.58</td><td>7.50</td><td>7.78</td><td>6.88</td><td>8.24</td><td>7.99</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>25</td><td>9.17</td><td>6.79</td><td>8.89</td><td>6.25</td><td>8.53</td><td>7.92</td></tr> <tr><td>タイ</td><td>73</td><td>7.00</td><td>5.00</td><td>6.67</td><td>6.25</td><td>5.29</td><td>6.04</td></tr> <tr><td>ウクライナ</td><td>79</td><td>8.25</td><td>2.71</td><td>7.22</td><td>5.00</td><td>5.88</td><td>5.81</td></tr> <tr><td>トルコ</td><td>104</td><td>3.50</td><td>5.36</td><td>5.56</td><td>5.63</td><td>2.35</td><td>4.48</td></tr> <tr><td>ロシア</td><td>124</td><td>2.17</td><td>2.14</td><td>5.00</td><td>3.13</td><td>4.12</td><td>3.31</td></tr> <tr><td>中国</td><td>151</td><td>0.00</td><td>4.29</td><td>2.78</td><td>3.13</td><td>1.18</td><td>2.27</td></tr> </tbody> </table>	2020年	順位	選挙手続きと多元主義	政府の機能	政治への参加	政治文化	市民の自由	指数	スウェーデン	3	9.58	9.29	8.33	10.00	9.12	9.26	イギリス	16	10.00	7.50	8.89	7.50	8.82	8.54	日本	21	8.75	8.57	6.67	8.13	8.53	8.13	韓国	23	9.17	8.21	7.22	7.50	7.94	8.01	フランス	24	9.58	7.50	7.78	6.88	8.24	7.99	アメリカ	25	9.17	6.79	8.89	6.25	8.53	7.92	タイ	73	7.00	5.00	6.67	6.25	5.29	6.04	ウクライナ	79	8.25	2.71	7.22	5.00	5.88	5.81	トルコ	104	3.50	5.36	5.56	5.63	2.35	4.48	ロシア	124	2.17	2.14	5.00	3.13	4.12	3.31	中国	151	0.00	4.29	2.78	3.13	1.18	2.27	<table border="1"> <thead> <tr> <th>2021年</th> <th>順位</th> <th>選挙手続きと多元主義</th> <th>政府の機能</th> <th>政治への参加</th> <th>政治文化</th> <th>市民の自由</th> <th>指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>スウェーデン</td><td>4</td><td>9.58</td><td>9.29</td><td>8.33</td><td>10.00</td><td>9.12</td><td>9.26</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>16</td><td>9.58</td><td>8.57</td><td>7.22</td><td>7.50</td><td>7.94</td><td>8.16</td></tr> <tr><td>日本</td><td>17</td><td>9.17</td><td>8.57</td><td>6.67</td><td>8.13</td><td>8.24</td><td>8.15</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>18</td><td>9.58</td><td>7.50</td><td>8.33</td><td>6.25</td><td>8.82</td><td>8.10</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>22</td><td>9.58</td><td>7.50</td><td>7.78</td><td>6.88</td><td>8.24</td><td>7.99</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>26</td><td>9.17</td><td>6.43</td><td>8.89</td><td>6.25</td><td>8.53</td><td>7.85</td></tr> <tr><td>タイ</td><td>72</td><td>7.00</td><td>5.00</td><td>6.67</td><td>6.25</td><td>5.29</td><td>6.04</td></tr> <tr><td>ウクライナ</td><td>86</td><td>8.25</td><td>2.36</td><td>6.67</td><td>5.00</td><td>5.59</td><td>5.57</td></tr> <tr><td>トルコ</td><td>103</td><td>3.50</td><td>5.00</td><td>5.56</td><td>5.63</td><td>2.06</td><td>4.35</td></tr> <tr><td>ロシア</td><td>124</td><td>1.75</td><td>2.14</td><td>4.44</td><td>3.75</td><td>4.12</td><td>3.24</td></tr> <tr><td>中国</td><td>148</td><td>0.00</td><td>4.29</td><td>2.78</td><td>3.13</td><td>0.88</td><td>2.21</td></tr> </tbody> </table>	2021年	順位	選挙手続きと多元主義	政府の機能	政治への参加	政治文化	市民の自由	指数	スウェーデン	4	9.58	9.29	8.33	10.00	9.12	9.26	韓国	16	9.58	8.57	7.22	7.50	7.94	8.16	日本	17	9.17	8.57	6.67	8.13	8.24	8.15	イギリス	18	9.58	7.50	8.33	6.25	8.82	8.10	フランス	22	9.58	7.50	7.78	6.88	8.24	7.99	アメリカ	26	9.17	6.43	8.89	6.25	8.53	7.85	タイ	72	7.00	5.00	6.67	6.25	5.29	6.04	ウクライナ	86	8.25	2.36	6.67	5.00	5.59	5.57	トルコ	103	3.50	5.00	5.56	5.63	2.06	4.35	ロシア	124	1.75	2.14	4.44	3.75	4.12	3.24	中国	148	0.00	4.29	2.78	3.13	0.88	2.21
2020年	順位	選挙手続きと多元主義	政府の機能	政治への参加	政治文化	市民の自由	指数																																																																																																																																																																																													
スウェーデン	3	9.58	9.29	8.33	10.00	9.12	9.26																																																																																																																																																																																													
イギリス	16	10.00	7.50	8.89	7.50	8.82	8.54																																																																																																																																																																																													
日本	21	8.75	8.57	6.67	8.13	8.53	8.13																																																																																																																																																																																													
韓国	23	9.17	8.21	7.22	7.50	7.94	8.01																																																																																																																																																																																													
フランス	24	9.58	7.50	7.78	6.88	8.24	7.99																																																																																																																																																																																													
アメリカ	25	9.17	6.79	8.89	6.25	8.53	7.92																																																																																																																																																																																													
タイ	73	7.00	5.00	6.67	6.25	5.29	6.04																																																																																																																																																																																													
ウクライナ	79	8.25	2.71	7.22	5.00	5.88	5.81																																																																																																																																																																																													
トルコ	104	3.50	5.36	5.56	5.63	2.35	4.48																																																																																																																																																																																													
ロシア	124	2.17	2.14	5.00	3.13	4.12	3.31																																																																																																																																																																																													
中国	151	0.00	4.29	2.78	3.13	1.18	2.27																																																																																																																																																																																													
2021年	順位	選挙手続きと多元主義	政府の機能	政治への参加	政治文化	市民の自由	指数																																																																																																																																																																																													
スウェーデン	4	9.58	9.29	8.33	10.00	9.12	9.26																																																																																																																																																																																													
韓国	16	9.58	8.57	7.22	7.50	7.94	8.16																																																																																																																																																																																													
日本	17	9.17	8.57	6.67	8.13	8.24	8.15																																																																																																																																																																																													
イギリス	18	9.58	7.50	8.33	6.25	8.82	8.10																																																																																																																																																																																													
フランス	22	9.58	7.50	7.78	6.88	8.24	7.99																																																																																																																																																																																													
アメリカ	26	9.17	6.43	8.89	6.25	8.53	7.85																																																																																																																																																																																													
タイ	72	7.00	5.00	6.67	6.25	5.29	6.04																																																																																																																																																																																													
ウクライナ	86	8.25	2.36	6.67	5.00	5.59	5.57																																																																																																																																																																																													
トルコ	103	3.50	5.00	5.56	5.63	2.06	4.35																																																																																																																																																																																													
ロシア	124	1.75	2.14	4.44	3.75	4.12	3.24																																																																																																																																																																																													
中国	148	0.00	4.29	2.78	3.13	0.88	2.21																																																																																																																																																																																													
13	4-6		<p>2020年の民主主義指数<sup>①</sup>によれば、日本は世界の21位に位置する。先進国のなかでも低い水準にあり、「不完全な民主主義」とも隣接している。</p>	<p>2021年の民主主義指数<sup>①</sup>によれば、日本は世界の17位に位置する。先進国のなかでも低い水準にあり、「不完全な民主主義」とも隣接している。</p>																																																																																																																																																																																																

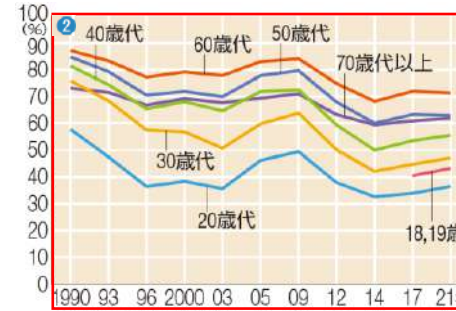


番号 訂正箇所  
ページ 行

原 文

訂 正 文

14 109 図2



15 110 表2

	衆議院	参議院
定数	465	245
任期	4年	6年
解散	あり	なし
被選挙権	25歳以上	30歳以上
選挙区と定数	小選挙区(289)および比例代表(176)	比例代表(98)および選挙区(147)
内閣不信任	あり	なし

	衆議院	参議院
定数	465	248
任期	4年	6年
解散	あり	なし
被選挙権	25歳以上	30歳以上
選挙区と定数	小選挙区(289)および比例代表(176)	比例代表(100)および選挙区(148)
内閣不信任	あり	なし

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		

16 113 図4

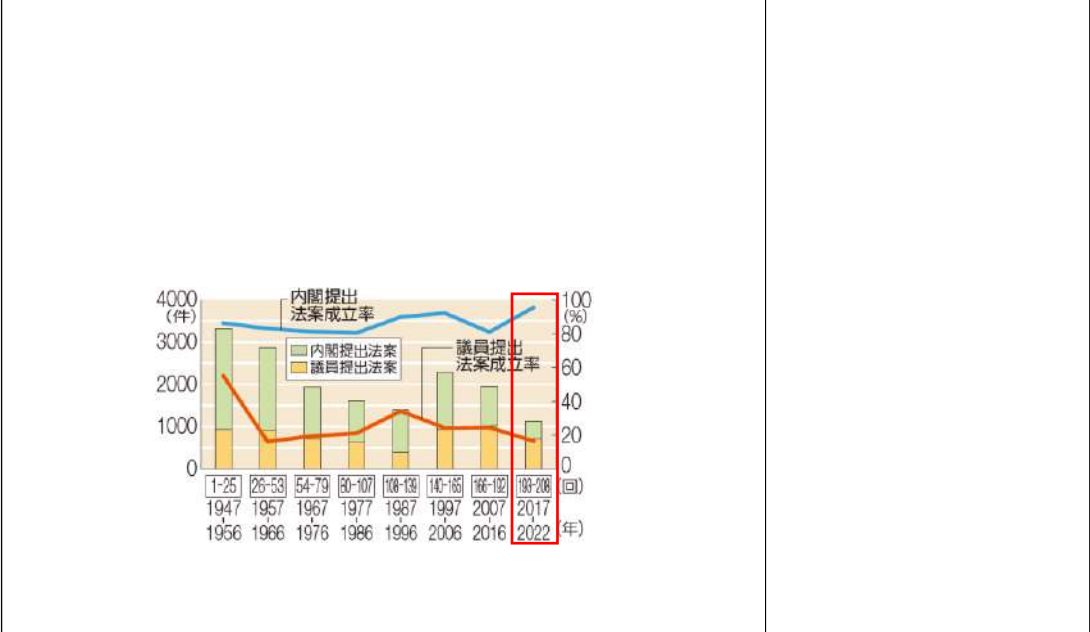
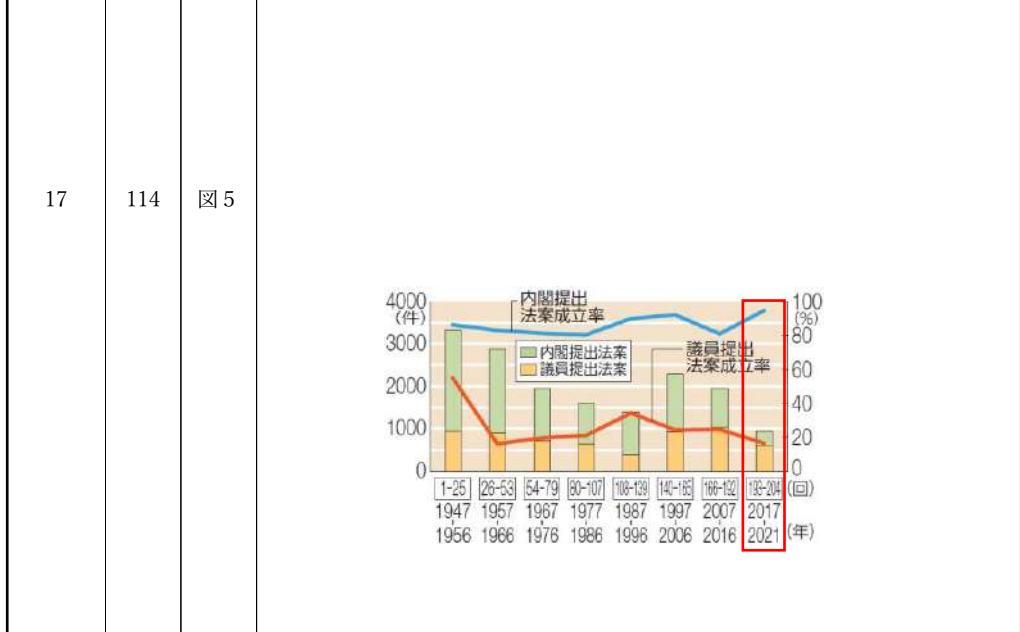
責任者は国務大臣  
\*東日本大震災からの復興をはかるため、2012年に新設(2030年度まで設置)

4 日本の行政機構 2021年10月現在。1999年成立の中央省庁等改革関連法で、2001年1月から1府12省庁に再編された。内閣府は各省庁より1段高い立場から、政府内の政策の総合調整をおこなう。

16 113 図4

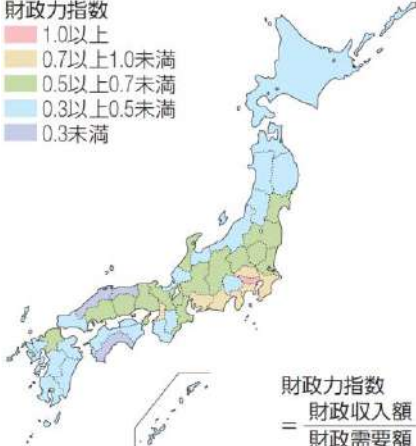
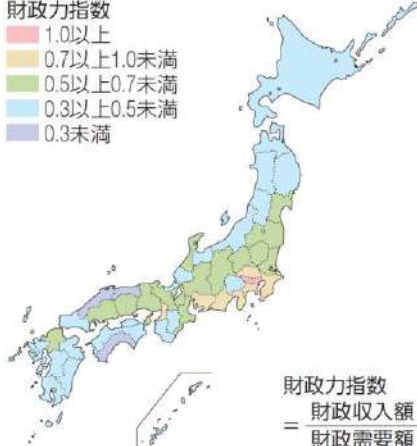

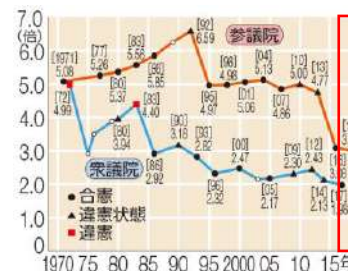
責任者は国務大臣  
\*東日本大震災からの復興をはかるため、2012年に新設(2030年度まで設置)  
\*\*2023年4月に設置予定

4 日本の行政機構 2022年10月現在。1999年成立の中央省庁等改革関連法で、2001年1月から1府12省庁に再編された。内閣府は各省庁より1段高い立場から、政府内の政策の総合調整をおこなう。



番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
18	121	右段 10-14	<p>▶▶▶ 裁判員制度の課題とは？</p> <p>裁判員候補者の辞退率が上がり(2018年度は67%)、選任手続出席率が低下している(同23%)のは大きな問題である。その背景には、審理の長期化があるといわれている(同平均6.4日)。ただし、裁判員の都合</p>	<p>▶▶▶ 裁判員制度の課題とは？</p> <p>裁判員候補者の辞退率が上がり(2021年度は67%)、選任手続出席率が低下している(同24%)のは大きな問題である。その背景には、審理の長期化があるといわれている(同平均13.8日)。ただし、裁判員の都合</p>
19	124	図3	<p>※特定財源は、用途が指定されている。</p> <p>③ 地方財政の歳入構成 2021年度地方財政計画。総務省資料による。 <b>Check!</b></p>	<p>※特定財源は、用途が指定されている。</p> <p>③ 地方財政の歳入構成 2022年度地方財政計画。総務省資料による。 <b>Check!</b></p>

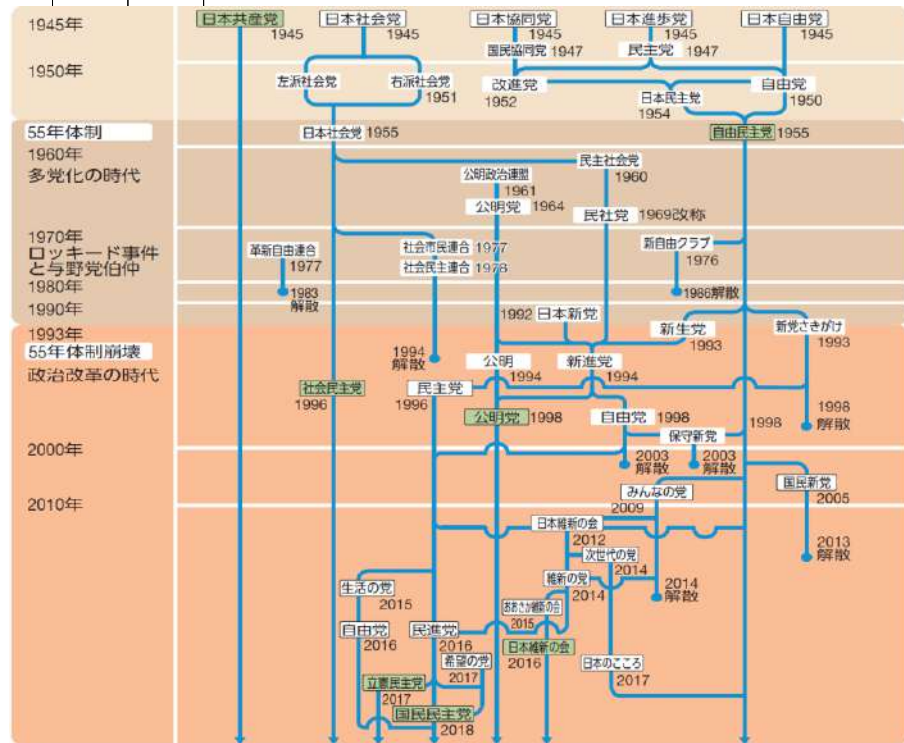


番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
20	125	図4	<p>財政力指数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1.0以上</li> <li>0.7以上1.0未満</li> <li>0.5以上0.7未満</li> <li>0.3以上0.5未満</li> <li>0.3未満</li> </ul>  <p>財政力指数 = <math>\frac{\text{財政収入額}}{\text{財政需要額}}</math></p> <p><b>4</b>各都道府県の財政構造 数値が高い自治体ほど財源に余裕があるといえる。これが1を下回れば地方交付税が交付され、1を上回れば交付されない。「日本国勢図会」<u>2019/20</u>年版による。</p>	<p>財政力指数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1.0以上</li> <li>0.7以上1.0未満</li> <li>0.5以上0.7未満</li> <li>0.3以上0.5未満</li> <li>0.3未満</li> </ul>  <p>財政力指数 = <math>\frac{\text{財政収入額}}{\text{財政需要額}}</math></p> <p><b>4</b>各都道府県の財政構造 数値が高い自治体ほど財源に余裕があるといえる。これが1を下回れば地方交付税が交付され、1を上回れば交付されない。「日本国勢図会」<u>2022/23</u>年版による。</p>
21	131	図3		

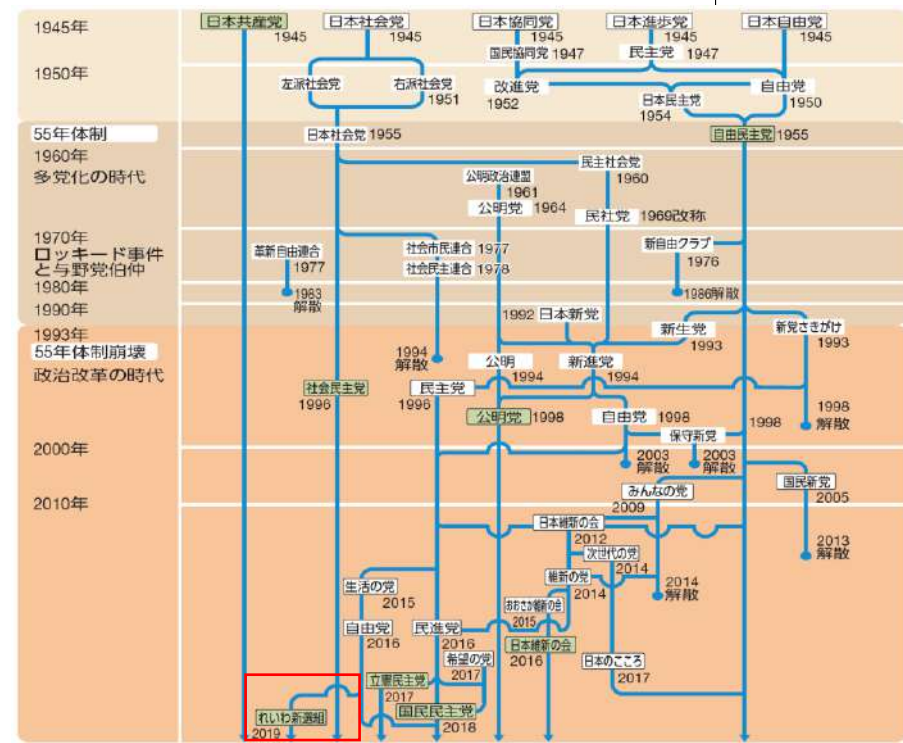
番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
22	132	図5		
23			<p><b>●衆議院議員選挙の場合</b></p> <p>小選挙区289   比例代表176 (全国11ブロック)</p> <p>候補者のなかからひとり選ぶ   政党のなかからひとり選ぶ</p> <p>最多得票者が当選   落選した重複立候補者*</p> <p>各政党があらかじめブロックごとに順位を決めて提出した名簿(拘束名簿)の順に当選(得票数で比例配分)</p> <p>当選者合計465</p> <p>*小選挙区と比例代表の両方に立候補している者</p> <p><b>●参議院議員選挙の場合</b></p> <p>選挙区74 (定数2以上の区あり)   比例代表50 (全国1区)</p> <p>候補者のなかからひとり選ぶ   候補者名か政党名で選ぶ</p> <p>23   23</p> <p>定数に応じて得票の多い者から当選   各政党は優先的に選出される拘束名簿(特定枠)と順位のない名簿(非拘束名簿)を提出し、各政党内で個人得票が多い順に当選(候補者名も政党の得票として比例配分)</p> <p>当選者合計124**</p> <p>**3年ごとに半数改選なので、全体の定数は248(ただし、次回選挙までは245(選挙区147, 比例代表98))</p>	<p><b>●衆議院議員選挙の場合</b></p> <p>小選挙区289   比例代表176 (全国11ブロック)</p> <p>候補者のなかからひとり選ぶ   政党のなかからひとり選ぶ</p> <p>最多得票者が当選   落選した重複立候補者*</p> <p>各政党があらかじめブロックごとに順位を決めて提出した名簿(拘束名簿)の順に当選(得票数で比例配分)</p> <p>当選者合計465</p> <p>*小選挙区と比例代表の両方に立候補している者</p> <p><b>●参議院議員選挙の場合</b></p> <p>選挙区74 (定数2以上の区あり)   比例代表50 (全国1区)</p> <p>候補者のなかからひとり選ぶ   候補者名か政党名で選ぶ</p> <p>23   23</p> <p>定数に応じて得票の多い者から当選   各政党は優先的に選出される拘束名簿(特定枠)と順位のない名簿(非拘束名簿)を提出し、各政党内で個人得票が多い順に当選(候補者名も政党の得票として比例配分)</p> <p>当選者合計124**</p> <p>**3年ごとに半数改選なので、全体の定数は248</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		

24 135 図6

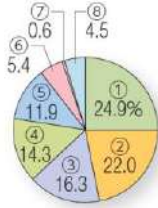
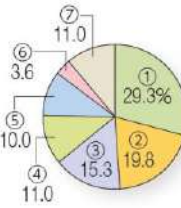
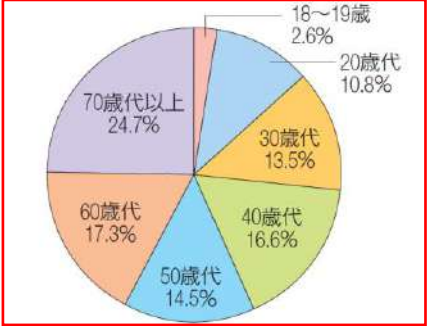
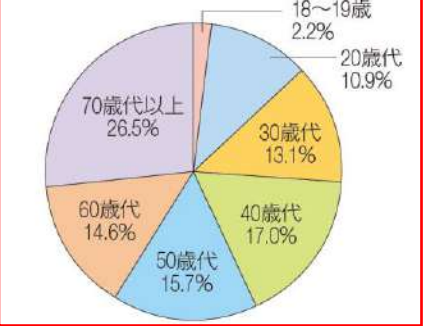


6 戦後の主な政党の系譜 2019年10月末現在。 **Check!** 55年体制が崩壊し、政治改革がはじまって以降の特徴を読み取ってみよう。



6 戦後の主な政党の系譜 2022年10月末現在。 **Check!** 55年体制が崩壊し、政治改革がはじまって以降の特徴を読み取ってみよう。

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
25	136	コラム 18-20	<p>2019年の参議院選挙では自民党と公明党の連立与党が改選議席定数の過半数を獲得し、政権を維持する一方で、共闘する野党が、選挙区の一入区で勝利する事例も見られた。2021年の総選挙でも野党共闘が試みられたがむしろ議席を減らし、日本維新の会が大幅に議席を増やすなど野党の分極化が進んだ。</p>	<p>2019年の参議院選挙では自民党と公明党の連立与党が改選議席定数の過半数を獲得する一方で、共闘する野党が、選挙区の一入区で勝利する事例も見られた。2021年の総選挙でも野党共闘が試みられたがむしろ議席を減らし、野党の分極化が進んだ。2022年の参議院選挙でも新政党が議席を得るなど、同様の傾向が続いている。</p>
26	138	図1	<p>Figure 1: Percentage of seats held by the ruling coalition in the House of Representatives (衆議院選挙) and the House of Councillors (参議院選挙) from 1945 to 2020. The Y-axis represents the percentage (%), ranging from 50 to 80. The X-axis represents the year. The blue line represents the House of Representatives, and the orange line represents the House of Councillors. A red box highlights the data for 2019 and 2021. In 2019, the ruling coalition's share in the House of Representatives was 48.80%. In 2021, it was 55.93%.</p>	<p>Figure 1: Percentage of seats held by the ruling coalition in the House of Representatives (衆議院選挙) and the House of Councillors (参議院選挙) from 1945 to 2022. The Y-axis represents the percentage (%), ranging from 50 to 80. The X-axis represents the year. The blue line represents the House of Representatives, and the orange line represents the House of Councillors. A red box highlights the data for 2021 and 2022. In 2021, the ruling coalition's share in the House of Representatives was 55.93%. In 2022, it was 52.05%.</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
27	139	図	<p>Q: どうすれば民意が国政に反映されるか</p> <p>①政治家が国民の声をよく聞く ②国民が国の政策に関心をもつ ③国民が選挙のときに自覚して投票する ④政府が世論をよく聞く ⑤国民が参加できる場を広げる ⑥マスコミが国民の意見をよく伝える ⑦その他 ⑧わからない</p>  <p>国への政策への民意の反映 2020年度。内閣府「社会意識に関する世論調査」による。</p>	<p>Q: どうすれば民意が国政に反映されるか</p> <p>①政治家が国民の声をよく聞く ②国民が国の政策に関心をもつ ③政府が世論をよく聞く ④国民が選挙のときに自覚して投票する ⑤国民が参加できる場を広げる ⑥マスコミが国民の意見をよく伝える ⑦無回答</p>  <p>国への政策への民意の反映 2021年度。内閣府「社会意識に関する世論調査」による。</p>
28	142	図1	 <p>有権者の年代別割合 2017年の衆議院議員選挙時。団塊の世代である60歳代と40歳代が多い。総務省資料による。 29</p>	 <p>有権者の年代別割合 2021年の衆議院議員選挙時。団塊の世代である70歳代と40歳代が多い。総務省資料による。 29</p>
29		図1 解説		



番号	訂正箇所		原文	訂正文																																																																																																																																												
	ページ	行																																																																																																																																														
30	145	右下 囲み	<p style="text-align: center;"><b>D党の選挙公約</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平和主義は維持するが、時代の必要にあわせて権利を加えるなど、憲法改正は必要。</li> <li>・消費税増税は、極力国民の負担が増えない方策で実施する。</li> <li>・審査に合格した原発は再稼働させてもよいが、新規の建設には反対。</li> <li>・夫婦別姓を維持するが、通称使用を幅広く認める。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>D党の選挙公約</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平和主義は維持するが、時代の必要にあわせて権利を加えるなど、憲法改正は必要。</li> <li>・消費税増税は、極力国民の負担が増えない方策で実施する。</li> <li>・審査に合格した原発は再稼働させてもよいが、新規の建設には反対。</li> <li>・夫婦同姓を維持するが、通称使用を幅広く認める。</li> </ul>																																																																																																																																												
31	102	表3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条約名</th> <th>採択年</th> <th>発効年</th> <th>日本の批准年</th> <th>締約国数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>世界人権宣言</td><td>1948</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約</td><td>1949</td><td>1951</td><td>○ 1958</td><td><u>82</u></td></tr> <tr><td>難民の地位に関する条約</td><td>1951</td><td>1954</td><td>○ 1981</td><td>146</td></tr> <tr><td>婦人の参政権に関する条約</td><td>1952</td><td>1954</td><td>○ 1955</td><td>123</td></tr> <tr><td>人種差別撤廃条約</td><td>1965</td><td>1969</td><td>○ 1995</td><td>182</td></tr> <tr><td>国際人権規約(社会権規約)</td><td>1966</td><td>1976</td><td>○ 1979</td><td>171</td></tr> <tr><td>国際人権規約(自由権規約)</td><td>1966</td><td>1976</td><td>○ 1979</td><td>173</td></tr> <tr><td>難民の地位に関する議定書</td><td>1967</td><td>1967</td><td>○ 1982</td><td>147</td></tr> <tr><td>女性差別撤廃条約</td><td>1979</td><td>1981</td><td>○ 1985</td><td>189</td></tr> <tr><td>拷問等禁止条約</td><td>1984</td><td>1987</td><td>○ 1999</td><td>173</td></tr> <tr><td>子どもの権利条約</td><td>1989</td><td>1990</td><td>○ 1994</td><td>196</td></tr> <tr><td>自由権規約第2選択議定書(死刑廃止条約)</td><td>1989</td><td>1991</td><td></td><td><u>89</u></td></tr> <tr><td>障害者権利条約</td><td>2006</td><td>2008</td><td>○ 2014</td><td><u>184</u></td></tr> </tbody> </table> <p>③ 主要な人権条約と日本の批准状況 <u>2021</u>年10月末現在。国連資料による。 <b>Check!</b> 日本が未批准の条約や批准年の遅い条約があるのはなぜか、考えてみよう。</p>	条約名	採択年	発効年	日本の批准年	締約国数	世界人権宣言	1948				人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	1949	1951	○ 1958	<u>82</u>	難民の地位に関する条約	1951	1954	○ 1981	146	婦人の参政権に関する条約	1952	1954	○ 1955	123	人種差別撤廃条約	1965	1969	○ 1995	182	国際人権規約(社会権規約)	1966	1976	○ 1979	171	国際人権規約(自由権規約)	1966	1976	○ 1979	173	難民の地位に関する議定書	1967	1967	○ 1982	147	女性差別撤廃条約	1979	1981	○ 1985	189	拷問等禁止条約	1984	1987	○ 1999	173	子どもの権利条約	1989	1990	○ 1994	196	自由権規約第2選択議定書(死刑廃止条約)	1989	1991		<u>89</u>	障害者権利条約	2006	2008	○ 2014	<u>184</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条約名</th> <th>採択年</th> <th>発効年</th> <th>日本の批准年</th> <th>締約国数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>世界人権宣言</td><td>1948</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約</td><td>1949</td><td>1951</td><td>○ 1958</td><td><u>83</u></td></tr> <tr><td>難民の地位に関する条約</td><td>1951</td><td>1954</td><td>○ 1981</td><td>146</td></tr> <tr><td>婦人の参政権に関する条約</td><td>1952</td><td>1954</td><td>○ 1955</td><td>123</td></tr> <tr><td>人種差別撤廃条約</td><td>1965</td><td>1969</td><td>○ 1995</td><td>182</td></tr> <tr><td>国際人権規約(社会権規約)</td><td>1966</td><td>1976</td><td>○ 1979</td><td>171</td></tr> <tr><td>国際人権規約(自由権規約)</td><td>1966</td><td>1976</td><td>○ 1979</td><td>173</td></tr> <tr><td>難民の地位に関する議定書</td><td>1967</td><td>1967</td><td>○ 1982</td><td>147</td></tr> <tr><td>女性差別撤廃条約</td><td>1979</td><td>1981</td><td>○ 1985</td><td>189</td></tr> <tr><td>拷問等禁止条約</td><td>1984</td><td>1987</td><td>○ 1999</td><td>173</td></tr> <tr><td>子どもの権利条約</td><td>1989</td><td>1990</td><td>○ 1994</td><td>196</td></tr> <tr><td>自由権規約第2選択議定書(死刑廃止条約)</td><td>1989</td><td>1991</td><td></td><td><u>90</u></td></tr> <tr><td>障害者権利条約</td><td>2006</td><td>2008</td><td>○ 2014</td><td><u>185</u></td></tr> </tbody> </table> <p>③ 主要な人権条約と日本の批准状況 <u>2022</u>年10月末現在。国連資料による。 <b>Check!</b> 日本が未批准の条約や批准年の遅い条約があるのはなぜか、考えてみよう。</p>	条約名	採択年	発効年	日本の批准年	締約国数	世界人権宣言	1948				人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	1949	1951	○ 1958	<u>83</u>	難民の地位に関する条約	1951	1954	○ 1981	146	婦人の参政権に関する条約	1952	1954	○ 1955	123	人種差別撤廃条約	1965	1969	○ 1995	182	国際人権規約(社会権規約)	1966	1976	○ 1979	171	国際人権規約(自由権規約)	1966	1976	○ 1979	173	難民の地位に関する議定書	1967	1967	○ 1982	147	女性差別撤廃条約	1979	1981	○ 1985	189	拷問等禁止条約	1984	1987	○ 1999	173	子どもの権利条約	1989	1990	○ 1994	196	自由権規約第2選択議定書(死刑廃止条約)	1989	1991		<u>90</u>	障害者権利条約	2006	2008	○ 2014	<u>185</u>
条約名	採択年	発効年	日本の批准年	締約国数																																																																																																																																												
世界人権宣言	1948																																																																																																																																															
人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	1949	1951	○ 1958	<u>82</u>																																																																																																																																												
難民の地位に関する条約	1951	1954	○ 1981	146																																																																																																																																												
婦人の参政権に関する条約	1952	1954	○ 1955	123																																																																																																																																												
人種差別撤廃条約	1965	1969	○ 1995	182																																																																																																																																												
国際人権規約(社会権規約)	1966	1976	○ 1979	171																																																																																																																																												
国際人権規約(自由権規約)	1966	1976	○ 1979	173																																																																																																																																												
難民の地位に関する議定書	1967	1967	○ 1982	147																																																																																																																																												
女性差別撤廃条約	1979	1981	○ 1985	189																																																																																																																																												
拷問等禁止条約	1984	1987	○ 1999	173																																																																																																																																												
子どもの権利条約	1989	1990	○ 1994	196																																																																																																																																												
自由権規約第2選択議定書(死刑廃止条約)	1989	1991		<u>89</u>																																																																																																																																												
障害者権利条約	2006	2008	○ 2014	<u>184</u>																																																																																																																																												
条約名	採択年	発効年	日本の批准年	締約国数																																																																																																																																												
世界人権宣言	1948																																																																																																																																															
人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	1949	1951	○ 1958	<u>83</u>																																																																																																																																												
難民の地位に関する条約	1951	1954	○ 1981	146																																																																																																																																												
婦人の参政権に関する条約	1952	1954	○ 1955	123																																																																																																																																												
人種差別撤廃条約	1965	1969	○ 1995	182																																																																																																																																												
国際人権規約(社会権規約)	1966	1976	○ 1979	171																																																																																																																																												
国際人権規約(自由権規約)	1966	1976	○ 1979	173																																																																																																																																												
難民の地位に関する議定書	1967	1967	○ 1982	147																																																																																																																																												
女性差別撤廃条約	1979	1981	○ 1985	189																																																																																																																																												
拷問等禁止条約	1984	1987	○ 1999	173																																																																																																																																												
子どもの権利条約	1989	1990	○ 1994	196																																																																																																																																												
自由権規約第2選択議定書(死刑廃止条約)	1989	1991		<u>90</u>																																																																																																																																												
障害者権利条約	2006	2008	○ 2014	<u>185</u>																																																																																																																																												

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		

32 146 表1

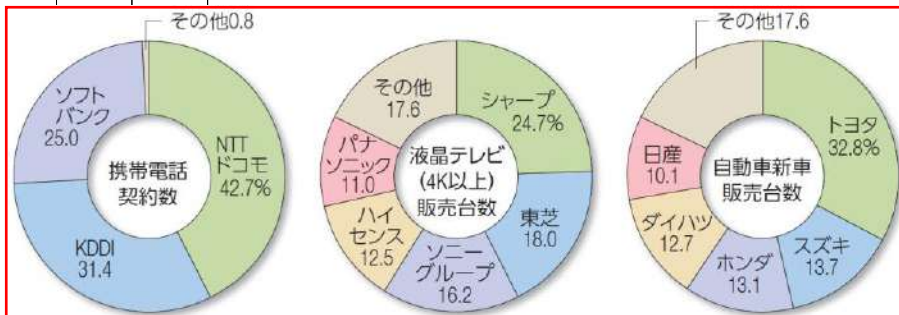
順位	企業名・肩書	保有資産額(億ドル)
1	Amazon創業者兼取締役会長	1,770
2	テスラ最高経営責任者	1,510
3	LVMH取締役会長	1,500
4	マイクロソフト創業者	1,240
5	Facebook(現Meta)創業者兼最高経営責任者	970
6	投資家、パークシャー・ハサウェイ最高経営責任者	960
7	オラクル・コーポレーション創業者兼会長	930
8	Google共同創業者	915
9	Google共同創業者	890
10	リライアンス・インダストリーズ会長	845

①世界の富豪上位10人 2021年。フォーブス・ジャパンによる。

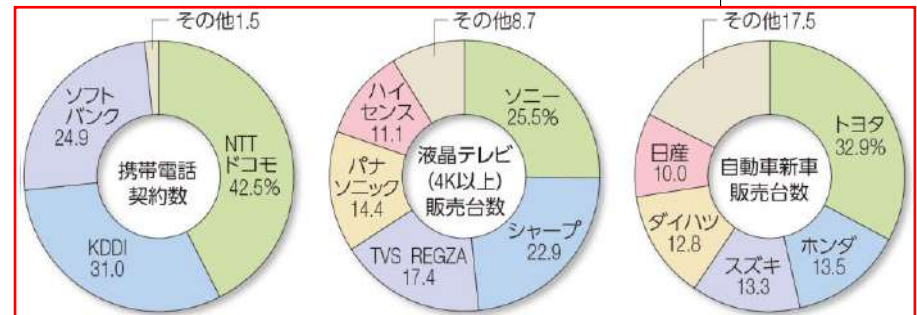
順位	企業名・肩書	保有資産額(億ドル)
1	テスラ最高経営責任者	2,190
2	Amazon創業者兼取締役会長	1,710
3	LVMH取締役会長	1,580
4	マイクロソフト創業者	1,290
5	投資家、パークシャー・ハサウェイ最高経営責任者	1,180
6	Google共同創業者	1,110
7	Google共同創業者	1,070
8	オラクル・コーポレーション創業者兼会長	1,060
9	マイクロソフト元最高経営責任者	914
10	リライアンス・インダストリーズ会長	907

①世界の富豪上位10人 2022年。フォーブス・ジャパンによる。

33 156 図3



③わが国の生産集中度 2020年。「日経業界地図」2021年版などによる。



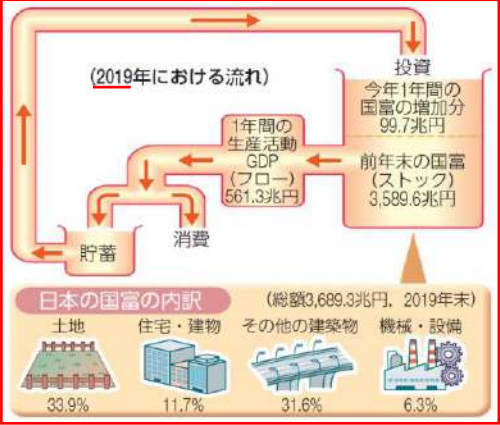
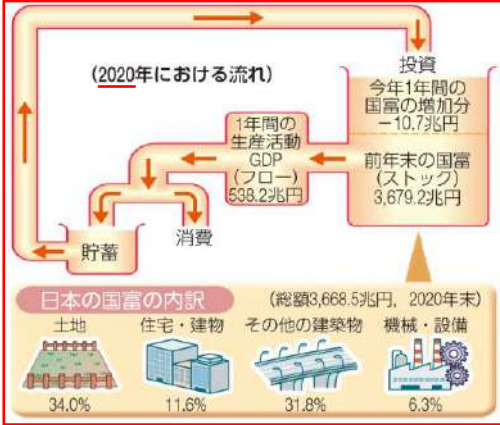
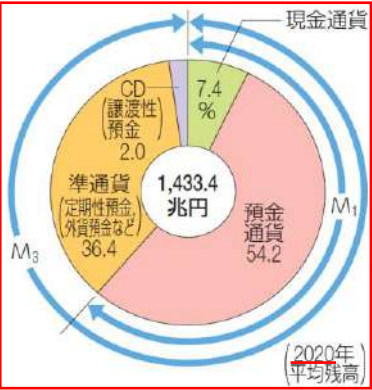
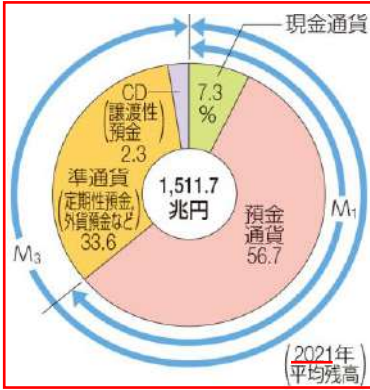
③わが国の生産集中度 2021年。「日経業界地図」2023年版などによる。

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
34	148	図1		
35		注②	<p>②生産の三要素…土地・労働力・資本を生産の三要素(Ⅰ)という。</p>	<p>②生産の三要素…土地(天然資源)・労働力・資本を生産の三要素(Ⅰ)という。</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
36	160	図2	<div data-bbox="524 352 891 863" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>【国名または企業名】 【GDP・収益(億ドル)】</p> <p>アメリカ <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">214,332</span></p> <p>日本 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">50,825</span></p> <p>ウォルマート・ストアーズ(米) <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">5,144</span> 総合小売</p> <p>オーストリア <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">4,451</span></p> <p>ロイヤル・ダッチ・シェル(蘭) <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">3,966</span> 石油</p> <p>マレーシア <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">3,647</span></p> <p>BP(英) <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">3,037</span> 石油</p> <p>フォルクスワーゲン(独) <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">2,783</span> 自動車</p> <p>トヨタ(日) <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">2,726</span> 自動車</p> <p>アップル(米) <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">2,656</span> 電子機器</p> <p>アマゾン(米) <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">2,329</span> 小売業</p> <p>ギリシア <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">2,053</span></p> <p>カタール <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">1,835</span></p> <p>NTT(日) <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">1,071</span> 通信</p> </div> <p>2 多国籍企業の収益とGDP 2020年。 「世界国勢図会」<u>2021/22年版</u>などによる。</p>	<div data-bbox="1285 352 1653 863" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>【国名または企業名】 【GDP・収益(億ドル)】</p> <p>アメリカ <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">208,937</span></p> <p>日本 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">50,578</span></p> <p>ウォルマート・ストアーズ(米) <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">5,592</span> 総合小売</p> <p>スウェーデン <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">5,411</span></p> <p>アマゾン(米) <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">3,861</span> 総合小売</p> <p>南アフリカ <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">3,021</span></p> <p>アップル(米) <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">2,745</span> 電子機器</p> <p>トヨタ(日) <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">2,567</span> 自動車</p> <p>フォルクスワーゲン(独) <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">2,540</span> 自動車</p> <p>チリ <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">2,529</span></p> <p>サムスン電子(韓国) <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">2,007</span> 電子機器</p> <p>BP(英) <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">1,835</span> 石油</p> <p>ロイヤル・ダッチ・シェル(蘭) <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">1,832</span> 石油</p> <p>カタール <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">1,464</span></p> </div> <p>2 多国籍企業の収益とGDP 2020年。 「世界国勢図会」<u>2022/23年版</u>などによる。</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
37	163	図1	<p>■国内総生産(GDP) 561.3兆円          =国内の総生産額-中間生産物          ■国民総所得(GNI) 583.0兆円          =GDP+海外からの純所得          ■国民所得(NI) 401.8兆円          =GNI-固定資本減耗-(間接税-補助金)</p> <p>1 国民所得の相互関係 2019年。内閣府資料による。</p>	<p>■国内総生産(GDP) 538.2兆円          =国内の総生産額-中間生産物          ■国民総所得(GNI) 557.7兆円          =GDP+海外からの純所得          ■国民所得(NI) 376.5兆円          =GNI-固定資本減耗-(間接税-補助金)</p> <p>1 国民所得の相互関係 2020年。内閣府資料による。</p>



番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
38	164	図2	 <p>(2019年における流れ)</p> <p>投資 今年1年間の国富の増加分 99.7兆円</p> <p>1年間の生産活動 GDP (フロー) 561.3兆円</p> <p>前年末の国富 (ストック) 3,589.6兆円</p> <p>貯蓄 消費</p> <p>日本の国富の内訳 (総額3,689.3兆円, 2019年末)</p> <p>土地 33.9% 住宅・建物 11.7% その他の建築物 31.6% 機械・設備 6.3%</p>	 <p>(2020年における流れ)</p> <p>投資 今年1年間の国富の増加分 -10.7兆円</p> <p>1年間の生産活動 GDP (フロー) 538.2兆円</p> <p>前年末の国富 (ストック) 3,679.2兆円</p> <p>貯蓄 消費</p> <p>日本の国富の内訳 (総額3,668.5兆円, 2020年末)</p> <p>土地 34.0% 住宅・建物 11.6% その他の建築物 31.8% 機械・設備 6.3%</p>
39	168	図1	 <p>現金通貨</p> <p>CD (譲渡性預金) 2.0</p> <p>7.4%</p> <p>準通貨 (定期性預金、外貨預金など) 36.4</p> <p>1,433.4 兆円</p> <p>預金通貨 54.2</p> <p>M<sub>1</sub></p> <p>M<sub>3</sub></p> <p>(2020年) (平均残高)</p>	 <p>現金通貨</p> <p>CD (譲渡性預金) 2.3</p> <p>7.3%</p> <p>準通貨 (定期性預金、外貨預金など) 33.6</p> <p>1,511.7 兆円</p> <p>預金通貨 56.7</p> <p>M<sub>1</sub></p> <p>M<sub>3</sub></p> <p>(2021年) (平均残高)</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
40	171	図5		
41	173	図6		

番号	訂正箇所		原文	訂正文																																																																																																																																														
	ページ	行																																																																																																																																																
42	175	図1	<p>■キャッシュレス決済比率の国際比較 2018年。キャッシュレス推進協議会資料による。</p>	<p>■キャッシュレス決済比率の国際比較 2020年。キャッシュレス推進協議会資料による。</p>																																																																																																																																														
43	177	図1	<p>(単位：兆円)</p> <p><b>【平成2(1990)年度当初予算】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>歳入</td> <td colspan="4">税収58.0</td> <td>消費税5.3</td> <td>その他収入2.6</td> </tr> <tr> <td>66.2</td> <td>所得税21.4</td> <td>法人税19.7</td> <td>その他11.6</td> <td>5.6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歳出</td> <td colspan="2">公共事業費</td> <td colspan="2">社会保障関係費</td> <td colspan="2">建設国債</td> </tr> <tr> <td>66.2</td> <td>6.2</td> <td>5.1</td> <td>4.2</td> <td>その他9.6</td> <td>11.6</td> <td>地方交付税15.3 国債費14.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">防衛費</td> <td colspan="2">文教・科学振興費</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p><b>【令和3(2021)年度予算】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>歳入</td> <td colspan="4">税収57.4</td> <td>5.6</td> <td>6.3</td> <td>赤字国債37.3</td> </tr> <tr> <td>106.6</td> <td>所得税18.7</td> <td>法人税9.0</td> <td>消費税20.3</td> <td>その他9.5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歳出</td> <td colspan="2">公共事業費</td> <td colspan="2">社会保障関係費35.8</td> <td colspan="2">地方交付税15.9 国債費23.8</td> </tr> <tr> <td>106.6</td> <td>6.1</td> <td>5.4</td> <td>5.3</td> <td>その他14.3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">防衛費</td> <td colspan="2">文教・科学振興費</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	歳入	税収58.0				消費税5.3	その他収入2.6	66.2	所得税21.4	法人税19.7	その他11.6	5.6			歳出	公共事業費		社会保障関係費		建設国債		66.2	6.2	5.1	4.2	その他9.6	11.6	地方交付税15.3 国債費14.3		防衛費		文教・科学振興費				歳入	税収57.4				5.6	6.3	赤字国債37.3	106.6	所得税18.7	法人税9.0	消費税20.3	その他9.5			歳出	公共事業費		社会保障関係費35.8		地方交付税15.9 国債費23.8		106.6	6.1	5.4	5.3	その他14.3				防衛費		文教・科学振興費				<p>(単位：兆円)</p> <p><b>【平成2(1990)年度当初予算】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>歳入</td> <td colspan="4">税収58.0</td> <td>消費税5.3</td> <td>その他収入2.6</td> </tr> <tr> <td>66.2</td> <td>所得税21.4</td> <td>法人税19.7</td> <td>その他11.6</td> <td>5.6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歳出</td> <td colspan="2">公共事業費</td> <td colspan="2">社会保障関係費</td> <td colspan="2">建設国債</td> </tr> <tr> <td>66.2</td> <td>6.2</td> <td>5.1</td> <td>4.2</td> <td>その他9.6</td> <td>11.6</td> <td>地方交付税15.3 国債費14.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">防衛費</td> <td colspan="2">文教・科学振興費</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p><b>【令和4(2022)年度予算】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>歳入</td> <td colspan="4">税収65.2</td> <td>5.4</td> <td>6.3</td> <td>赤字国債30.7</td> </tr> <tr> <td>107.6</td> <td>所得税20.4</td> <td>法人税13.3</td> <td>消費税21.6</td> <td>その他9.9</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歳出</td> <td colspan="2">公共事業費</td> <td colspan="2">社会保障関係費36.3</td> <td colspan="2">地方交付税15.9 国債費24.3</td> </tr> <tr> <td>107.6</td> <td>6.1</td> <td>5.4</td> <td>5.4</td> <td>その他14.3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">防衛費</td> <td colspan="2">文教・科学振興費</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	歳入	税収58.0				消費税5.3	その他収入2.6	66.2	所得税21.4	法人税19.7	その他11.6	5.6			歳出	公共事業費		社会保障関係費		建設国債		66.2	6.2	5.1	4.2	その他9.6	11.6	地方交付税15.3 国債費14.3		防衛費		文教・科学振興費				歳入	税収65.2				5.4	6.3	赤字国債30.7	107.6	所得税20.4	法人税13.3	消費税21.6	その他9.9			歳出	公共事業費		社会保障関係費36.3		地方交付税15.9 国債費24.3		107.6	6.1	5.4	5.4	その他14.3				防衛費		文教・科学振興費			
歳入	税収58.0				消費税5.3	その他収入2.6																																																																																																																																												
66.2	所得税21.4	法人税19.7	その他11.6	5.6																																																																																																																																														
歳出	公共事業費		社会保障関係費		建設国債																																																																																																																																													
66.2	6.2	5.1	4.2	その他9.6	11.6	地方交付税15.3 国債費14.3																																																																																																																																												
	防衛費		文教・科学振興費																																																																																																																																															
歳入	税収57.4				5.6	6.3	赤字国債37.3																																																																																																																																											
106.6	所得税18.7	法人税9.0	消費税20.3	その他9.5																																																																																																																																														
歳出	公共事業費		社会保障関係費35.8		地方交付税15.9 国債費23.8																																																																																																																																													
106.6	6.1	5.4	5.3	その他14.3																																																																																																																																														
	防衛費		文教・科学振興費																																																																																																																																															
歳入	税収58.0				消費税5.3	その他収入2.6																																																																																																																																												
66.2	所得税21.4	法人税19.7	その他11.6	5.6																																																																																																																																														
歳出	公共事業費		社会保障関係費		建設国債																																																																																																																																													
66.2	6.2	5.1	4.2	その他9.6	11.6	地方交付税15.3 国債費14.3																																																																																																																																												
	防衛費		文教・科学振興費																																																																																																																																															
歳入	税収65.2				5.4	6.3	赤字国債30.7																																																																																																																																											
107.6	所得税20.4	法人税13.3	消費税21.6	その他9.9																																																																																																																																														
歳出	公共事業費		社会保障関係費36.3		地方交付税15.9 国債費24.3																																																																																																																																													
107.6	6.1	5.4	5.4	その他14.3																																																																																																																																														
	防衛費		文教・科学振興費																																																																																																																																															

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
44	178	囲み	<p><b>Check!</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得に応じて、公平な税負担になり<u>やすい</u>のは、どちらか？</li> <li>・税を漏れなく集めやすいのは、どちらか？</li> </ul>	<p><b>Check!</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得に応じて、公平な税負担になり<u>やすい</u>のは、どちらか？</li> <li>・税を漏れなく集めやすいのは、どちらか？</li> </ul>
45	179	図4	<p style="text-align: right;"><b>45</b></p>	<p style="text-align: right;"><b>45</b></p>
46		図4 解説	<p><b>4</b> 申告納税者の所得税負担率 高額所得者ほど株式譲渡益の比率が高いため、給与所得より低率の分離課税を利用すると、税負担率を抑えることができる。2019年。財務省資料による。</p> <p style="text-align: center;"><b>45</b></p>	<p><b>4</b> 申告納税者の所得税負担率 一般に高額所得者ほど株式譲渡益の比率が高いため、給与所得より低率の分離課税を利用すると、税負担率が低くなる。2020年。財務省資料による。</p> <p style="text-align: center;"><b>46</b>                      <b>45</b></p>



番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
47	179	図5		
48	180	図6		





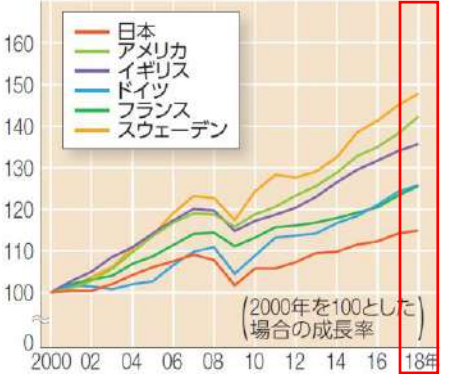
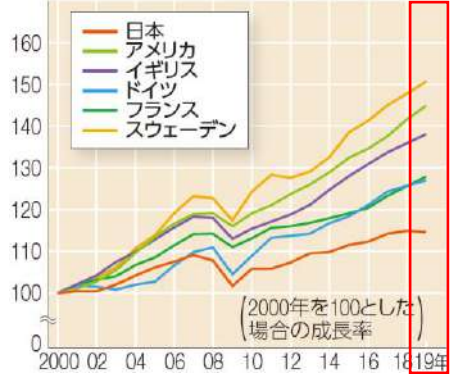
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
49	182	図1		
50		図2	<p>50</p>	<p>50</p>
51			<p>2 政府の総支出・租税収入(対GDP)の国際比較。2018年。OECD資料による。 <b>Check!</b></p> <p>50 51</p> <p>日本の政府支出は比較的低い。財政赤字が大きいのは、なぜだろうか。</p>	<p>2 政府の総支出・租税収入(対GDP)の国際比較。2019年。財務省資料による。 <b>Check!</b></p> <p>50 51</p> <p>日本の政府支出は比較的低い。財政赤字が大きいのは、なぜだろうか。</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文																																																																																																		
	ページ	行																																																																																																				
52	183	図3																																																																																																				
53		図4	<table border="1"> <caption>図4: 租税負担率 (対国民所得比) (2018年)</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>租税負担率 (%)</th> <th>資産課税 (%)</th> <th>消費課税 (%)</th> <th>法人所得課税 (%)</th> <th>個人所得課税 (%)</th> <th>老年人口比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本 (2018年度)</td> <td>26.1</td> <td>3.6</td> <td>8.5</td> <td>5.6</td> <td>8.3</td> <td>26.6</td> </tr> <tr> <td>アメリカ (2018年)</td> <td>23.4</td> <td>3.8</td> <td>5.5</td> <td>1.3</td> <td>12.8</td> <td>14.6</td> </tr> <tr> <td>イギリス (2018年)</td> <td>37.0</td> <td>5.9</td> <td>14.9</td> <td>3.7</td> <td>12.5</td> <td>18.0</td> </tr> <tr> <td>ドイツ (2018年)</td> <td>32.1</td> <td>1.4</td> <td>13.8</td> <td>2.9</td> <td>14.0</td> <td>21.2</td> </tr> <tr> <td>フランス (2018年)</td> <td>42.7</td> <td>8.8</td> <td>17.5</td> <td>3.0</td> <td>13.5</td> <td>18.9</td> </tr> <tr> <td>スウェーデン (2018年)</td> <td>53.5</td> <td>9.5</td> <td>19.5</td> <td>4.4</td> <td>20.1</td> <td>19.6</td> </tr> </tbody> </table>	国	租税負担率 (%)	資産課税 (%)	消費課税 (%)	法人所得課税 (%)	個人所得課税 (%)	老年人口比率 (%)	日本 (2018年度)	26.1	3.6	8.5	5.6	8.3	26.6	アメリカ (2018年)	23.4	3.8	5.5	1.3	12.8	14.6	イギリス (2018年)	37.0	5.9	14.9	3.7	12.5	18.0	ドイツ (2018年)	32.1	1.4	13.8	2.9	14.0	21.2	フランス (2018年)	42.7	8.8	17.5	3.0	13.5	18.9	スウェーデン (2018年)	53.5	9.5	19.5	4.4	20.1	19.6	<table border="1"> <caption>図4: 租税負担率 (対国民所得比) (2019年)</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>租税負担率 (%)</th> <th>資産課税 (%)</th> <th>消費課税 (%)</th> <th>法人所得課税 (%)</th> <th>個人所得課税 (%)</th> <th>老年人口比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本 (2019年度)</td> <td>25.8</td> <td>3.7</td> <td>6.6</td> <td>5.3</td> <td>8.2</td> <td>28.3</td> </tr> <tr> <td>アメリカ (2019年)</td> <td>23.9</td> <td>3.7</td> <td>5.6</td> <td>1.7</td> <td>13.0</td> <td>16.2</td> </tr> <tr> <td>イギリス (2019年)</td> <td>35.5</td> <td>5.7</td> <td>14.5</td> <td>3.1</td> <td>12.2</td> <td>18.5</td> </tr> <tr> <td>ドイツ (2019年)</td> <td>32.0</td> <td>1.5</td> <td>13.7</td> <td>2.7</td> <td>14.1</td> <td>21.6</td> </tr> <tr> <td>フランス (2019年)</td> <td>43.1</td> <td>8.8</td> <td>17.8</td> <td>3.2</td> <td>13.4</td> <td>20.4</td> </tr> <tr> <td>スウェーデン (2019年)</td> <td>51.3</td> <td>9.6</td> <td>18.4</td> <td>4.6</td> <td>18.7</td> <td>20.2</td> </tr> </tbody> </table>	国	租税負担率 (%)	資産課税 (%)	消費課税 (%)	法人所得課税 (%)	個人所得課税 (%)	老年人口比率 (%)	日本 (2019年度)	25.8	3.7	6.6	5.3	8.2	28.3	アメリカ (2019年)	23.9	3.7	5.6	1.7	13.0	16.2	イギリス (2019年)	35.5	5.7	14.5	3.1	12.2	18.5	ドイツ (2019年)	32.0	1.5	13.7	2.7	14.1	21.6	フランス (2019年)	43.1	8.8	17.8	3.2	13.4	20.4	スウェーデン (2019年)	51.3	9.6	18.4	4.6	18.7	20.2
国	租税負担率 (%)	資産課税 (%)	消費課税 (%)	法人所得課税 (%)	個人所得課税 (%)	老年人口比率 (%)																																																																																																
日本 (2018年度)	26.1	3.6	8.5	5.6	8.3	26.6																																																																																																
アメリカ (2018年)	23.4	3.8	5.5	1.3	12.8	14.6																																																																																																
イギリス (2018年)	37.0	5.9	14.9	3.7	12.5	18.0																																																																																																
ドイツ (2018年)	32.1	1.4	13.8	2.9	14.0	21.2																																																																																																
フランス (2018年)	42.7	8.8	17.5	3.0	13.5	18.9																																																																																																
スウェーデン (2018年)	53.5	9.5	19.5	4.4	20.1	19.6																																																																																																
国	租税負担率 (%)	資産課税 (%)	消費課税 (%)	法人所得課税 (%)	個人所得課税 (%)	老年人口比率 (%)																																																																																																
日本 (2019年度)	25.8	3.7	6.6	5.3	8.2	28.3																																																																																																
アメリカ (2019年)	23.9	3.7	5.6	1.7	13.0	16.2																																																																																																
イギリス (2019年)	35.5	5.7	14.5	3.1	12.2	18.5																																																																																																
ドイツ (2019年)	32.0	1.5	13.7	2.7	14.1	21.6																																																																																																
フランス (2019年)	43.1	8.8	17.8	3.2	13.4	20.4																																																																																																
スウェーデン (2019年)	51.3	9.6	18.4	4.6	18.7	20.2																																																																																																

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																
	ページ	行																																																		
54	185	表3	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2018年3月</th> <th>2023年3月</th> <th>2033年3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路橋 【約73万橋(2m以上)】</td> <td>約25%</td> <td>約39%</td> <td>約63%</td> </tr> <tr> <td>トンネル 【約1万1千本】</td> <td>約20%</td> <td>約27%</td> <td>約42%</td> </tr> <tr> <td>河川管理施設 (水門等) 【約1万施設】</td> <td>約32%</td> <td>約42%</td> <td>約62%</td> </tr> <tr> <td>下水道管きよ 【総延長: 約47万km】</td> <td>約4%</td> <td>約8%</td> <td>約21%</td> </tr> <tr> <td>港湾岸壁 【約5千施設 (水深-4.5m 以深)】</td> <td>約17%</td> <td>約32%</td> <td>約58%</td> </tr> </tbody> </table>		2018年3月	2023年3月	2033年3月	道路橋 【約73万橋(2m以上)】	約25%	約39%	約63%	トンネル 【約1万1千本】	約20%	約27%	約42%	河川管理施設 (水門等) 【約1万施設】	約32%	約42%	約62%	下水道管きよ 【総延長: 約47万km】	約4%	約8%	約21%	港湾岸壁 【約5千施設 (水深-4.5m 以深)】	約17%	約32%	約58%	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2020年3月</th> <th>2030年3月</th> <th>2040年3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路橋 【約73万橋(2m以上)】</td> <td>約30%</td> <td>約55%</td> <td>約75%</td> </tr> <tr> <td>トンネル 【約1万1千本】</td> <td>約22%</td> <td>約36%</td> <td>約53%</td> </tr> <tr> <td>河川管理施設 (水門等) 【約4万6千施設】</td> <td>約10%</td> <td>約23%</td> <td>約38%</td> </tr> <tr> <td>下水道管きよ 【総延長: 約48万km】</td> <td>約5%</td> <td>約16%</td> <td>約35%</td> </tr> <tr> <td>港湾岸壁 【約6万1千施設】</td> <td>約21%</td> <td>約43%</td> <td>約66%</td> </tr> </tbody> </table>		2020年3月	2030年3月	2040年3月	道路橋 【約73万橋(2m以上)】	約30%	約55%	約75%	トンネル 【約1万1千本】	約22%	約36%	約53%	河川管理施設 (水門等) 【約4万6千施設】	約10%	約23%	約38%	下水道管きよ 【総延長: 約48万km】	約5%	約16%	約35%	港湾岸壁 【約6万1千施設】	約21%	約43%	約66%
	2018年3月	2023年3月	2033年3月																																																	
道路橋 【約73万橋(2m以上)】	約25%	約39%	約63%																																																	
トンネル 【約1万1千本】	約20%	約27%	約42%																																																	
河川管理施設 (水門等) 【約1万施設】	約32%	約42%	約62%																																																	
下水道管きよ 【総延長: 約47万km】	約4%	約8%	約21%																																																	
港湾岸壁 【約5千施設 (水深-4.5m 以深)】	約17%	約32%	約58%																																																	
	2020年3月	2030年3月	2040年3月																																																	
道路橋 【約73万橋(2m以上)】	約30%	約55%	約75%																																																	
トンネル 【約1万1千本】	約22%	約36%	約53%																																																	
河川管理施設 (水門等) 【約4万6千施設】	約10%	約23%	約38%																																																	
下水道管きよ 【総延長: 約48万km】	約5%	約16%	約35%																																																	
港湾岸壁 【約6万1千施設】	約21%	約43%	約66%																																																	
55	187	図1																																																		

番号	訂正箇所		原文	訂正文																																																																								
	ページ	行																																																																										
56	187	図2	<table border="1"> <caption>図2: 産業別就業者の割合 (%)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>第1次産業</th> <th>第2次産業</th> <th>第3次産業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1955</td><td>19.9%</td><td>34.9%</td><td>45.2%</td></tr> <tr><td>1960</td><td>13.1</td><td>41.7</td><td>45.2</td></tr> <tr><td>1970</td><td>6.1</td><td>44.5</td><td>49.4</td></tr> <tr><td>1980</td><td>3.7</td><td>39.2</td><td>57.1</td></tr> <tr><td>1990</td><td>2.5</td><td>38.5</td><td>59.0</td></tr> <tr><td>2000</td><td>1.4</td><td>29.5</td><td>69.1</td></tr> <tr><td>2010</td><td>1.2</td><td>25.2</td><td>73.6</td></tr> <tr><td>2019</td><td>1.0</td><td>26.0</td><td>73.0</td></tr> </tbody> </table>	年	第1次産業	第2次産業	第3次産業	1955	19.9%	34.9%	45.2%	1960	13.1	41.7	45.2	1970	6.1	44.5	49.4	1980	3.7	39.2	57.1	1990	2.5	38.5	59.0	2000	1.4	29.5	69.1	2010	1.2	25.2	73.6	2019	1.0	26.0	73.0	<table border="1"> <caption>訂正文: 産業別就業者の割合 (%)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>第1次産業</th> <th>第2次産業</th> <th>第3次産業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1955</td><td>19.9%</td><td>34.9%</td><td>45.2%</td></tr> <tr><td>1960</td><td>13.1</td><td>41.7</td><td>45.2</td></tr> <tr><td>1970</td><td>6.1</td><td>44.5</td><td>49.4</td></tr> <tr><td>1980</td><td>3.7</td><td>39.2</td><td>57.1</td></tr> <tr><td>1990</td><td>2.5</td><td>38.5</td><td>59.0</td></tr> <tr><td>2000</td><td>1.4</td><td>29.5</td><td>69.1</td></tr> <tr><td>2010</td><td>1.2</td><td>25.2</td><td>73.6</td></tr> <tr><td>2020</td><td>1.0</td><td>25.9</td><td>73.1</td></tr> </tbody> </table>	年	第1次産業	第2次産業	第3次産業	1955	19.9%	34.9%	45.2%	1960	13.1	41.7	45.2	1970	6.1	44.5	49.4	1980	3.7	39.2	57.1	1990	2.5	38.5	59.0	2000	1.4	29.5	69.1	2010	1.2	25.2	73.6	2020	1.0	25.9	73.1
年	第1次産業	第2次産業	第3次産業																																																																									
1955	19.9%	34.9%	45.2%																																																																									
1960	13.1	41.7	45.2																																																																									
1970	6.1	44.5	49.4																																																																									
1980	3.7	39.2	57.1																																																																									
1990	2.5	38.5	59.0																																																																									
2000	1.4	29.5	69.1																																																																									
2010	1.2	25.2	73.6																																																																									
2019	1.0	26.0	73.0																																																																									
年	第1次産業	第2次産業	第3次産業																																																																									
1955	19.9%	34.9%	45.2%																																																																									
1960	13.1	41.7	45.2																																																																									
1970	6.1	44.5	49.4																																																																									
1980	3.7	39.2	57.1																																																																									
1990	2.5	38.5	59.0																																																																									
2000	1.4	29.5	69.1																																																																									
2010	1.2	25.2	73.6																																																																									
2020	1.0	25.9	73.1																																																																									
57	188	図3	<p>91~18年度 平均成長率1.0%</p> <p>74~90年度 平均成長率4.2%</p> <p>91~21年度 平均成長率0.7%</p> <p>56~73年度 平均成長率9.1%</p>	<p>91~18年度 平均成長率1.0%</p> <p>74~90年度 平均成長率4.2%</p> <p>91~21年度 平均成長率0.7%</p> <p>56~73年度 平均成長率9.1%</p>																																																																								



番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
58	190	図6		
59	191	図7		



番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
60	192	図2	<p>*2019年 **2017年 (削除)</p> <p>2 OECD諸国の相対的貧困率 2018年。</p>	<p>2 OECD諸国の相対的貧困率 2018年。</p>
61	194	注①	<p>①新興株式市場…東京証券取引所に設置されたマザーズやジャスダックといったベンチャー企業の株式公開の場は、2022年から東証グロース市場に再編されることになった。</p>	<p>①新興株式市場…東京証券取引所に設置されたグロース市場などがベンチャー企業の株式公開の場となっている。</p>

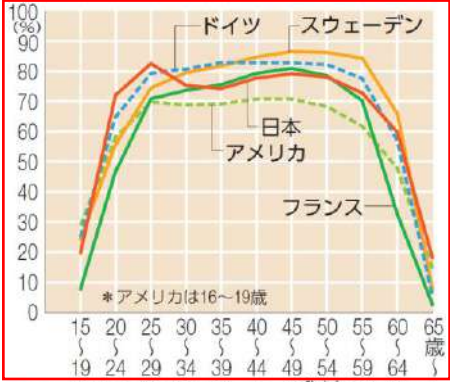
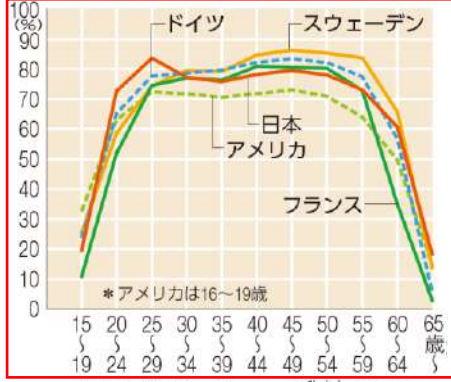


番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
62	195	左段 1	<p>日本を訪れる外国人旅行者は<u>この10年</u>で急増し(11),</p>	<p>日本を訪れる外国人旅行者は<u>2010年代</u>に急増し(11),</p>
63	196	図4		

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
64	200	注②	<p>②家庭から出る一般廃棄物は年間約4289万トン(東京ドーム約115杯分)、工場などから出る産業廃棄物は年間約3億8563万トンにもものぼっている(2017年度)。</p>	<p>②家庭から出る一般廃棄物は年間約4167万トン(東京ドーム約112杯分)、工場などから出る産業廃棄物は年間約3億9215万トンにもものぼっている(2020年度)。</p>
65	207	右段 24	<p>できない。また2022年4月から、成年年齢は20歳から18歳に引き下げられることに注意すべきである。</p>	<p>できない。また2022年4月から、成年年齢は20歳から18歳に引き下げられたことに注意すべきである。</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
66	208	図2		
67	209	図3		

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
68	210	図5	<p>5 雇用形態・年齢階級別賃金格差 2020年。</p>	<p>5 雇用形態・年齢階級別賃金格差 2021年。</p>
69	212	図7	<p>(男性の賃金に対する) 女性の賃金の割合</p>	<p>(男性の賃金に対する) 女性の賃金の割合</p>



番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
70	212	図8	 <p>図8 女性の年齢別労働力率の国際比較 2020年。</p>	 <p>図8 女性の年齢別労働力率の国際比較 2021年。</p>
71	213	図9		

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																										
	ページ	行																																																												
72	213	図10	<table border="1"> <caption>図10: 2008～2020年の人数推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>合計 (万人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2008</td><td>48.6</td></tr> <tr><td>09</td><td>56.3</td></tr> <tr><td>10</td><td>65.0</td></tr> <tr><td>11</td><td>68.6</td></tr> <tr><td>12</td><td>68.2</td></tr> <tr><td>13</td><td>71.8</td></tr> <tr><td>14</td><td>78.8</td></tr> <tr><td>15</td><td>90.8</td></tr> <tr><td>16</td><td>108.4</td></tr> <tr><td>17</td><td>127.9</td></tr> <tr><td>18</td><td>146.0</td></tr> <tr><td>19</td><td>165.9</td></tr> <tr><td>20年</td><td>172.4</td></tr> </tbody> </table>	年	合計 (万人)	2008	48.6	09	56.3	10	65.0	11	68.6	12	68.2	13	71.8	14	78.8	15	90.8	16	108.4	17	127.9	18	146.0	19	165.9	20年	172.4	<table border="1"> <caption>図10: 2008～2021年の人数推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>合計 (万人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2008</td><td>48.6</td></tr> <tr><td>09</td><td>56.3</td></tr> <tr><td>10</td><td>65.0</td></tr> <tr><td>11</td><td>68.6</td></tr> <tr><td>12</td><td>68.2</td></tr> <tr><td>13</td><td>71.8</td></tr> <tr><td>14</td><td>78.8</td></tr> <tr><td>15</td><td>90.8</td></tr> <tr><td>16</td><td>108.4</td></tr> <tr><td>17</td><td>127.9</td></tr> <tr><td>18</td><td>146.0</td></tr> <tr><td>19</td><td>165.9</td></tr> <tr><td>20</td><td>172.4</td></tr> <tr><td>21年</td><td>172.7</td></tr> </tbody> </table>	年	合計 (万人)	2008	48.6	09	56.3	10	65.0	11	68.6	12	68.2	13	71.8	14	78.8	15	90.8	16	108.4	17	127.9	18	146.0	19	165.9	20	172.4	21年	172.7
年	合計 (万人)																																																													
2008	48.6																																																													
09	56.3																																																													
10	65.0																																																													
11	68.6																																																													
12	68.2																																																													
13	71.8																																																													
14	78.8																																																													
15	90.8																																																													
16	108.4																																																													
17	127.9																																																													
18	146.0																																																													
19	165.9																																																													
20年	172.4																																																													
年	合計 (万人)																																																													
2008	48.6																																																													
09	56.3																																																													
10	65.0																																																													
11	68.6																																																													
12	68.2																																																													
13	71.8																																																													
14	78.8																																																													
15	90.8																																																													
16	108.4																																																													
17	127.9																																																													
18	146.0																																																													
19	165.9																																																													
20	172.4																																																													
21年	172.7																																																													
73		5	<p>しかし、この制度は十分には利用されていないのが実情であり、休業を取得しやすい環境作りや休業中の所得保障、休業後の職場復帰支援などが求められている。</p>	<p>しかし、この制度は十分には利用されていないのが実情であり、休業を取得しやすい環境作りや休業中の所得保障、休業後の職場復帰支援、<u>男性の育児休業取得促進</u>などが求められている。</p>																																																										

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		

74 216 表

2019年	雇用者一人当たり年間労働時間	一人当たりGDP (ドル)	一人当たり労働生産性(ドル)	時間当たり労働生産性(ドル)	有休取得(消化)率(%)
日本	1,644	40,690	81,183	47.9	50.0
アメリカ	1,777	65,052	136,051	77.0	71.4
イギリス	1,537	42,417	99,642	64.6	65.3
フランス	1,511	41,990	121,987	77.4	93.3
ドイツ	1,383	46,800	110,355	74.7	93.3
オランダ	1,440	52,673	114,918	74.9	84*
デンマーク	1,381	59,862	121,680	84.6	92.1**
スウェーデン	1,452	51,694	111,883	77.1	88.3**

\*2013年 \*\*2011年

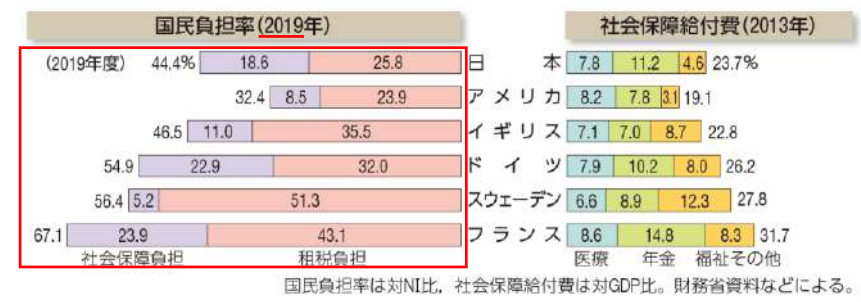
労働をめぐる国際比較 一人当たりGDPはIMF資料、有休取得率はエクスペディア・ジャパン「有給休暇国際比較調査2019」、その他の項目はOECD資料による。

2020年	雇用者一人当たり年間労働時間	一人当たりGDP (ドル)	一人当たり労働生産性(ドル)	時間当たり労働生産性(ドル)	有休取得(消化)率(%)
日本	1,598	39,981	78,655	49.5	45.0
アメリカ	1,767	63,078	141,370	80.5	50.0
イギリス	1,364	41,127	94,763	69.3	65.3
フランス	1,407	40,378	116,613	79.2	83.3
ドイツ	1,324	46,735	107,908	76.0	83.3
オランダ	1,407	52,222	115,228	77.1	84*
デンマーク	1,342	61,006	123,792	88.2	92.1**
スウェーデン	1,426	52,706	112,297	78.9	88.3**

\*2013年 \*\*2011年

労働をめぐる国際比較 一人当たりGDPはIMF資料、有休取得率はエクスペディア・ジャパン「有給休暇国際比較調査2020」、その他の項目はOECD資料による。

75

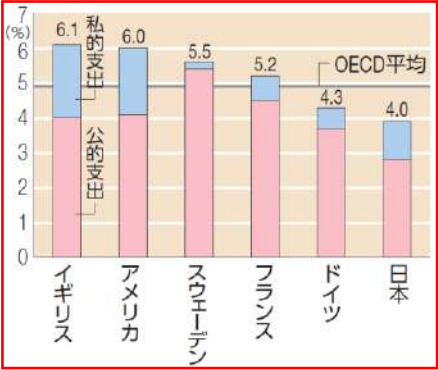
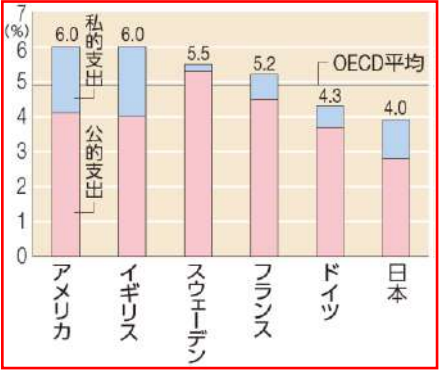

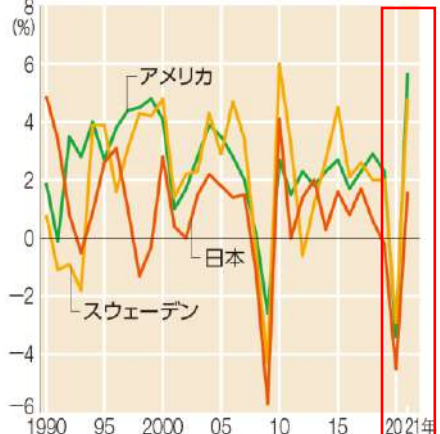


番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
76	220	図4		
77		図5		
78				

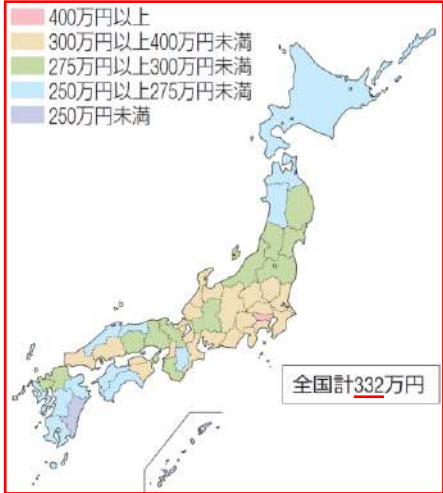
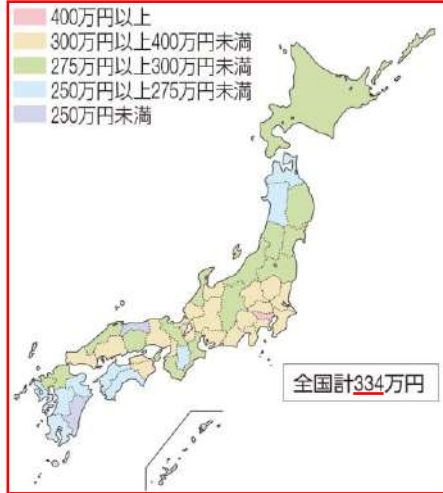
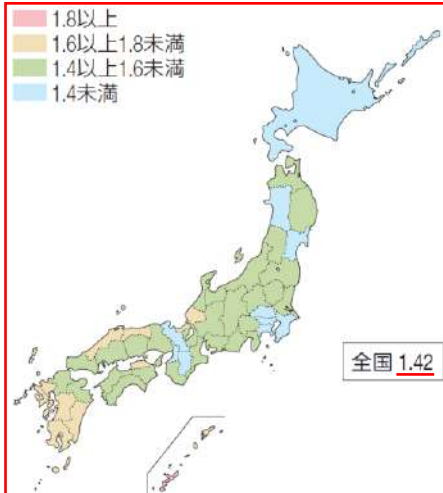
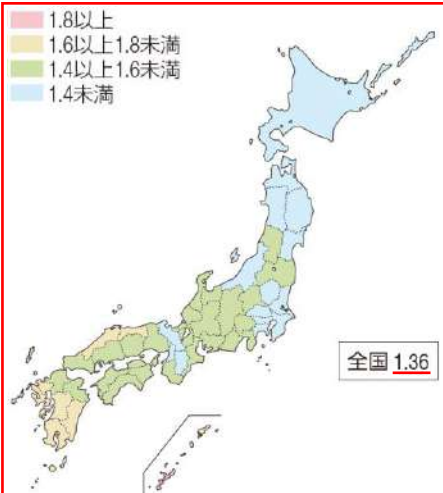
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																																		
	ページ	行																																																																				
79	221	図6	<p>厚生年金基金 国民年金基金 低年金めだつ 未納も深刻 国民年金(基礎年金)6,740万人 自営業者など 第2号被保険者の被扶養配偶者 民間サラリーマン 公務員など</p> <table border="1"> <tr> <td>第1号被保険者</td> <td>第3号被保険者</td> <td>第2号被保険者</td> </tr> <tr> <td>1,449万人</td> <td>733万人</td> <td>4,498万人</td> </tr> </table> <p>6 公的年金制度のしくみ 加入者は2020年3月末。厚生労働省資料による。</p>	第1号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者	1,449万人	733万人	4,498万人	<p>厚生年金基金 国民年金基金 低年金めだつ 未納も深刻 国民年金(基礎年金)6,726万人 自営業者など 第2号被保険者の被扶養配偶者 民間サラリーマン 公務員など</p> <table border="1"> <tr> <td>第1号被保険者</td> <td>第3号被保険者</td> <td>第2号被保険者</td> </tr> <tr> <td>1,431万人</td> <td>763万人</td> <td>4,531万人</td> </tr> </table> <p>6 公的年金制度のしくみ 加入者は2021年3月末。厚生労働省資料による。</p>	第1号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者	1,431万人	763万人	4,531万人																																																						
第1号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者																																																																				
1,449万人	733万人	4,498万人																																																																				
第1号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者																																																																				
1,431万人	763万人	4,531万人																																																																				
80		図7	<p>合計123.9兆円</p> <table border="1"> <tr> <th>年</th> <th>対国民所得比 (%)</th> <th>金額 (兆円)</th> </tr> <tr> <td>1975</td> <td>9.5%</td> <td>11.8</td> </tr> <tr> <td>80</td> <td>12.2%</td> <td>24.9</td> </tr> <tr> <td>85</td> <td>13.7%</td> <td>35.7</td> </tr> <tr> <td>90</td> <td>13.7%</td> <td>47.4</td> </tr> <tr> <td>95</td> <td>17.1%</td> <td>65.0</td> </tr> <tr> <td>2000</td> <td>20.1%</td> <td>78.4</td> </tr> <tr> <td>05</td> <td>22.9%</td> <td>88.9</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>28.9%</td> <td>105.4</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>29.8%</td> <td>116.2</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>33.9%</td> <td>123.9</td> </tr> </table> <p>医療 19.5% 年金 15.7% 老人医療費 15.7% 福祉・その他 58.3%</p>	年	対国民所得比 (%)	金額 (兆円)	1975	9.5%	11.8	80	12.2%	24.9	85	13.7%	35.7	90	13.7%	47.4	95	17.1%	65.0	2000	20.1%	78.4	05	22.9%	88.9	10	28.9%	105.4	15	29.8%	116.2	19年度	33.9%	123.9	<p>合計132.2兆円</p> <table border="1"> <tr> <th>年</th> <th>対国民所得比 (%)</th> <th>金額 (兆円)</th> </tr> <tr> <td>1975</td> <td>9.5%</td> <td>11.8</td> </tr> <tr> <td>80</td> <td>12.2%</td> <td>24.9</td> </tr> <tr> <td>85</td> <td>13.7%</td> <td>35.7</td> </tr> <tr> <td>90</td> <td>13.7%</td> <td>47.4</td> </tr> <tr> <td>95</td> <td>17.1%</td> <td>65.0</td> </tr> <tr> <td>2000</td> <td>20.1%</td> <td>78.4</td> </tr> <tr> <td>05</td> <td>22.9%</td> <td>88.9</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>28.9%</td> <td>105.4</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>29.8%</td> <td>116.2</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>35.2%</td> <td>132.2</td> </tr> </table> <p>医療 105.1% 年金 15.3% 老人医療費 11.8%</p>	年	対国民所得比 (%)	金額 (兆円)	1975	9.5%	11.8	80	12.2%	24.9	85	13.7%	35.7	90	13.7%	47.4	95	17.1%	65.0	2000	20.1%	78.4	05	22.9%	88.9	10	28.9%	105.4	15	29.8%	116.2	20年度	35.2%	132.2
年	対国民所得比 (%)	金額 (兆円)																																																																				
1975	9.5%	11.8																																																																				
80	12.2%	24.9																																																																				
85	13.7%	35.7																																																																				
90	13.7%	47.4																																																																				
95	17.1%	65.0																																																																				
2000	20.1%	78.4																																																																				
05	22.9%	88.9																																																																				
10	28.9%	105.4																																																																				
15	29.8%	116.2																																																																				
19年度	33.9%	123.9																																																																				
年	対国民所得比 (%)	金額 (兆円)																																																																				
1975	9.5%	11.8																																																																				
80	12.2%	24.9																																																																				
85	13.7%	35.7																																																																				
90	13.7%	47.4																																																																				
95	17.1%	65.0																																																																				
2000	20.1%	78.4																																																																				
05	22.9%	88.9																																																																				
10	28.9%	105.4																																																																				
15	29.8%	116.2																																																																				
20年度	35.2%	132.2																																																																				



番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
81	222	図 8	<p>被保護実人員数 被保護実世帯数</p> <p>1955 60 65 70 75 80 85 90 95 2000 05 10 15 19(年)</p>	<p>被保護実人員数 被保護実世帯数</p> <p>1955 60 65 70 75 80 85 90 95 2000 05 10 15 20(年)</p>
82	224	図 1	<p>(2017年度)</p> <p>100 (%) 80 60 40 20 0</p> <p>2019年度 日本 アメリカ イギリス ドイツ フランス スウェーデン</p> <p>■ 高齢 ■ 保健 ■ 家族 ■ 積極的雇用政策, 失業 ■ その他</p>	<p>2019年度(アメリカとイギリスは2018年度)</p> <p>100 (%) 80 60 40 20 0</p> <p>日本 アメリカ イギリス ドイツ フランス スウェーデン</p> <p>■ 高齢 ■ 保健 ■ 家族 ■ 積極的雇用政策, 失業 ■ その他</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
83	224	図2	 <p>2 教育支出の国際比較(対GDP比) 2018年。</p>	 <p>2 教育支出の国際比較(対GDP比) 2019年。</p>
84	225	図3		

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
85	226	図1		
86		図2		

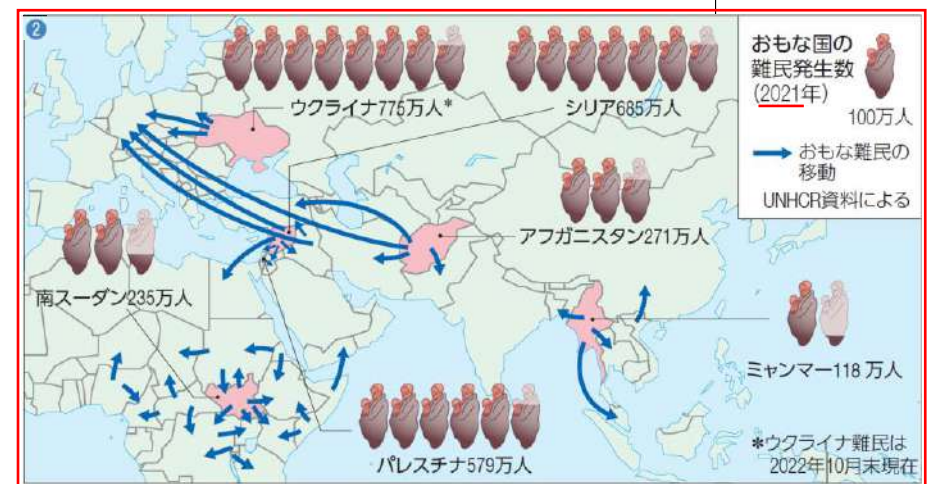
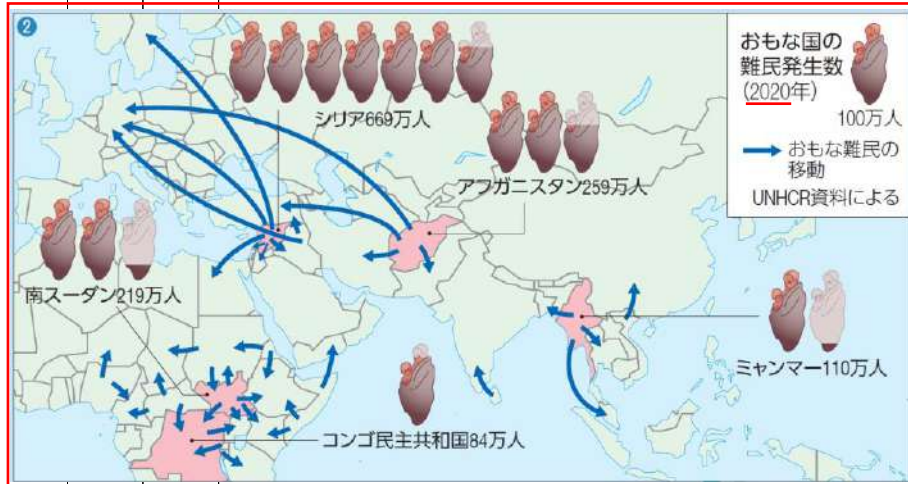
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
87	228	図7	 <p>7都道府県別一人当たり所得 2018年度。内閣府資料による。</p>	 <p>7都道府県別一人当たり所得 2019年度。内閣府資料による。</p>
88		図8	 <p>8都道府県別出生率 2018年。厚生労働省資料による。</p>	 <p>8都道府県別出生率 2019年。厚生労働省資料による。</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文																																																																		
	ページ	行																																																																				
89	228	表9	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人税額総計</th> <th>対全国比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">首都圏</td> <td>東京</td> <td>4兆9141億円</td> <td rowspan="4">55.2%</td> </tr> <tr> <td>神奈川</td> <td>3718億円</td> </tr> <tr> <td>千葉</td> <td>2126億円</td> </tr> <tr> <td>埼玉</td> <td>2059億円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">近畿圏</td> <td>大阪</td> <td>1兆1050億円</td> <td rowspan="4">15.6%</td> </tr> <tr> <td>兵庫</td> <td>2337億円</td> </tr> <tr> <td>京都</td> <td>2162億円</td> </tr> <tr> <td>奈良</td> <td>287億円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">中京圏</td> <td>愛知</td> <td>6629億円</td> <td rowspan="4">8.2%</td> </tr> <tr> <td>岐阜</td> <td>875億円</td> </tr> <tr> <td>三重</td> <td>552億円</td> </tr> <tr> <td>滋賀</td> <td>406億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>9三大都市圏の法人税収 2020年。国税庁資料による。</p>		法人税額総計	対全国比	首都圏	東京	4兆9141億円	55.2%	神奈川	3718億円	千葉	2126億円	埼玉	2059億円	近畿圏	大阪	1兆1050億円	15.6%	兵庫	2337億円	京都	2162億円	奈良	287億円	中京圏	愛知	6629億円	8.2%	岐阜	875億円	三重	552億円	滋賀	406億円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人税額総計</th> <th>対全国比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">首都圏</td> <td>東京</td> <td>5兆4726億円</td> <td rowspan="4">57.8%</td> </tr> <tr> <td>神奈川</td> <td>3728億円</td> </tr> <tr> <td>千葉</td> <td>1883億円</td> </tr> <tr> <td>埼玉</td> <td>2317億円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">近畿圏</td> <td>大阪</td> <td>1兆390億円</td> <td rowspan="4">14.8%</td> </tr> <tr> <td>兵庫</td> <td>2333億円</td> </tr> <tr> <td>京都</td> <td>2671億円</td> </tr> <tr> <td>奈良</td> <td>285億円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">中京圏</td> <td>愛知</td> <td>4908億円</td> <td rowspan="4">6.3%</td> </tr> <tr> <td>岐阜</td> <td>907億円</td> </tr> <tr> <td>三重</td> <td>582億円</td> </tr> <tr> <td>滋賀</td> <td>448億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>9三大都市圏の法人税収 2020年。国税庁資料による。</p>		法人税額総計	対全国比	首都圏	東京	5兆4726億円	57.8%	神奈川	3728億円	千葉	1883億円	埼玉	2317億円	近畿圏	大阪	1兆390億円	14.8%	兵庫	2333億円	京都	2671億円	奈良	285億円	中京圏	愛知	4908億円	6.3%	岐阜	907億円	三重	582億円	滋賀	448億円
	法人税額総計	対全国比																																																																				
首都圏	東京	4兆9141億円	55.2%																																																																			
	神奈川	3718億円																																																																				
	千葉	2126億円																																																																				
	埼玉	2059億円																																																																				
近畿圏	大阪	1兆1050億円	15.6%																																																																			
	兵庫	2337億円																																																																				
	京都	2162億円																																																																				
	奈良	287億円																																																																				
中京圏	愛知	6629億円	8.2%																																																																			
	岐阜	875億円																																																																				
	三重	552億円																																																																				
	滋賀	406億円																																																																				
	法人税額総計	対全国比																																																																				
首都圏	東京	5兆4726億円	57.8%																																																																			
	神奈川	3728億円																																																																				
	千葉	1883億円																																																																				
	埼玉	2317億円																																																																				
近畿圏	大阪	1兆390億円	14.8%																																																																			
	兵庫	2333億円																																																																				
	京都	2671億円																																																																				
	奈良	285億円																																																																				
中京圏	愛知	4908億円	6.3%																																																																			
	岐阜	907億円																																																																				
	三重	582億円																																																																				
	滋賀	448億円																																																																				
90	191	12-17	<p>2020年初頭から次第に深刻化した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、飲食業などのサービス産業とそれにかかわる非正規労働者にとくに大きな影響を与え、経済成長率を引き下げると同時に、経済格差をより一層拡大させることとなった。政府はこれに対応するために異例ともいえる大規模な歳出の追加を余儀なくされたが、このような大規模な歳出の拡大は、財政の持続可能性に深刻な懸念を生じさせるという意見もある。</p>	<p>2020年以降の新型コロナウイルスの感染拡大は、日本経済に大きな影響を与え、経済成長率を引き下げると同時に格差を拡大させた。これに対応するため、政府は大量の国債発行による財政支出を余儀なくされたが、大規模な歳出拡大は、財政の持続可能性に懸念を残した。また、2022年からのロシアのウクライナへの侵攻にともなうエネルギー資源や農産物などの価格高騰と、日本と欧米諸国との金利差拡大による円安のため、インフレも進行している。</p>																																																																		



番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		

91 231 図



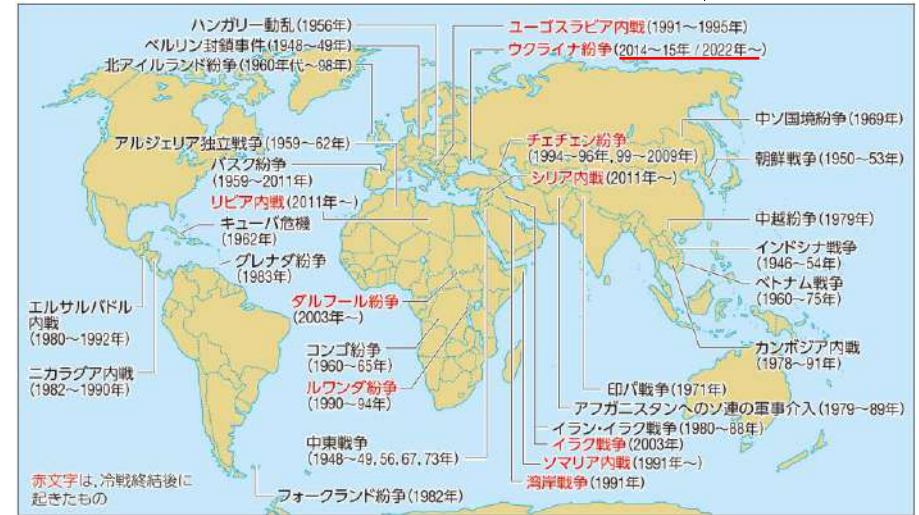
92 11-15

こんにちでも、多くの人々が政治的な迫害を含むさまざまな事情で母国を離れて難民として暮らしている。その一方で、欧州連合(EU)加盟国では、シリア、アフガニスタン、イラクなどからの難民の大量流入により、庇護申請件数が特定国に集中するなどの問題が表面化した。紛争や人権侵害などによって居住国にとどまれない難民を私たちの社会はどこまで受け入れることができるのだろうか。

こんにちでも、政治的な迫害などから母国を離れて難民となった人々は数多い。2022年にはウクライナ戦争で発生した難民に、欧州諸国などが救済の手を差し伸べた。その一方で、2021年の米軍のアフガニスタン撤退の際に国外に逃れようとしたアフガン人への救済は限定的であった。日本も難民受け入れには慎重である。居住国にとどまれない難民を私たちの社会はどこまで受け入れることができるのだろうか。

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		

93	243	図1		
----	-----	----	--	--



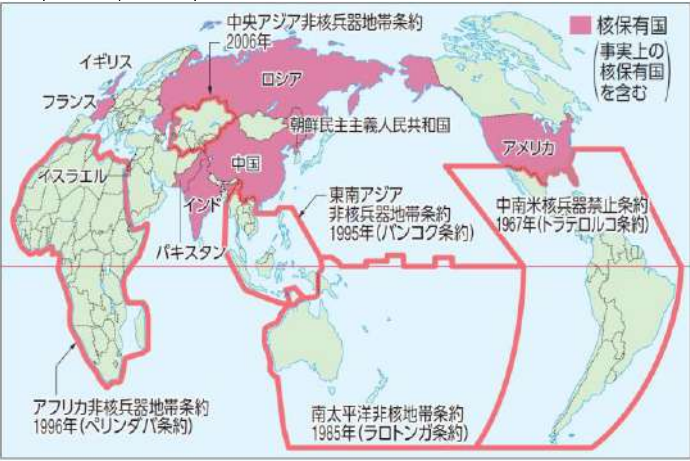
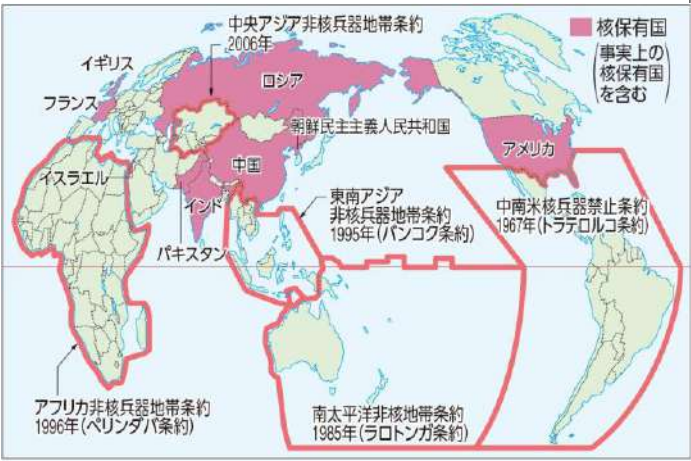
94	244	22-26		
----	-----	-------	--	--

冷戦終結後、アメリカ一国が突出した力をもったが、2010年代に入ると、ロシアや中国の動きも注目されるようになった。ロシアは、2014年、ウクライナからのクリミアの独立を承認したうえで、ウクライナの同意なしに、(削除)クリミアをロシアに編入した。一方、南シナ海においては、中国による埋め立てや施設建設をめぐり、東南アジア諸国と中国との間に対立が生じている。また、北朝鮮の核問題では、2018年に初の米朝首脳会談がもたれたが、これまでのところ問題解決への道筋は見えてこない。

冷戦終結後、アメリカ一国が突出した力をもったが、2010年代に入ると、ロシアや中国の動きも注目されるようになった。ロシアは、2014年、ウクライナからのクリミアの独立を承認したうえで、クリミアをロシアに編入した。さらに2022年には、ロシアがウクライナに軍事侵攻すると、国連総会は決議を採択して、安保理の常任理事国ロシアのこの行動を侵略と非難した。一方、アジアでは、中国による台湾周辺での軍事演習、北朝鮮によるミサイル実験などによって緊張が高まっている。



番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		

95	247	図 2	 <p>核保有国の保有する核弾頭数</p> <table border="1"> <tr><td>ロシア</td><td>6257発</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>5600発</td></tr> <tr><td>中国</td><td>350発</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>290発</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>225発</td></tr> <tr><td>パキスタン</td><td>165発</td></tr> <tr><td>インド</td><td>160発</td></tr> <tr><td>イスラエル</td><td>90発</td></tr> </table> <p>2021年現在。米国科学者連盟資料による。</p>	ロシア	6257発	アメリカ	5600発	中国	350発	フランス	290発	イギリス	225発	パキスタン	165発	インド	160発	イスラエル	90発	 <p>核保有国の保有する核弾頭数</p> <table border="1"> <tr><td>ロシア</td><td>5977発</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>5428発</td></tr> <tr><td>中国</td><td>350発</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>290発</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>225発</td></tr> <tr><td>パキスタン</td><td>165発</td></tr> <tr><td>インド</td><td>160発</td></tr> <tr><td>イスラエル</td><td>90発</td></tr> </table> <p>2022年現在。米国科学者連盟資料による。</p>	ロシア	5977発	アメリカ	5428発	中国	350発	フランス	290発	イギリス	225発	パキスタン	165発	インド	160発	イスラエル	90発	
ロシア	6257発																																				
アメリカ	5600発																																				
中国	350発																																				
フランス	290発																																				
イギリス	225発																																				
パキスタン	165発																																				
インド	160発																																				
イスラエル	90発																																				
ロシア	5977発																																				
アメリカ	5428発																																				
中国	350発																																				
フランス	290発																																				
イギリス	225発																																				
パキスタン	165発																																				
インド	160発																																				
イスラエル	90発																																				
96	7-10		<p>また、冷戦終結にもつながる緊張緩和をもたらしたとされる米ソ(ロ)二国間のINF全廃条約は2019年に失効したが、その背後には、中国を含む他の核保有国の中距離核ミサイルの開発・保有などを制限できないとの懸念があったとされる。</p>	<p>また、冷戦終結にもつながる緊張緩和をもたらしたとされる米ソ(ロ)二国間のINF全廃条約は2019年に失効する一方で、2022年にはウクライナに侵攻したロシアが核兵器使用を示唆するなど、核兵器をめぐる情勢は予断を許さない。</p>																																	

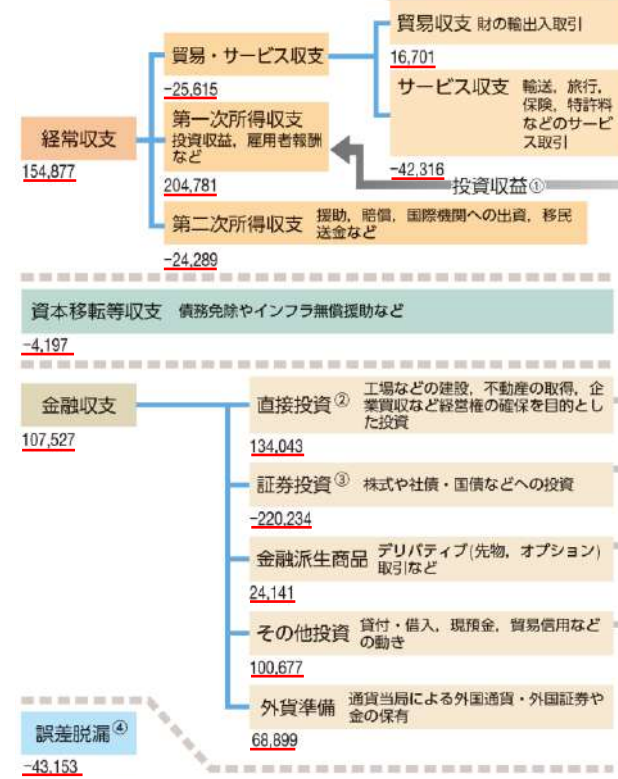
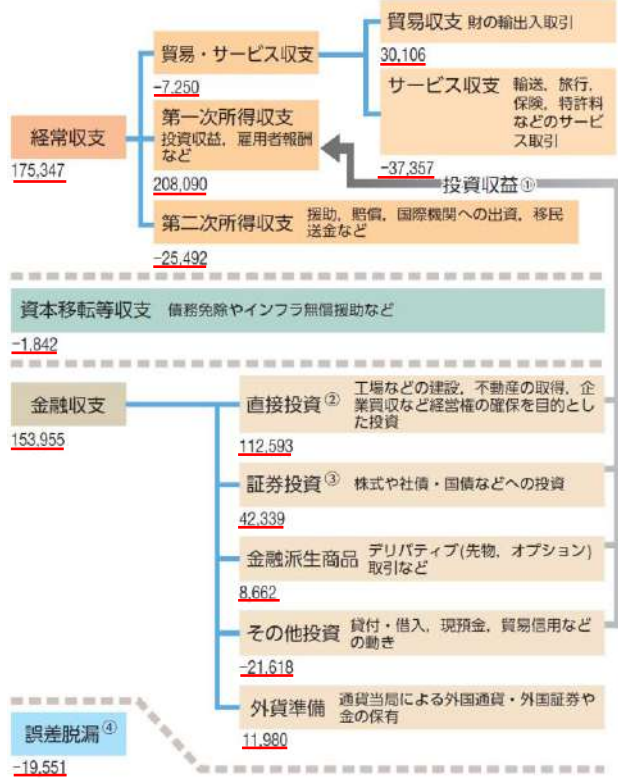
番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
97	251	図1	<p>1 難民数の推移と地域別難民割合 2020年末。</p>	<p>1 難民数の推移と地域別難民割合 2021年末。</p>
98	252	6 注②	<p>集団殺害犯罪<sup>②</sup> (削除)</p> <p>② 1948年、国連総会は集団殺害を国際犯罪とするジェノサイド条約を採択した。</p>	<p>集団殺害犯罪</p> <p>(削除)</p>
99		注③ 注④	<p>③ 人道に対する犯罪…非戦闘員たる文民に対する非人道的行為(奴隷化や拷問・性的暴力など)。</p> <p>④ 第二次世界大戦後まもなく設置されたニュルンベルク国際軍事裁判所と極東国際軍事裁判所では、侵略戦争の計画・遂行などを含む「平和に対する犯罪」と「人道に対する犯罪」も裁判の対象とした。そしてこれらの概念が実際に適用され、日独の指導者は裁かれ、処刑された。日本は、サンフランシスコ平和条約を通じて極東国際軍事裁判所および他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾した。</p>	<p>② 人道に対する犯罪…非戦闘員たる文民に対する非人道的行為(奴隷化や拷問・性的暴力など)。</p> <p>③ 第二次世界大戦後まもなく設置されたニュルンベルク国際軍事裁判所と極東国際軍事裁判所では、侵略戦争の計画・遂行などを含む「平和に対する犯罪」と「人道に対する犯罪」も裁判の対象とした。そしてこれらの概念が実際に適用され、日独の指導者は裁かれ、処刑された。日本は、サンフランシスコ平和条約を通じて極東国際軍事裁判所および他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾した。</p>
		6 8	<p>人道に対する犯罪<sup>①</sup></p> <p>訴追する責務があるとした<sup>①</sup>。</p>	<p>人道に対する犯罪<sup>②</sup></p> <p>訴追する責務があるとした<sup>③</sup>。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																																				
	ページ	行																																						
100	255	右段 7-11	<p>近年、トランプ政権下のアメリカはエルサレムをイスラエルの首都と認定したり、ユダヤ人入植地を容認したりするなど、<u>イスラエルに偏った政策へ転換した結果、情勢は混迷を深めている。</u></p>	<p>近年、トランプ政権のもとでアメリカはエルサレムをイスラエルの首都と認定したり、ユダヤ人入植地を容認したりイスラエル寄りの政策をとった。<u>それに続くバイデン政権もその政策を維持している。</u></p>																																				
101	257	表 2	<p>日本が国際社会で、果たすべき役割(複数回答)</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>環境・地球温暖化などの地球規模の課題解決への貢献</td><td>62.1%</td></tr> <tr><td>人的支援を含んだ、地域情勢の安定や紛争の平和的解決に向けた取り組みを通じた国際平和への貢献</td><td>57.1%</td></tr> <tr><td>軍縮・不拡散の取り組みなどを通じた世界の平和と安定への貢献</td><td>43.4%</td></tr> <tr><td>世界経済の健全な発展への貢献</td><td>39.2%</td></tr> <tr><td>開発途上国の発展のための協力</td><td>35.2%</td></tr> <tr><td>自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的な価値を広めるための国際的な努力</td><td>33.7%</td></tr> <tr><td>世界の科学技術の発展への貢献</td><td>30.4%</td></tr> <tr><td>難民・避難民に対する人道的な支援</td><td>27.2%</td></tr> <tr><td>世界各地の文化遺産の保存協力などの国際文化交流面での貢献</td><td>22.7%</td></tr> </tbody> </table> <p>2 国際社会での日本の役割 2020年調査。内閣府「外交に関する世論調査」による。</p>	環境・地球温暖化などの地球規模の課題解決への貢献	62.1%	人的支援を含んだ、地域情勢の安定や紛争の平和的解決に向けた取り組みを通じた国際平和への貢献	57.1%	軍縮・不拡散の取り組みなどを通じた世界の平和と安定への貢献	43.4%	世界経済の健全な発展への貢献	39.2%	開発途上国の発展のための協力	35.2%	自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的な価値を広めるための国際的な努力	33.7%	世界の科学技術の発展への貢献	30.4%	難民・避難民に対する人道的な支援	27.2%	世界各地の文化遺産の保存協力などの国際文化交流面での貢献	22.7%	<p>日本が国際社会で、果たすべき役割(複数回答)</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>環境・地球温暖化・感染症対策を含む保健などの地球規模の課題解決への貢献</td><td>63.9%</td></tr> <tr><td>人的支援を含んだ、地域情勢の安定や紛争の平和的解決に向けた取り組みを通じた国際平和への貢献</td><td>59.2%</td></tr> <tr><td>軍縮・不拡散の取り組みなどを通じた世界の平和と安定への貢献</td><td>41.2%</td></tr> <tr><td>開発途上国の発展のための協力</td><td>35.1%</td></tr> <tr><td>自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的な価値を広めるための国際的な努力</td><td>34.3%</td></tr> <tr><td>世界経済の健全な発展への貢献</td><td>33.4%</td></tr> <tr><td>難民・避難民に対する人道的な支援</td><td>29.4%</td></tr> <tr><td>世界の科学技術の発展への貢献</td><td>27.4%</td></tr> <tr><td>世界各地の文化遺産の保存協力などの国際文化交流面での貢献</td><td>20.4%</td></tr> </tbody> </table> <p>2 国際社会での日本の役割 2021年調査。内閣府「外交に関する世論調査」による。</p>	環境・地球温暖化・感染症対策を含む保健などの地球規模の課題解決への貢献	63.9%	人的支援を含んだ、地域情勢の安定や紛争の平和的解決に向けた取り組みを通じた国際平和への貢献	59.2%	軍縮・不拡散の取り組みなどを通じた世界の平和と安定への貢献	41.2%	開発途上国の発展のための協力	35.1%	自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的な価値を広めるための国際的な努力	34.3%	世界経済の健全な発展への貢献	33.4%	難民・避難民に対する人道的な支援	29.4%	世界の科学技術の発展への貢献	27.4%	世界各地の文化遺産の保存協力などの国際文化交流面での貢献	20.4%
環境・地球温暖化などの地球規模の課題解決への貢献	62.1%																																							
人的支援を含んだ、地域情勢の安定や紛争の平和的解決に向けた取り組みを通じた国際平和への貢献	57.1%																																							
軍縮・不拡散の取り組みなどを通じた世界の平和と安定への貢献	43.4%																																							
世界経済の健全な発展への貢献	39.2%																																							
開発途上国の発展のための協力	35.2%																																							
自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的な価値を広めるための国際的な努力	33.7%																																							
世界の科学技術の発展への貢献	30.4%																																							
難民・避難民に対する人道的な支援	27.2%																																							
世界各地の文化遺産の保存協力などの国際文化交流面での貢献	22.7%																																							
環境・地球温暖化・感染症対策を含む保健などの地球規模の課題解決への貢献	63.9%																																							
人的支援を含んだ、地域情勢の安定や紛争の平和的解決に向けた取り組みを通じた国際平和への貢献	59.2%																																							
軍縮・不拡散の取り組みなどを通じた世界の平和と安定への貢献	41.2%																																							
開発途上国の発展のための協力	35.1%																																							
自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的な価値を広めるための国際的な努力	34.3%																																							
世界経済の健全な発展への貢献	33.4%																																							
難民・避難民に対する人道的な支援	29.4%																																							
世界の科学技術の発展への貢献	27.4%																																							
世界各地の文化遺産の保存協力などの国際文化交流面での貢献	20.4%																																							



番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																																																																																																																
	ページ	行																																																																																																																																																		
102	259	表																																																																																																																																																		
103			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">1996年</th> <th colspan="3">2018年 <b>102</b></th> </tr> <tr> <th>順位</th> <th>企業名</th> <th>時価総額 (億ドル)</th> <th>順位</th> <th>企業名</th> <th>時価総額 (億ドル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>ゼネラル・エレクトリック(米)</td><td>1,628</td><td>1</td><td>アップル(米)</td><td><u>9,409</u></td></tr> <tr><td>2</td><td>コカ・コーラ(米)</td><td>1,310</td><td>2</td><td><u>アマゾン・ドット・コム(米)</u></td><td><u>8,800</u></td></tr> <tr><td>3</td><td>エクソン・モービル(米)</td><td>1,217</td><td>3</td><td><u>アルファベット(グーグル)(米)</u></td><td><u>8,336</u></td></tr> <tr><td>4</td><td>NTT(日)</td><td>1,207</td><td>4</td><td><u>マイクロソフト(米)</u></td><td><u>8,158</u></td></tr> <tr><td>5</td><td>トヨタ自動車(日)</td><td>1,087</td><td>5</td><td><u>フェイスブック(米)</u></td><td><u>6,092</u></td></tr> <tr><td>6</td><td>インテル(米)</td><td>1,074</td><td>6</td><td><u>パークシャー・ハサウェイ(米)</u></td><td><u>4,925</u></td></tr> <tr><td>7</td><td>マイクロソフト(米)</td><td>987</td><td>7</td><td><u>アリババ・グループ・HD(中)</u></td><td><u>4,795</u></td></tr> <tr><td>8</td><td>メルク(独)</td><td>959</td><td>8</td><td><u>テンセント・HD(中)</u></td><td><u>4,557</u></td></tr> <tr><td>9</td><td>ロイヤル・ダッチ・シェル (蘭・英)</td><td>940</td><td>9</td><td><u>JPモルガン・チェース(米)</u></td><td><u>3,740</u></td></tr> <tr><td>10</td><td>アルトリア・グループ(米)</td><td>921</td><td>10</td><td><u>エクソン・モービル(米)</u></td><td><u>3,446</u></td></tr> </tbody> </table> <p>1 主な大企業の株式時価総額 1996年は製造業の企業が上位を占めていたが、20年後にはそのほとんどがIT企業にとってかわられている。『週刊ダイヤモンド』、三菱UFJモルガン・スタンレー証券資料などによる。 <b>103</b></p>	1996年			2018年 <b>102</b>			順位	企業名	時価総額 (億ドル)	順位	企業名	時価総額 (億ドル)	1	ゼネラル・エレクトリック(米)	1,628	1	アップル(米)	<u>9,409</u>	2	コカ・コーラ(米)	1,310	2	<u>アマゾン・ドット・コム(米)</u>	<u>8,800</u>	3	エクソン・モービル(米)	1,217	3	<u>アルファベット(グーグル)(米)</u>	<u>8,336</u>	4	NTT(日)	1,207	4	<u>マイクロソフト(米)</u>	<u>8,158</u>	5	トヨタ自動車(日)	1,087	5	<u>フェイスブック(米)</u>	<u>6,092</u>	6	インテル(米)	1,074	6	<u>パークシャー・ハサウェイ(米)</u>	<u>4,925</u>	7	マイクロソフト(米)	987	7	<u>アリババ・グループ・HD(中)</u>	<u>4,795</u>	8	メルク(独)	959	8	<u>テンセント・HD(中)</u>	<u>4,557</u>	9	ロイヤル・ダッチ・シェル (蘭・英)	940	9	<u>JPモルガン・チェース(米)</u>	<u>3,740</u>	10	アルトリア・グループ(米)	921	10	<u>エクソン・モービル(米)</u>	<u>3,446</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">1996年</th> <th colspan="3">2022年 <b>102</b></th> </tr> <tr> <th>順位</th> <th>企業名</th> <th>時価総額 (億ドル)</th> <th>順位</th> <th>企業名</th> <th>時価総額 (億ドル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>ゼネラル・エレクトリック(米)</td><td>1,628</td><td>1</td><td>アップル(米)</td><td><u>2兆8,282</u></td></tr> <tr><td>2</td><td>コカ・コーラ(米)</td><td>1,310</td><td>2</td><td>マイクロソフト(米)</td><td><u>2兆3,584</u></td></tr> <tr><td>3</td><td>エクソン・モービル(米)</td><td>1,217</td><td>3</td><td>サウジアラムコ(サウジアラビア)</td><td><u>1兆8,869</u></td></tr> <tr><td>4</td><td>NTT(日)</td><td>1,207</td><td>4</td><td><u>アルファベット(グーグル)(米)</u></td><td><u>1兆8,215</u></td></tr> <tr><td>5</td><td>トヨタ自動車(日)</td><td>1,087</td><td>5</td><td><u>アマゾン・ドット・コム(米)</u></td><td><u>1兆6,353</u></td></tr> <tr><td>6</td><td>インテル(米)</td><td>1,074</td><td>6</td><td>テスラ(米)</td><td><u>1兆311</u></td></tr> <tr><td>7</td><td>マイクロソフト(米)</td><td>987</td><td>7</td><td><u>メタ・プラットフォームズ(米)</u></td><td><u>9,267</u></td></tr> <tr><td>8</td><td>メルク(独)</td><td>959</td><td>8</td><td><u>パークシャー・ハサウェイ(米)</u></td><td><u>7,147</u></td></tr> <tr><td>9</td><td>ロイヤル・ダッチ・シェル (蘭・英)</td><td>940</td><td>9</td><td><u>エヌビディア(米)</u></td><td><u>6,817</u></td></tr> <tr><td>10</td><td>アルトリア・グループ(米)</td><td>921</td><td>10</td><td>台湾積体回路製造(台湾)</td><td><u>5,946</u></td></tr> </tbody> </table> <p>1 主な大企業の株式時価総額 1996年は製造業の企業が上位を占めていたが、20年後にはそのほとんどがIT企業にとってかわられている。STARTUP DB、三菱UFJモルガン・スタンレー証券資料などによる。 <b>103</b></p>	1996年			2022年 <b>102</b>			順位	企業名	時価総額 (億ドル)	順位	企業名	時価総額 (億ドル)	1	ゼネラル・エレクトリック(米)	1,628	1	アップル(米)	<u>2兆8,282</u>	2	コカ・コーラ(米)	1,310	2	マイクロソフト(米)	<u>2兆3,584</u>	3	エクソン・モービル(米)	1,217	3	サウジアラムコ(サウジアラビア)	<u>1兆8,869</u>	4	NTT(日)	1,207	4	<u>アルファベット(グーグル)(米)</u>	<u>1兆8,215</u>	5	トヨタ自動車(日)	1,087	5	<u>アマゾン・ドット・コム(米)</u>	<u>1兆6,353</u>	6	インテル(米)	1,074	6	テスラ(米)	<u>1兆311</u>	7	マイクロソフト(米)	987	7	<u>メタ・プラットフォームズ(米)</u>	<u>9,267</u>	8	メルク(独)	959	8	<u>パークシャー・ハサウェイ(米)</u>	<u>7,147</u>	9	ロイヤル・ダッチ・シェル (蘭・英)	940	9	<u>エヌビディア(米)</u>	<u>6,817</u>	10	アルトリア・グループ(米)	921	10	台湾積体回路製造(台湾)	<u>5,946</u>
1996年			2018年 <b>102</b>																																																																																																																																																	
順位	企業名	時価総額 (億ドル)	順位	企業名	時価総額 (億ドル)																																																																																																																																															
1	ゼネラル・エレクトリック(米)	1,628	1	アップル(米)	<u>9,409</u>																																																																																																																																															
2	コカ・コーラ(米)	1,310	2	<u>アマゾン・ドット・コム(米)</u>	<u>8,800</u>																																																																																																																																															
3	エクソン・モービル(米)	1,217	3	<u>アルファベット(グーグル)(米)</u>	<u>8,336</u>																																																																																																																																															
4	NTT(日)	1,207	4	<u>マイクロソフト(米)</u>	<u>8,158</u>																																																																																																																																															
5	トヨタ自動車(日)	1,087	5	<u>フェイスブック(米)</u>	<u>6,092</u>																																																																																																																																															
6	インテル(米)	1,074	6	<u>パークシャー・ハサウェイ(米)</u>	<u>4,925</u>																																																																																																																																															
7	マイクロソフト(米)	987	7	<u>アリババ・グループ・HD(中)</u>	<u>4,795</u>																																																																																																																																															
8	メルク(独)	959	8	<u>テンセント・HD(中)</u>	<u>4,557</u>																																																																																																																																															
9	ロイヤル・ダッチ・シェル (蘭・英)	940	9	<u>JPモルガン・チェース(米)</u>	<u>3,740</u>																																																																																																																																															
10	アルトリア・グループ(米)	921	10	<u>エクソン・モービル(米)</u>	<u>3,446</u>																																																																																																																																															
1996年			2022年 <b>102</b>																																																																																																																																																	
順位	企業名	時価総額 (億ドル)	順位	企業名	時価総額 (億ドル)																																																																																																																																															
1	ゼネラル・エレクトリック(米)	1,628	1	アップル(米)	<u>2兆8,282</u>																																																																																																																																															
2	コカ・コーラ(米)	1,310	2	マイクロソフト(米)	<u>2兆3,584</u>																																																																																																																																															
3	エクソン・モービル(米)	1,217	3	サウジアラムコ(サウジアラビア)	<u>1兆8,869</u>																																																																																																																																															
4	NTT(日)	1,207	4	<u>アルファベット(グーグル)(米)</u>	<u>1兆8,215</u>																																																																																																																																															
5	トヨタ自動車(日)	1,087	5	<u>アマゾン・ドット・コム(米)</u>	<u>1兆6,353</u>																																																																																																																																															
6	インテル(米)	1,074	6	テスラ(米)	<u>1兆311</u>																																																																																																																																															
7	マイクロソフト(米)	987	7	<u>メタ・プラットフォームズ(米)</u>	<u>9,267</u>																																																																																																																																															
8	メルク(独)	959	8	<u>パークシャー・ハサウェイ(米)</u>	<u>7,147</u>																																																																																																																																															
9	ロイヤル・ダッチ・シェル (蘭・英)	940	9	<u>エヌビディア(米)</u>	<u>6,817</u>																																																																																																																																															
10	アルトリア・グループ(米)	921	10	台湾積体回路製造(台湾)	<u>5,946</u>																																																																																																																																															
104	262	右段 12	Facebook	Facebook(現Meta)																																																																																																																																																

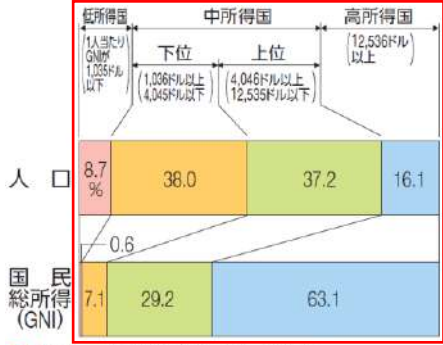
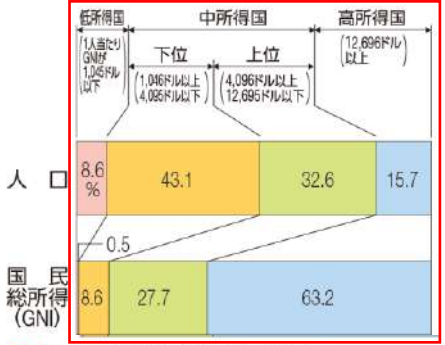
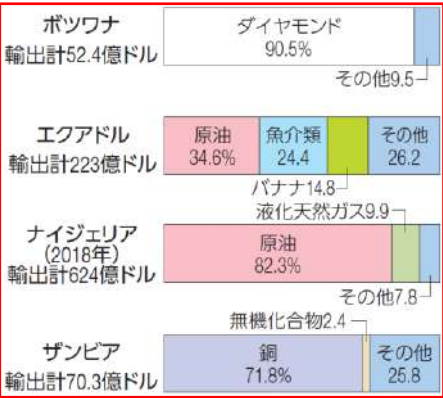
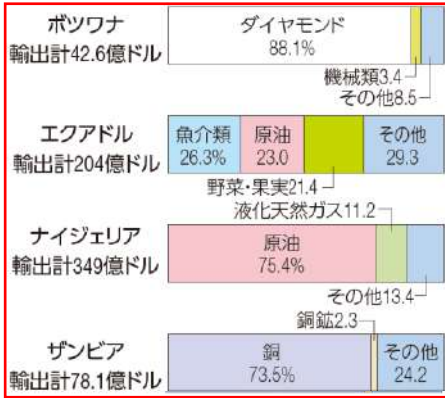
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
105	263	図1	<p><b>1</b> 国際収支の体系(単位: 億円) 2020年。財務省資料による。</p> <p>①金融収支に計上される各種投資の成果である利子・配当などのこと。</p> <p>②現地で企業を直接経営するためにおこなう対外投資多数株を取得すること(企業買収)によっておこなうこともある。</p> <p>③利子・配当や値上がり益を目的とした対外投資。間接投資ともいう。</p> <p>④統計を作成するうえで生じる不整合。</p>	<p><b>1</b> 国際収支の体系(単位: 億円) 2021年。財務省資料による。</p> <p>①金融収支に計上される各種投資の成果である利子・配当などのこと。</p> <p>②現地で企業を直接経営するためにおこなう対外投資多数株を取得すること(企業買収)によっておこなうこともある。</p> <p>③利子・配当や値上がり益を目的とした対外投資。間接投資ともいう。</p> <p>④統計を作成するうえで生じる不整合。</p>



番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
106	264	図2		
107				

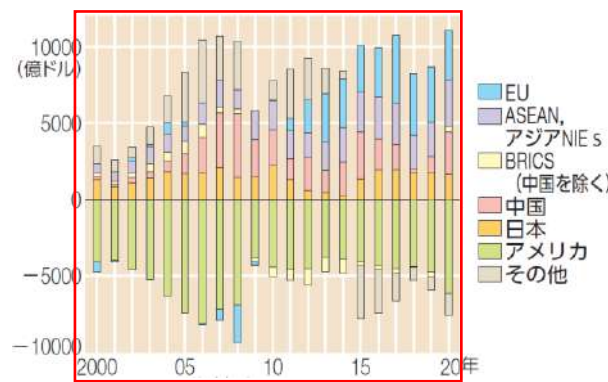
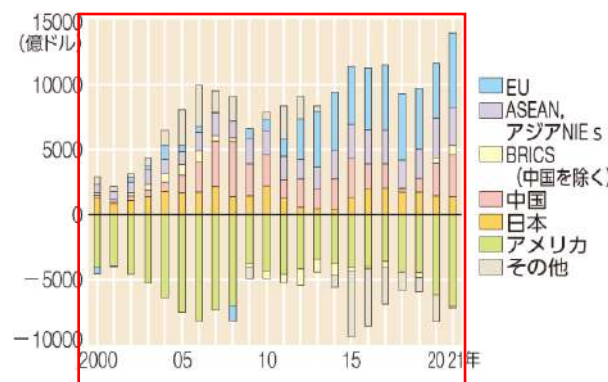
番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
108	267	図1		
109				



番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
110	268	図2	 <p><b>2</b> 人口・国民総所得(GNI)の分布 2019年。「世界国勢図会」2021/22年版による。</p>	 <p><b>2</b> 人口・国民総所得(GNI)の分布 2020年。「世界国勢図会」2022/23年版による。</p>
111		図3	 <p><b>3</b> モノカルチャー経済 2019年。国連資料による。</p>	 <p><b>3</b> モノカルチャー経済 2020年。国連資料による。</p>



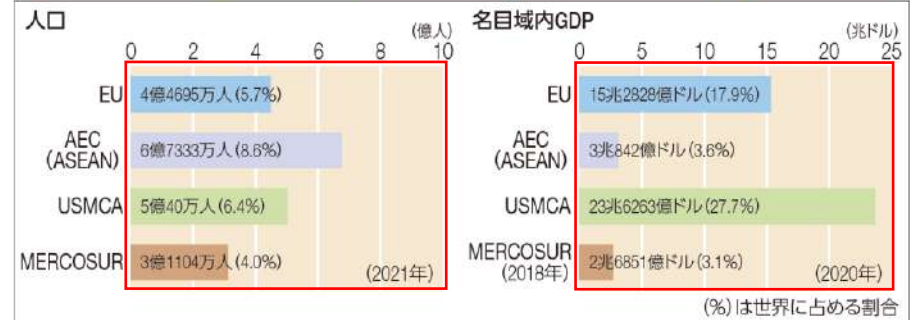
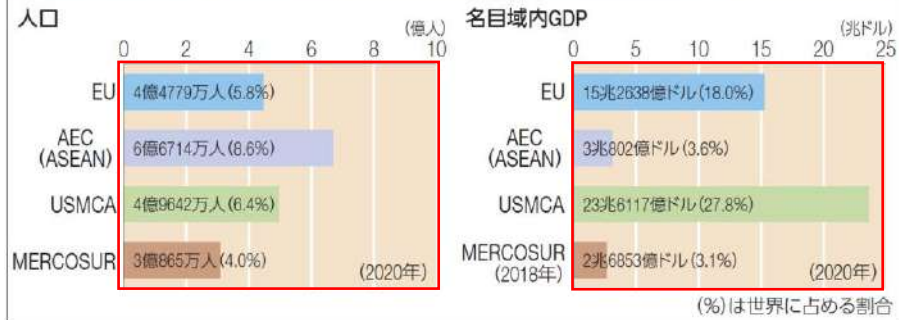
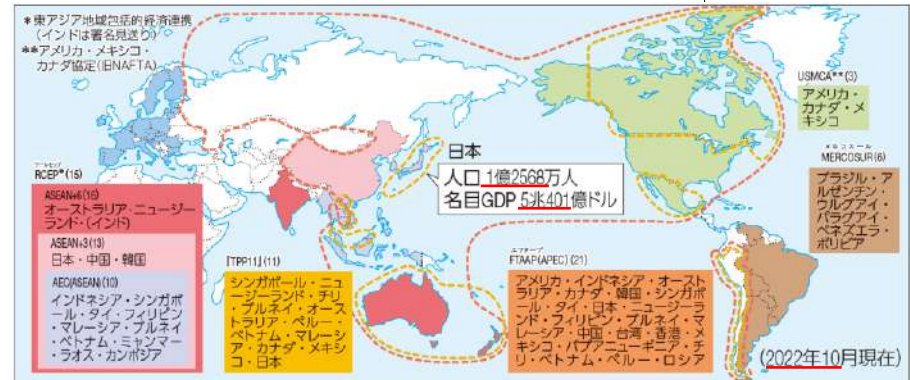
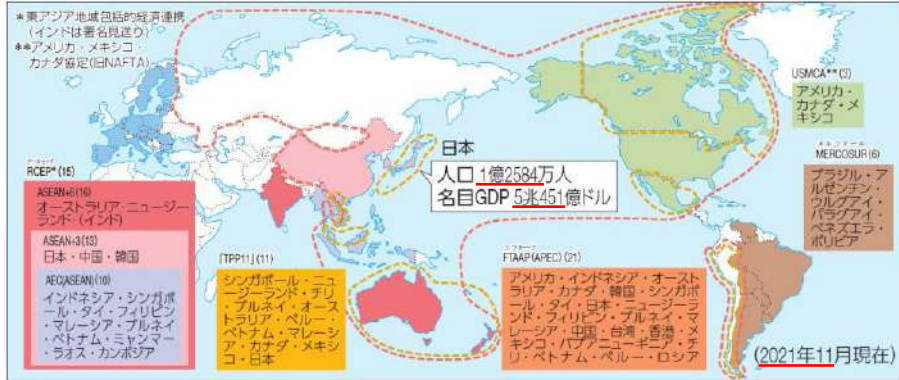
番号	訂正箇所		原文	訂正文																																																												
	ページ	行																																																														
112	269	図5	 <p>債務残高 (億ドル) 20000 15000 8000 4000 2000 0</p> <p>債務残高の対GNI比 (%) 0 50 100 150 200</p> <table border="1"> <tr><td>21142</td><td>中国</td><td>14.8</td></tr> <tr><td>5694</td><td>ブラジル</td><td>31.8</td></tr> <tr><td>5600</td><td>インド</td><td>19.7</td></tr> <tr><td>4907</td><td>ロシア</td><td>29.8</td></tr> <tr><td>4697</td><td>メキシコ</td><td>38.1</td></tr> <tr><td>4408</td><td>トルコ</td><td>58.9</td></tr> <tr><td>4021</td><td>インドネシア</td><td>37.0</td></tr> <tr><td>1877</td><td>南アフリカ</td><td>55.0</td></tr> <tr><td>1802</td><td>タイ</td><td>34.4</td></tr> <tr><td>1683</td><td>カザフスタン</td><td>98.3</td></tr> </table> <p>⑤ 対外債務残高の多い途上国 2019年末。「世界国勢図会」2021/22年版などによる。</p>	21142	中国	14.8	5694	ブラジル	31.8	5600	インド	19.7	4907	ロシア	29.8	4697	メキシコ	38.1	4408	トルコ	58.9	4021	インドネシア	37.0	1877	南アフリカ	55.0	1802	タイ	34.4	1683	カザフスタン	98.3	 <p>債務残高 (億ドル) 20000 15000 8000 4000 2000 0</p> <p>債務残高の対GNI比 (%) 0 50 100 150 200</p> <table border="1"> <tr><td>23494</td><td>中国</td><td>16.1</td></tr> <tr><td>5642</td><td>インド</td><td>21.4</td></tr> <tr><td>5492</td><td>ブラジル</td><td>38.8</td></tr> <tr><td>4755</td><td>ロシア</td><td>32.8</td></tr> <tr><td>4675</td><td>メキシコ</td><td>45.1</td></tr> <tr><td>4359</td><td>トルコ</td><td>61.3</td></tr> <tr><td>4175</td><td>インドネシア</td><td>40.5</td></tr> <tr><td>2041</td><td>タイ</td><td>41.9</td></tr> <tr><td>1708</td><td>南アフリカ</td><td>51.8</td></tr> <tr><td>1630</td><td>カザフスタン</td><td>104.4</td></tr> </table> <p>⑤ 対外債務残高の多い途上国 2020年末。「世界国勢図会」2022/23年版などによる。</p>	23494	中国	16.1	5642	インド	21.4	5492	ブラジル	38.8	4755	ロシア	32.8	4675	メキシコ	45.1	4359	トルコ	61.3	4175	インドネシア	40.5	2041	タイ	41.9	1708	南アフリカ	51.8	1630	カザフスタン	104.4
21142	中国	14.8																																																														
5694	ブラジル	31.8																																																														
5600	インド	19.7																																																														
4907	ロシア	29.8																																																														
4697	メキシコ	38.1																																																														
4408	トルコ	58.9																																																														
4021	インドネシア	37.0																																																														
1877	南アフリカ	55.0																																																														
1802	タイ	34.4																																																														
1683	カザフスタン	98.3																																																														
23494	中国	16.1																																																														
5642	インド	21.4																																																														
5492	ブラジル	38.8																																																														
4755	ロシア	32.8																																																														
4675	メキシコ	45.1																																																														
4359	トルコ	61.3																																																														
4175	インドネシア	40.5																																																														
2041	タイ	41.9																																																														
1708	南アフリカ	51.8																																																														
1630	カザフスタン	104.4																																																														
113	270	注③	<p>③ 124の国と地域が参加して発足し、<u>2021年11月</u>現在で164の国と地域が参加している。提案の採択が迅速になり、二審制の紛争処理手続き(パネルと上級委員会)が制度化された。</p>	<p>③ 124の国と地域が参加して発足し、<u>2022年10月</u>現在で164の国と地域が参加している。提案の採択が迅速になり、二審制の紛争処理手続き(パネルと上級委員会)が制度化された。</p>																																																												

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
114	273	図2		
115	274	19-20	<p>また、従来の税制では工場や事務所などの拠点をもちない巨大IT企業への課税が難しかったため、新たにデジタル課税を導入する国際的なルール作りが<u>進められている</u>。</p>	<p>また、従来の税制では工場や事務所などの拠点をもちない巨大IT企業への課税が難しかったため、新たにデジタル課税を導入する国際的なルール作りが<u>経済協力開発機構(OECD)を中心に進められた。その後、2021年のG20の場で最終合意に達し、実施に向けて調整が続いている。</u></p>

番号	訂正箇所	
	ページ	行
116	277	図1

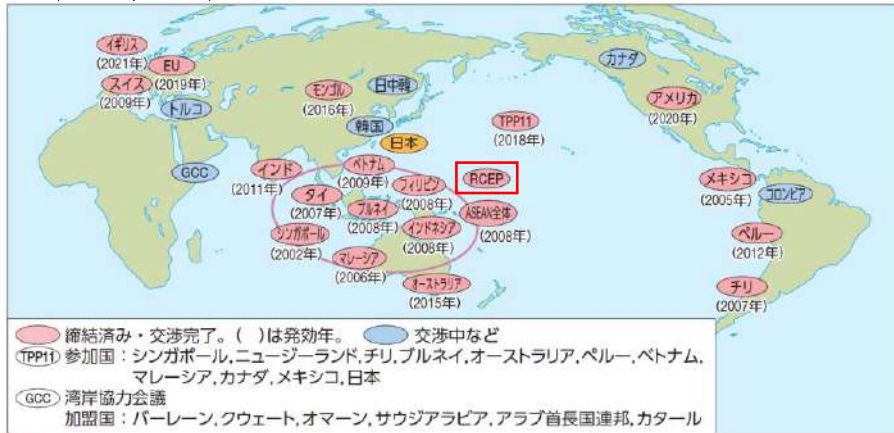
原文

訂正文



番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		

117 278 図2

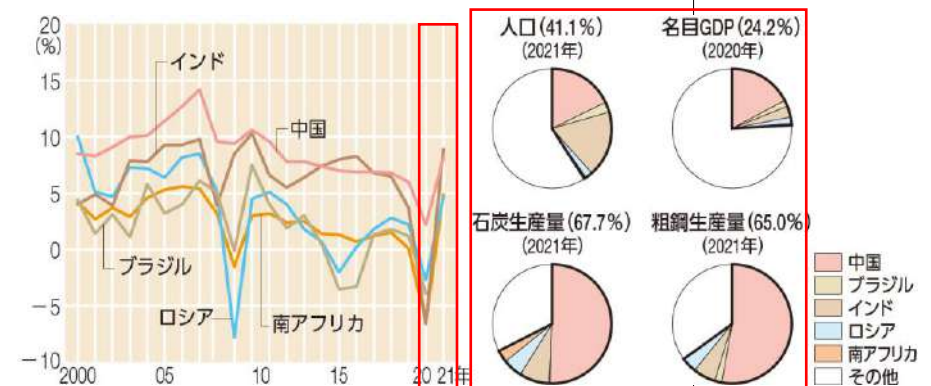
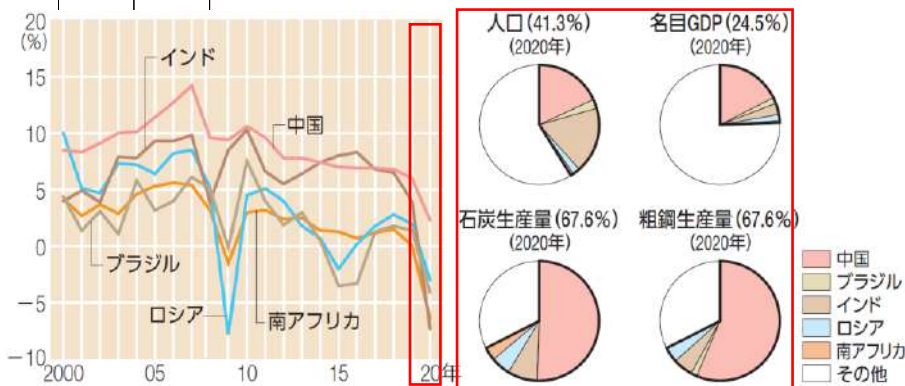


2 日本のおもな FTA/EPA 交渉 2021年現在。



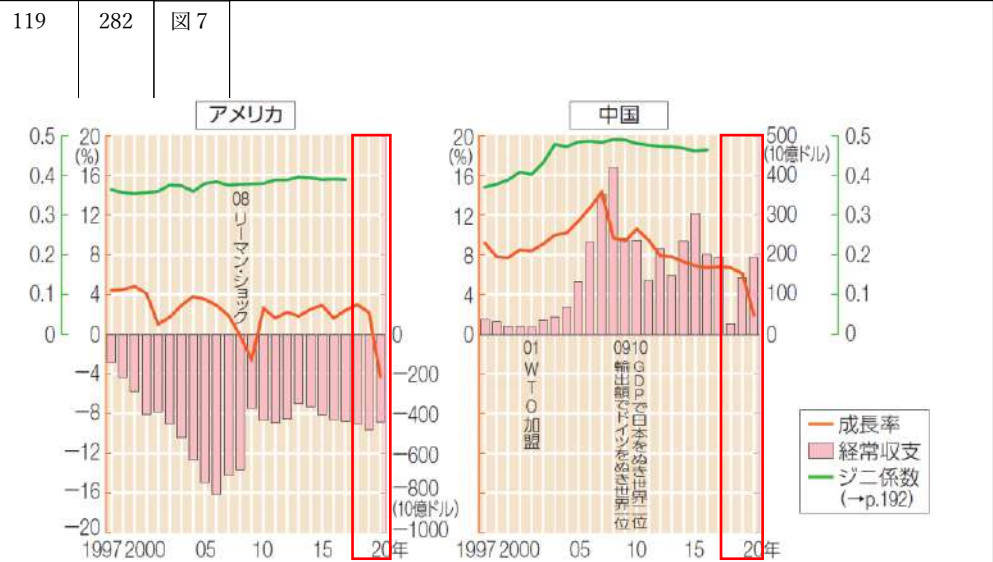
2 日本のおもな FTA/EPA 交渉 2022年現在。

118 281 図6



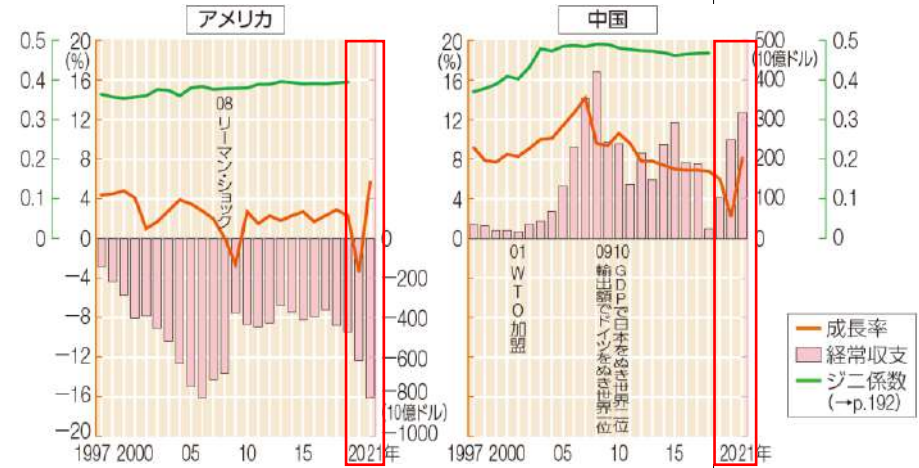


番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		



120 282 12-16

しかし、こうした新興国の動向が、これまで問題となってきた経常収支の不均衡だけではなく、新しい技術の覇権をめぐる、アメリカなどの先進国との新たな対立を引き起こした。米中は、報復関税をかけあうのみならず、特定の中国のハイテク企業との取引停止を同盟国にも求めるなど、技術をめぐる争いは激しくなっている。



しかし、こうした新興国の動向が、新しい技術の覇権をめぐる、アメリカなど先進国との新たな対立を引き起こした。米中は、ハイテク産業を含む幅広い分野で、関税障壁や非関税障壁を互いに設けるなど、対立を深めている。また、ウクライナへの軍事侵攻によるロシアとアメリカやEU諸国などとの対立が、世界的なエネルギーや食料の価格高騰の一因となっている。



番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
121	283	注②	<p>②人間開発指数…平均寿命、就学年数、一人当たり実質所得をもとに算出され、0～1の数値であらわされる。各国の国民生活の豊かさを示す指標として用いられている。</p>	<p>②人間開発指数…平均寿命、就学年数、一人当たりGNIをもとに算出され、0～1の数値であらわされる。各国の国民生活の豊かさを示す指標として用いられている。</p>
122	284	図1		

番号	訂正箇所		原文	訂正文																														
	ページ	行																																
123	284	1-3	<p>▶ <b>貧困削減への新たな動き</b></p> <p>地球人口約77億人のうち、世界銀行の貧困ラインである1日1.9ドル未満で暮らす絶対的貧困層は約7.4億人といわれる(2015年)。</p>	<p>▶ <b>貧困削減への新たな動き</b></p> <p>地球人口約76億人のうち、世界銀行の貧困ラインである1日2.15ドル未満で暮らす絶対的貧困層は約6.8億人といわれる(2018年)。</p>																														
124	285	図1	<table border="1"> <caption>図1: 2016年の南北の格差 (2011~16年)</caption> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>サハラ以南アフリカ</th> <th>世界</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人あたりGNI</td> <td>1580ドル</td> <td>10395ドル</td> </tr> <tr> <td>出生時の平均余命</td> <td>60年</td> <td>72年</td> </tr> <tr> <td>5歳未満児死亡率</td> <td>7.8%</td> <td>4.1%</td> </tr> <tr> <td>初等教育純就学率</td> <td>80%</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 南北の格差 2016年(初等教育純就学率は2011~16年)。ユニセフ資料による。</p>	指標	サハラ以南アフリカ	世界	1人あたりGNI	1580ドル	10395ドル	出生時の平均余命	60年	72年	5歳未満児死亡率	7.8%	4.1%	初等教育純就学率	80%	90%	<table border="1"> <caption>図1: 2019年の南北の格差 (2011~19年)</caption> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>サハラ以南アフリカ</th> <th>世界</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人あたりGNI</td> <td>3686ドル</td> <td>16734ドル</td> </tr> <tr> <td>出生時の平均余命</td> <td>61.5年</td> <td>72.8年</td> </tr> <tr> <td>5歳未満児死亡率</td> <td>7.6%</td> <td>3.8%</td> </tr> <tr> <td>平均就学年数</td> <td>5.8年</td> <td>8.5年</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 南北の格差 2019年。UNDP, ユニセフ資料による。</p>	指標	サハラ以南アフリカ	世界	1人あたりGNI	3686ドル	16734ドル	出生時の平均余命	61.5年	72.8年	5歳未満児死亡率	7.6%	3.8%	平均就学年数	5.8年	8.5年
指標	サハラ以南アフリカ	世界																																
1人あたりGNI	1580ドル	10395ドル																																
出生時の平均余命	60年	72年																																
5歳未満児死亡率	7.8%	4.1%																																
初等教育純就学率	80%	90%																																
指標	サハラ以南アフリカ	世界																																
1人あたりGNI	3686ドル	16734ドル																																
出生時の平均余命	61.5年	72.8年																																
5歳未満児死亡率	7.6%	3.8%																																
平均就学年数	5.8年	8.5年																																
125																																		
126																																		

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
127	285	図2		
128	287	リード文 2	<p>絶滅が危惧される世界の野生生物種「レッドリスト」は<u>38,000</u>をこえ、しかも増えている。</p>	<p>絶滅が危惧される世界の野生生物種「レッドリスト」は<u>41,000</u>をこえ、しかも増えている。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
129	288	図5	<p>5 一人当たりGNI 2019年。世界銀行資料による。</p>	<p>5 一人当たりGNI 2020年。世界銀行資料による。</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文																																																
	ページ	行																																																		
130	290	3	<p>図 1 にもあるとおり、世界には <u>1.9</u> ドル未満で暮らす人たちがまだまだたくさんいます。</p> <p>■ 世界の貧困状況(1日 <u>1.9</u>ドル未満で生活する人々)</p>	<p>図 1 にもあるとおり、世界には <u>2.15</u> ドル未満で暮らす人たちがまだまだたくさんいます。</p> <p>■ 世界の貧困状況(1日 <u>2.15</u>ドル未満で生活する人々)</p>																																																
131			<p>図 1</p> <table border="1"> <caption>世界の貧困状況(1日 1.9ドル未満で生活する人々)</caption> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>人口</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サハラ以南アフリカ</td> <td>4.0億人</td> <td>51.2%</td> </tr> <tr> <td>南アジア</td> <td>2.6億人</td> <td>32.8%</td> </tr> <tr> <td>東アジア・太平洋</td> <td>7,300万人</td> <td>9.3%</td> </tr> <tr> <td>中央アメリカ・カリブ海</td> <td>2,800万人</td> <td>3.6%</td> </tr> <tr> <td>ヨーロッパ・中央アジア</td> <td>800万人</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,600万人</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td><b>合計</b></td> <td><b>7億8,300万人</b></td> <td><b>(2018年)</b></td> </tr> </tbody> </table>	地域	人口	割合	サハラ以南アフリカ	4.0億人	51.2%	南アジア	2.6億人	32.8%	東アジア・太平洋	7,300万人	9.3%	中央アメリカ・カリブ海	2,800万人	3.6%	ヨーロッパ・中央アジア	800万人	1.0%	その他	1,600万人	2.0%	<b>合計</b>	<b>7億8,300万人</b>	<b>(2018年)</b>	<p>図 1</p> <table border="1"> <caption>世界の貧困状況(1日 2.15ドル未満で生活する人々)</caption> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>人口</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サハラ以南アフリカ</td> <td>3.8億人</td> <td>56.2%</td> </tr> <tr> <td>南アジア</td> <td>1.8億人</td> <td>26.5%</td> </tr> <tr> <td>東アジア・太平洋</td> <td>3,500万人</td> <td>5.1%</td> </tr> <tr> <td>中央アメリカ・カリブ海</td> <td>2,800万人</td> <td>4.0%</td> </tr> <tr> <td>ヨーロッパ・中央アジア</td> <td>2,200万人</td> <td>3.2%</td> </tr> <tr> <td>中東・北アフリカ</td> <td>3,400万人</td> <td>4.9%</td> </tr> <tr> <td><b>合計</b></td> <td><b>6億8,400万人</b></td> <td><b>(2018年)</b></td> </tr> </tbody> </table>	地域	人口	割合	サハラ以南アフリカ	3.8億人	56.2%	南アジア	1.8億人	26.5%	東アジア・太平洋	3,500万人	5.1%	中央アメリカ・カリブ海	2,800万人	4.0%	ヨーロッパ・中央アジア	2,200万人	3.2%	中東・北アフリカ	3,400万人	4.9%	<b>合計</b>	<b>6億8,400万人</b>	<b>(2018年)</b>
地域	人口	割合																																																		
サハラ以南アフリカ	4.0億人	51.2%																																																		
南アジア	2.6億人	32.8%																																																		
東アジア・太平洋	7,300万人	9.3%																																																		
中央アメリカ・カリブ海	2,800万人	3.6%																																																		
ヨーロッパ・中央アジア	800万人	1.0%																																																		
その他	1,600万人	2.0%																																																		
<b>合計</b>	<b>7億8,300万人</b>	<b>(2018年)</b>																																																		
地域	人口	割合																																																		
サハラ以南アフリカ	3.8億人	56.2%																																																		
南アジア	1.8億人	26.5%																																																		
東アジア・太平洋	3,500万人	5.1%																																																		
中央アメリカ・カリブ海	2,800万人	4.0%																																																		
ヨーロッパ・中央アジア	2,200万人	3.2%																																																		
中東・北アフリカ	3,400万人	4.9%																																																		
<b>合計</b>	<b>6億8,400万人</b>	<b>(2018年)</b>																																																		



番号	訂正箇所		原文	訂正文																				
	ページ	行																						
132	290	図2	<p><b>2 世界の富の集中(2020年)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資産額区分</th> <th>純資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万ドル以上</td> <td>5600万人 (1.1%) 191.6兆ドル (45.8%)</td> </tr> <tr> <td>10万ドル~100万ドル</td> <td>5億8300万人 (11.1%) 163.9兆ドル (39.1%)</td> </tr> <tr> <td>1万ドル~10万ドル</td> <td>17億1500万人 (32.8%) 57.3兆ドル (13.7%)</td> </tr> <tr> <td>1万ドル未満</td> <td>28億7900万人 (55.0%) 5.5兆ドル (1.3%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>成人人口(世界人口に対する割合)</p>	資産額区分	純資産	100万ドル以上	5600万人 (1.1%) 191.6兆ドル (45.8%)	10万ドル~100万ドル	5億8300万人 (11.1%) 163.9兆ドル (39.1%)	1万ドル~10万ドル	17億1500万人 (32.8%) 57.3兆ドル (13.7%)	1万ドル未満	28億7900万人 (55.0%) 5.5兆ドル (1.3%)	<p><b>2 世界の富の集中(2021年)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資産額区分</th> <th>純資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万ドル以上</td> <td>6250万人 (1.2%) 221.7兆ドル (47.8%)</td> </tr> <tr> <td>10万ドル~100万ドル</td> <td>6億2700万人 (11.8%) 176.5兆ドル (38.1%)</td> </tr> <tr> <td>1万ドル~10万ドル</td> <td>17億9100万人 (33.8%) 60.4兆ドル (13.0%)</td> </tr> <tr> <td>1万ドル未満</td> <td>28億1800万人 (53.2%) 5.0兆ドル (1.1%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>成人人口(世界人口に対する割合)</p>	資産額区分	純資産	100万ドル以上	6250万人 (1.2%) 221.7兆ドル (47.8%)	10万ドル~100万ドル	6億2700万人 (11.8%) 176.5兆ドル (38.1%)	1万ドル~10万ドル	17億9100万人 (33.8%) 60.4兆ドル (13.0%)	1万ドル未満	28億1800万人 (53.2%) 5.0兆ドル (1.1%)
資産額区分	純資産																							
100万ドル以上	5600万人 (1.1%) 191.6兆ドル (45.8%)																							
10万ドル~100万ドル	5億8300万人 (11.1%) 163.9兆ドル (39.1%)																							
1万ドル~10万ドル	17億1500万人 (32.8%) 57.3兆ドル (13.7%)																							
1万ドル未満	28億7900万人 (55.0%) 5.5兆ドル (1.3%)																							
資産額区分	純資産																							
100万ドル以上	6250万人 (1.2%) 221.7兆ドル (47.8%)																							
10万ドル~100万ドル	6億2700万人 (11.8%) 176.5兆ドル (38.1%)																							
1万ドル~10万ドル	17億9100万人 (33.8%) 60.4兆ドル (13.0%)																							
1万ドル未満	28億1800万人 (53.2%) 5.0兆ドル (1.1%)																							
133	291	図4	<p>各年の平均気温と、 基準値(1991~2020 年の平均気温を0°C とする)との差</p> <p><b>0.72°C上昇</b> (1891~2020年)</p>	<p>各年の平均気温と、 基準値(1991~2020 年の平均気温を0°C とする)との差</p> <p><b>0.73°C上昇</b> (1891~2021年)</p>																				

番号	訂正箇所		原文	訂正文																																												
	ページ	行																																														
134	292	図5																																														
135	293	表8	<p style="text-align: center;"><b>136</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>森林面積 (万 ha)</th> <th>期間</th> <th>森林面積 (万 ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1990</td> <td>412,827</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2000</td> <td>405,560</td> <td>1990-2000</td> <td>-727</td> </tr> <tr> <td>2005</td> <td>403,274</td> <td>2000-2005</td> <td>-457</td> </tr> <tr> <td>2010</td> <td>401,567</td> <td>2005-2010</td> <td>-341</td> </tr> <tr> <td>2015</td> <td>399,913</td> <td>2010-2015</td> <td>-331</td> </tr> </tbody> </table>	年	森林面積 (万 ha)	期間	森林面積 (万 ha)	1990	412,827			2000	405,560	1990-2000	-727	2005	403,274	2000-2005	-457	2010	401,567	2005-2010	-341	2015	399,913	2010-2015	-331	<p style="text-align: center;"><b>136</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>森林面積 (万 ha)</th> <th>期間</th> <th>年間減少面積 (万 ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1990</td> <td>423,643</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2000</td> <td>415,805</td> <td>1990-2000</td> <td>-784</td> </tr> <tr> <td>2010</td> <td>410,632</td> <td>2000-2010</td> <td>-517</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>405,893</td> <td>2010-2020</td> <td>-474</td> </tr> </tbody> </table>	年	森林面積 (万 ha)	期間	年間減少面積 (万 ha)	1990	423,643			2000	415,805	1990-2000	-784	2010	410,632	2000-2010	-517	2020	405,893	2010-2020	-474
年	森林面積 (万 ha)	期間	森林面積 (万 ha)																																													
1990	412,827																																															
2000	405,560	1990-2000	-727																																													
2005	403,274	2000-2005	-457																																													
2010	401,567	2005-2010	-341																																													
2015	399,913	2010-2015	-331																																													
年	森林面積 (万 ha)	期間	年間減少面積 (万 ha)																																													
1990	423,643																																															
2000	415,805	1990-2000	-784																																													
2010	410,632	2000-2010	-517																																													
2020	405,893	2010-2020	-474																																													
136																																																

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																																																										
	ページ	行																																																																																												
137	294	表12	<p><b>12</b> 一人当たり GDP の国際比較 (2020 年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国名</th> <th>US ドル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>ルクセンブルク</td><td>116,921.1</td></tr> <tr><td>2</td><td>スイス</td><td>87,366.6</td></tr> <tr><td>3</td><td>アイルランド</td><td>85,205.5</td></tr> <tr><td></td><td>∴</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>アメリカ</td><td>63,358.5</td></tr> <tr><td>12</td><td>スウェーデン</td><td>52,129.1</td></tr> <tr><td>16</td><td>ドイツ</td><td>46,215.6</td></tr> <tr><td>21</td><td>イギリス</td><td>40,394.1</td></tr> <tr><td>22</td><td>フランス</td><td>40,298.9</td></tr> <tr><td>23</td><td>日本</td><td>40,088.6</td></tr> <tr><td></td><td>∴</td><td></td></tr> <tr><td>59</td><td>中国</td><td>10,511.3</td></tr> <tr><td>83</td><td>ブラジル</td><td>6,822.6</td></tr> <tr><td>144</td><td>インド</td><td>1,929.7</td></tr> </tbody> </table>		国名	US ドル	1	ルクセンブルク	116,921.1	2	スイス	87,366.6	3	アイルランド	85,205.5		∴		5	アメリカ	63,358.5	12	スウェーデン	52,129.1	16	ドイツ	46,215.6	21	イギリス	40,394.1	22	フランス	40,298.9	23	日本	40,088.6		∴		59	中国	10,511.3	83	ブラジル	6,822.6	144	インド	1,929.7	<p><b>12</b> 一人当たり GDP の国際比較 (2021 年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国名</th> <th>US ドル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>ルクセンブルク</td><td>136,701.4</td></tr> <tr><td>2</td><td>アイルランド</td><td>100,129.5</td></tr> <tr><td>3</td><td>スイス</td><td>92,248.6</td></tr> <tr><td></td><td>∴</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>アメリカ</td><td>69,227.1</td></tr> <tr><td>11</td><td>スウェーデン</td><td>60,815.5</td></tr> <tr><td>18</td><td>ドイツ</td><td>51,237.6</td></tr> <tr><td>21</td><td>イギリス</td><td>47,328.8</td></tr> <tr><td>22</td><td>フランス</td><td>45,187.8</td></tr> <tr><td>25</td><td>日本</td><td>39,301.1</td></tr> <tr><td></td><td>∴</td><td></td></tr> <tr><td>68</td><td>中国</td><td>12,561.7</td></tr> <tr><td>81</td><td>ブラジル</td><td>7,563.6</td></tr> <tr><td>141</td><td>インド</td><td>2,279.5</td></tr> </tbody> </table>		国名	US ドル	1	ルクセンブルク	136,701.4	2	アイルランド	100,129.5	3	スイス	92,248.6		∴		7	アメリカ	69,227.1	11	スウェーデン	60,815.5	18	ドイツ	51,237.6	21	イギリス	47,328.8	22	フランス	45,187.8	25	日本	39,301.1		∴		68	中国	12,561.7	81	ブラジル	7,563.6	141	インド	2,279.5
	国名	US ドル																																																																																												
1	ルクセンブルク	116,921.1																																																																																												
2	スイス	87,366.6																																																																																												
3	アイルランド	85,205.5																																																																																												
	∴																																																																																													
5	アメリカ	63,358.5																																																																																												
12	スウェーデン	52,129.1																																																																																												
16	ドイツ	46,215.6																																																																																												
21	イギリス	40,394.1																																																																																												
22	フランス	40,298.9																																																																																												
23	日本	40,088.6																																																																																												
	∴																																																																																													
59	中国	10,511.3																																																																																												
83	ブラジル	6,822.6																																																																																												
144	インド	1,929.7																																																																																												
	国名	US ドル																																																																																												
1	ルクセンブルク	136,701.4																																																																																												
2	アイルランド	100,129.5																																																																																												
3	スイス	92,248.6																																																																																												
	∴																																																																																													
7	アメリカ	69,227.1																																																																																												
11	スウェーデン	60,815.5																																																																																												
18	ドイツ	51,237.6																																																																																												
21	イギリス	47,328.8																																																																																												
22	フランス	45,187.8																																																																																												
25	日本	39,301.1																																																																																												
	∴																																																																																													
68	中国	12,561.7																																																																																												
81	ブラジル	7,563.6																																																																																												
141	インド	2,279.5																																																																																												
138		左段 2	<p>ケン●BRICS の一つであるブラジルも、一人当たりの GDP を見ると、まだ <u>83</u> 位</p>	<p>ケン●BRICS の一つであるブラジルも、一人当たりの GDP を見ると、まだ <u>81</u> 位</p>																																																																																										
139	295	写真14 タイトル	<p><b>14</b> <u>ボルソナロ政権の立場</u></p>	<p><b>14</b> <u>ボルソナロ前大統領の政策</u></p>																																																																																										

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	
	ページ	行			
140	前見返 表	左中	<div data-bbox="524 316 902 715" data-label="Text"> <p><b>政治参加</b> (→p.108 ~ 145) 日本は…<b>39</b>位/<b>40</b>か国中</p> <hr/> <p>政治や法制度への関心、投票行動で表現される「政治参加」の面で、日本は OECD 諸国のなかでは下位に位置している。 直近の国政選挙の投票率は <u>55%</u> と OECD 平均の <u>68%</u> よりも大幅に低くなっている。</p> </div> <div data-bbox="479 948 902 1114" data-label="Text"> <p>◆日本の幸福度 (<u>2021</u>年閲覧)</p> </div>	<div data-bbox="1285 316 1664 715" data-label="Text"> <p><b>政治参加</b> (→p.108 ~ 145) 日本は…<b>39</b>位/<b>41</b>か国中</p> <hr/> <p>政治や法制度への関心、投票行動で表現される「政治参加」の面で、日本は OECD 諸国のなかでは下位に位置している。 直近の国政選挙の投票率は <u>52%</u> と OECD 平均の <u>69%</u> よりも大幅に低くなっている。</p> </div> <div data-bbox="1285 948 1709 1114" data-label="Text"> <p>◆日本の幸福度 (<u>2022</u>年閲覧)</p> </div>	

右上

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	
	ページ	行			
140 続き	前見返 表	右上	<div data-bbox="495 320 927 600" data-label="Text"> <p><b>雇用と収入</b> (→p.208~216) 日本は…<b>11</b>位/<b>40</b>か国中</p> <hr/> <p>日本は、OECD諸国のなかでは失業率が比較的低いものの、非正規雇用が増大しており、賃金格差や雇用条件の格差なども見られる。</p> </div>	<div data-bbox="1256 320 1688 600" data-label="Text"> <p><b>雇用と収入</b> (→p.208~216) 日本は…<b>15</b>位/<b>41</b>か国中</p> <hr/> <p>日本は、OECD諸国のなかでは失業率が比較的低いものの、非正規雇用が増大しており、賃金格差や雇用条件の格差なども見られる。</p> </div>	
		右下	<div data-bbox="456 951 927 1251" data-label="Text"> <p><b>ワーク・ライフ・バランス</b> (→p.210 ~ 211,216) 日本は…<b>36</b>位/<b>40</b>か国中</p> <hr/> <p>長時間労働や余暇活動に十分な時間が取れていないことなどから、日本はOECD諸国と比べて、ワーク・ライフ・バランスが十分実現されていないことがわかる。</p> </div>	<div data-bbox="1256 951 1727 1251" data-label="Text"> <p><b>ワーク・ライフ・バランス</b> (→p.210 ~ 211,216) 日本は…<b>37</b>位/<b>41</b>か国中</p> <hr/> <p>長時間労働や余暇活動に十分な時間が取れていないことなどから、日本はOECD諸国と比べて、ワーク・ライフ・バランスが十分実現されていないことがわかる。</p> </div>	

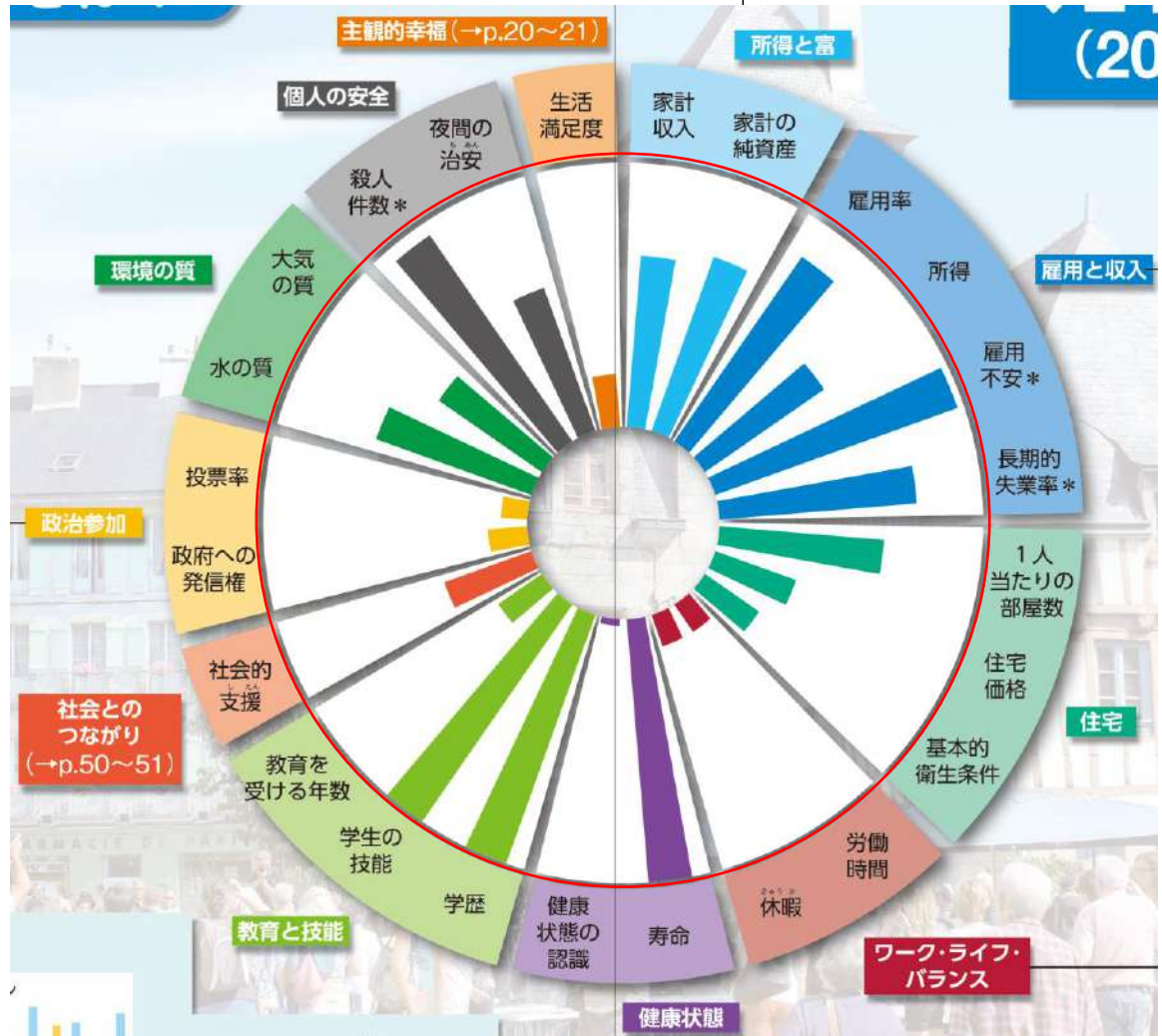


番号	訂正箇所	
	ページ	行

140 続き	前見返 表	中央
-----------	----------	----

原 文

~~訂 正 文~~

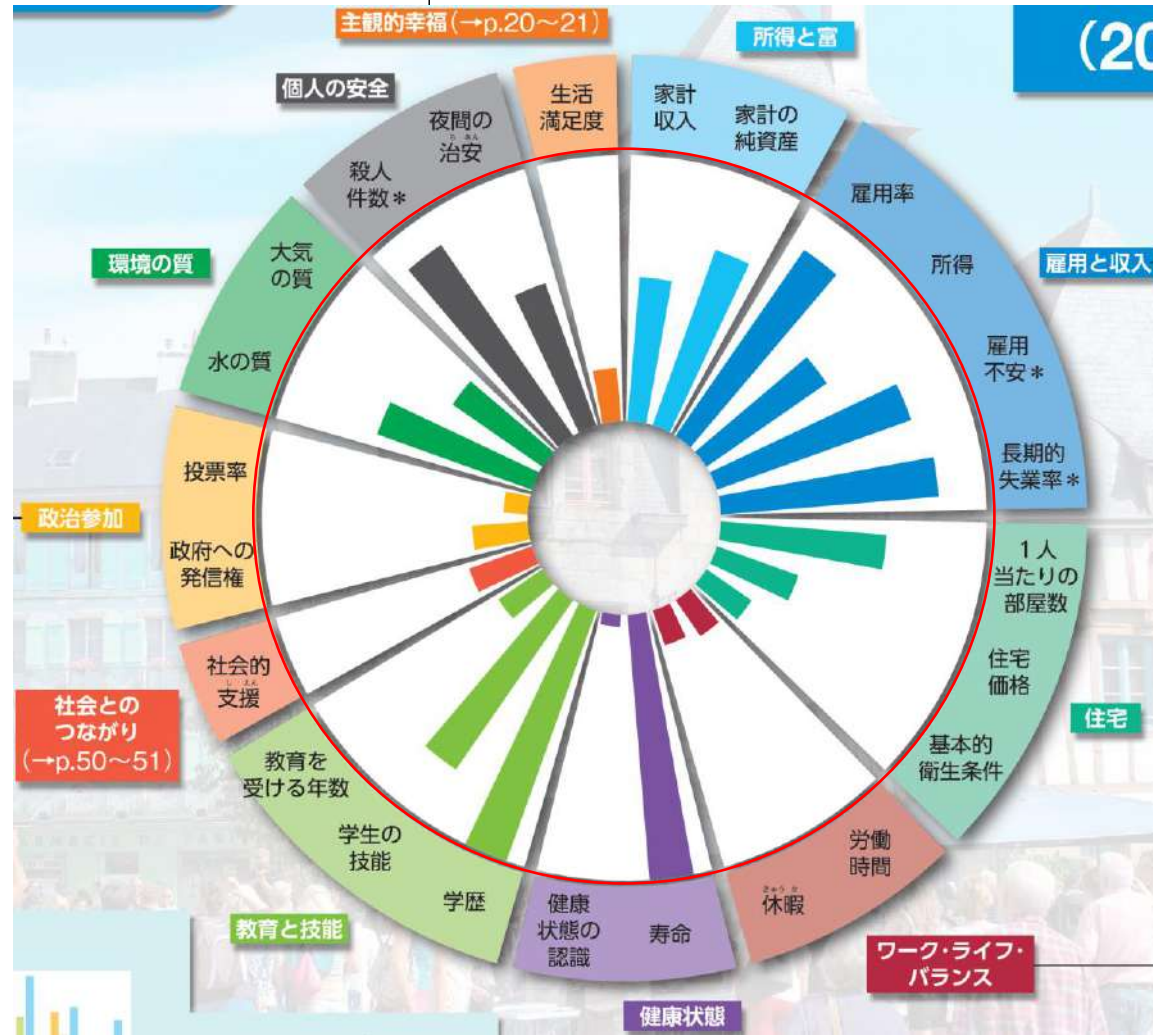


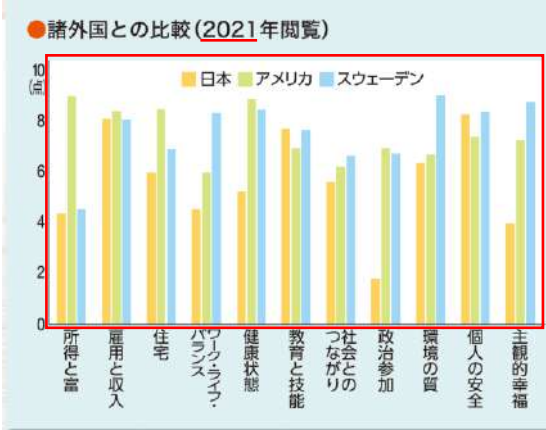
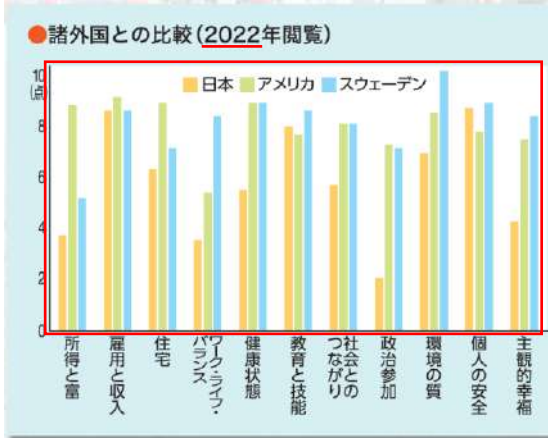
番号  
訂正箇所  
ページ 行

~~原~~ ~~文~~

訂 正 文

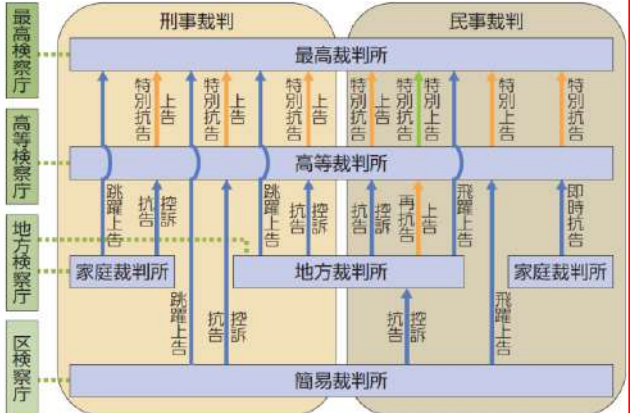
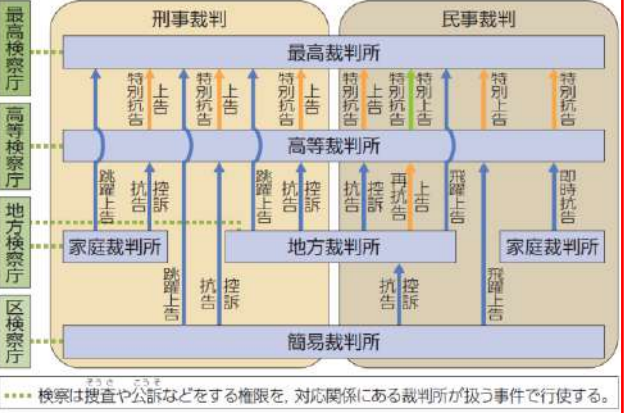
140  
続き  
前見返  
表  
中央



番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																																																																
	ページ	行																																																																																																		
141	前見返表	左下	 <p>● 諸外国との比較 (2021年閲覧)</p> <table border="1"> <caption>2021年閲覧の諸外国との比較</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>日本</th> <th>アメリカ</th> <th>スウェーデン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>所得と富</td><td>4.2</td><td>9.0</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>雇用と収入</td><td>8.0</td><td>8.2</td><td>8.0</td></tr> <tr><td>住宅</td><td>6.0</td><td>8.5</td><td>6.8</td></tr> <tr><td>ワークライフバランス</td><td>4.5</td><td>6.0</td><td>8.2</td></tr> <tr><td>健康状態</td><td>5.2</td><td>8.8</td><td>8.5</td></tr> <tr><td>教育と技能</td><td>7.5</td><td>7.0</td><td>7.8</td></tr> <tr><td>社会とのつながり</td><td>5.5</td><td>6.5</td><td>6.2</td></tr> <tr><td>政治参加</td><td>1.8</td><td>6.8</td><td>6.5</td></tr> <tr><td>環境の質</td><td>6.0</td><td>6.5</td><td>6.8</td></tr> <tr><td>個人の安全</td><td>6.0</td><td>6.5</td><td>9.0</td></tr> <tr><td>主観的幸福</td><td>4.0</td><td>7.2</td><td>8.8</td></tr> </tbody> </table>	項目	日本	アメリカ	スウェーデン	所得と富	4.2	9.0	4.5	雇用と収入	8.0	8.2	8.0	住宅	6.0	8.5	6.8	ワークライフバランス	4.5	6.0	8.2	健康状態	5.2	8.8	8.5	教育と技能	7.5	7.0	7.8	社会とのつながり	5.5	6.5	6.2	政治参加	1.8	6.8	6.5	環境の質	6.0	6.5	6.8	個人の安全	6.0	6.5	9.0	主観的幸福	4.0	7.2	8.8	 <p>● 諸外国との比較 (2022年閲覧)</p> <table border="1"> <caption>2022年閲覧の諸外国との比較</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>日本</th> <th>アメリカ</th> <th>スウェーデン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>所得と富</td><td>3.8</td><td>9.0</td><td>5.2</td></tr> <tr><td>雇用と収入</td><td>8.5</td><td>9.2</td><td>8.8</td></tr> <tr><td>住宅</td><td>6.2</td><td>9.0</td><td>7.0</td></tr> <tr><td>ワークライフバランス</td><td>3.5</td><td>5.5</td><td>8.5</td></tr> <tr><td>健康状態</td><td>5.5</td><td>9.0</td><td>9.0</td></tr> <tr><td>教育と技能</td><td>8.0</td><td>7.8</td><td>8.8</td></tr> <tr><td>社会とのつながり</td><td>5.8</td><td>8.0</td><td>8.2</td></tr> <tr><td>政治参加</td><td>2.0</td><td>7.0</td><td>7.2</td></tr> <tr><td>環境の質</td><td>6.8</td><td>7.0</td><td>9.8</td></tr> <tr><td>個人の安全</td><td>8.8</td><td>7.8</td><td>9.0</td></tr> <tr><td>主観的幸福</td><td>4.2</td><td>7.5</td><td>8.5</td></tr> </tbody> </table>	項目	日本	アメリカ	スウェーデン	所得と富	3.8	9.0	5.2	雇用と収入	8.5	9.2	8.8	住宅	6.2	9.0	7.0	ワークライフバランス	3.5	5.5	8.5	健康状態	5.5	9.0	9.0	教育と技能	8.0	7.8	8.8	社会とのつながり	5.8	8.0	8.2	政治参加	2.0	7.0	7.2	環境の質	6.8	7.0	9.8	個人の安全	8.8	7.8	9.0	主観的幸福	4.2	7.5	8.5
項目	日本	アメリカ	スウェーデン																																																																																																	
所得と富	4.2	9.0	4.5																																																																																																	
雇用と収入	8.0	8.2	8.0																																																																																																	
住宅	6.0	8.5	6.8																																																																																																	
ワークライフバランス	4.5	6.0	8.2																																																																																																	
健康状態	5.2	8.8	8.5																																																																																																	
教育と技能	7.5	7.0	7.8																																																																																																	
社会とのつながり	5.5	6.5	6.2																																																																																																	
政治参加	1.8	6.8	6.5																																																																																																	
環境の質	6.0	6.5	6.8																																																																																																	
個人の安全	6.0	6.5	9.0																																																																																																	
主観的幸福	4.0	7.2	8.8																																																																																																	
項目	日本	アメリカ	スウェーデン																																																																																																	
所得と富	3.8	9.0	5.2																																																																																																	
雇用と収入	8.5	9.2	8.8																																																																																																	
住宅	6.2	9.0	7.0																																																																																																	
ワークライフバランス	3.5	5.5	8.5																																																																																																	
健康状態	5.5	9.0	9.0																																																																																																	
教育と技能	8.0	7.8	8.8																																																																																																	
社会とのつながり	5.8	8.0	8.2																																																																																																	
政治参加	2.0	7.0	7.2																																																																																																	
環境の質	6.8	7.0	9.8																																																																																																	
個人の安全	8.8	7.8	9.0																																																																																																	
主観的幸福	4.2	7.5	8.5																																																																																																	

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																														
	ページ	行																																
142	119	表2																																
143		表2 表解説																																
			<p><b>143</b></p> <table border="1"> <tr> <td>在外投票制限違憲判決 (2005.9.14)</td> <td>憲法は投票による政治参加を国民固有の権利として保障しており、在外邦人の選挙権を比例選に限定しているのは違憲である(15条①③、43条①、44条)</td> <td>2006年に公職選挙法は改正された</td> </tr> <tr> <td>国籍法違憲訴訟 (2008.6.4)</td> <td>出生後の国籍取得に両親の婚姻を必要とする国籍法は、法の下での平等に反する(14条①)</td> <td>2008年に国籍法は改正された</td> </tr> <tr> <td>空知太神社事件違憲判決 (2010.1.20)</td> <td>市内の神社に市有地を無償提供しているのは憲法の政教分離原則に反する(20、89条)</td> <td>市有地の一部を神社に有償貸与</td> </tr> <tr> <td>婚外子相続格差規定違憲決定(2013.9.4) → p.93</td> <td>婚外子の遺産相続分を、嫡出子の半分とする民法の規定は、法の下での平等に反する(14条①)</td> <td>2013年に民法は改正された</td> </tr> <tr> <td>再婚禁止期間規定違憲判決(2015.12.16)</td> <td>女性に6か月の再婚禁止期間をおく民法の規定は、100日をこえる部分については合理性がなく違憲である(14条①、24条②)</td> <td>2016年に民法は改正された</td> </tr> </table>	在外投票制限違憲判決 (2005.9.14)	憲法は投票による政治参加を国民固有の権利として保障しており、在外邦人の選挙権を比例選に限定しているのは違憲である(15条①③、43条①、44条)	2006年に公職選挙法は改正された	国籍法違憲訴訟 (2008.6.4)	出生後の国籍取得に両親の婚姻を必要とする国籍法は、法の下での平等に反する(14条①)	2008年に国籍法は改正された	空知太神社事件違憲判決 (2010.1.20)	市内の神社に市有地を無償提供しているのは憲法の政教分離原則に反する(20、89条)	市有地の一部を神社に有償貸与	婚外子相続格差規定違憲決定(2013.9.4) → p.93	婚外子の遺産相続分を、嫡出子の半分とする民法の規定は、法の下での平等に反する(14条①)	2013年に民法は改正された	再婚禁止期間規定違憲判決(2015.12.16)	女性に6か月の再婚禁止期間をおく民法の規定は、100日をこえる部分については合理性がなく違憲である(14条①、24条②)	2016年に民法は改正された	<p><b>143</b></p> <table border="1"> <tr> <td>在外投票制限違憲判決 (2005.9.14)</td> <td>在外邦人の選挙権行使の機会を比例代表選挙に限定しているのは違憲(15条①③、43条①、44条)</td> <td>2006年に公職選挙法は改正された</td> </tr> <tr> <td>国籍法違憲訴訟 (2008.6.4)</td> <td>出生後の国籍取得に両親の婚姻を必要とする国籍法は、法の下での平等に反する(14条①)</td> <td>2008年に国籍法は改正された</td> </tr> <tr> <td>空知太神社事件違憲判決 (2010.1.20)</td> <td>市内の神社に市有地を無償提供しているのは憲法の政教分離原則に反する(20、89条)</td> <td>市有地の一部を神社に有償貸与</td> </tr> <tr> <td>婚外子相続格差規定違憲決定(2013.9.4) → p.93</td> <td>婚外子の遺産相続分を、嫡出子の半分とする民法の規定は、法の下での平等に反する(14条①)</td> <td>2013年に民法は改正された</td> </tr> <tr> <td>再婚禁止期間規定違憲判決(2015.12.16)</td> <td>女性に6か月の再婚禁止期間をおく民法の規定は、100日をこえる部分については合理性がなく違憲である(14条①、24条②)</td> <td>2016年に民法は改正された</td> </tr> </table>	在外投票制限違憲判決 (2005.9.14)	在外邦人の選挙権行使の機会を比例代表選挙に限定しているのは違憲(15条①③、43条①、44条)	2006年に公職選挙法は改正された	国籍法違憲訴訟 (2008.6.4)	出生後の国籍取得に両親の婚姻を必要とする国籍法は、法の下での平等に反する(14条①)	2008年に国籍法は改正された	空知太神社事件違憲判決 (2010.1.20)	市内の神社に市有地を無償提供しているのは憲法の政教分離原則に反する(20、89条)	市有地の一部を神社に有償貸与	婚外子相続格差規定違憲決定(2013.9.4) → p.93	婚外子の遺産相続分を、嫡出子の半分とする民法の規定は、法の下での平等に反する(14条①)	2013年に民法は改正された	再婚禁止期間規定違憲判決(2015.12.16)	女性に6か月の再婚禁止期間をおく民法の規定は、100日をこえる部分については合理性がなく違憲である(14条①、24条②)	2016年に民法は改正された
在外投票制限違憲判決 (2005.9.14)	憲法は投票による政治参加を国民固有の権利として保障しており、在外邦人の選挙権を比例選に限定しているのは違憲である(15条①③、43条①、44条)	2006年に公職選挙法は改正された																																
国籍法違憲訴訟 (2008.6.4)	出生後の国籍取得に両親の婚姻を必要とする国籍法は、法の下での平等に反する(14条①)	2008年に国籍法は改正された																																
空知太神社事件違憲判決 (2010.1.20)	市内の神社に市有地を無償提供しているのは憲法の政教分離原則に反する(20、89条)	市有地の一部を神社に有償貸与																																
婚外子相続格差規定違憲決定(2013.9.4) → p.93	婚外子の遺産相続分を、嫡出子の半分とする民法の規定は、法の下での平等に反する(14条①)	2013年に民法は改正された																																
再婚禁止期間規定違憲判決(2015.12.16)	女性に6か月の再婚禁止期間をおく民法の規定は、100日をこえる部分については合理性がなく違憲である(14条①、24条②)	2016年に民法は改正された																																
在外投票制限違憲判決 (2005.9.14)	在外邦人の選挙権行使の機会を比例代表選挙に限定しているのは違憲(15条①③、43条①、44条)	2006年に公職選挙法は改正された																																
国籍法違憲訴訟 (2008.6.4)	出生後の国籍取得に両親の婚姻を必要とする国籍法は、法の下での平等に反する(14条①)	2008年に国籍法は改正された																																
空知太神社事件違憲判決 (2010.1.20)	市内の神社に市有地を無償提供しているのは憲法の政教分離原則に反する(20、89条)	市有地の一部を神社に有償貸与																																
婚外子相続格差規定違憲決定(2013.9.4) → p.93	婚外子の遺産相続分を、嫡出子の半分とする民法の規定は、法の下での平等に反する(14条①)	2013年に民法は改正された																																
再婚禁止期間規定違憲判決(2015.12.16)	女性に6か月の再婚禁止期間をおく民法の規定は、100日をこえる部分については合理性がなく違憲である(14条①、24条②)	2016年に民法は改正された																																
			<p><b>2</b> 最高裁の主な違憲判決・決定 このほかに1962年旧関税法違反事件で、第三者の所有物を没収するのは違憲である(適用違憲)とした判決などがある。 (削除)</p>	<p><b>142</b></p> <table border="1"> <tr> <td>孔子廟訴訟 (2021.2.24)</td> <td>孔子廟(孔子の霊を祀る建物)のための公有地の無償提供は憲法の政教分離原則に違反(20条③)</td> <td>孔子廟の設置者は公園使用料を支払うことになった</td> </tr> <tr> <td>国民審査在外投票規定違憲判決(2022.5.25)</td> <td>裁判官の国民審査について在外邦人の投票権を認めない国民審査法は違憲(15条、79条①)</td> <td>2022年に国民審査法の改正が閣議決定された</td> </tr> </table> <p><b>2</b> 最高裁の主な違憲判決・決定</p>	孔子廟訴訟 (2021.2.24)	孔子廟(孔子の霊を祀る建物)のための公有地の無償提供は憲法の政教分離原則に違反(20条③)	孔子廟の設置者は公園使用料を支払うことになった	国民審査在外投票規定違憲判決(2022.5.25)	裁判官の国民審査について在外邦人の投票権を認めない国民審査法は違憲(15条、79条①)	2022年に国民審査法の改正が閣議決定された																								
孔子廟訴訟 (2021.2.24)	孔子廟(孔子の霊を祀る建物)のための公有地の無償提供は憲法の政教分離原則に違反(20条③)	孔子廟の設置者は公園使用料を支払うことになった																																
国民審査在外投票規定違憲判決(2022.5.25)	裁判官の国民審査について在外邦人の投票権を認めない国民審査法は違憲(15条、79条①)	2022年に国民審査法の改正が閣議決定された																																



番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	
	ページ	行			
144	118	図1	<p>控訴 第一審判決に対して上訴すること。                  上告 第二審判決に対して上訴すること。                  抗告 裁判所の命令・決定に対して上訴すること。                  特別上告・特別抗告 憲法違反を理由に最高裁判所に上訴すること。                  命令・決定 □頭弁論(判決)によらないもの。</p>  <p>..... 検察は捜査や公訴などをする権限を、対応関係にある裁判所が扱う事件で行使する。</p>	<p>控訴 第一審判決に対して上訴すること。                  上告 第二審判決に対して上訴すること。                  抗告 裁判所の命令・決定に対して上訴すること。                  特別上告・特別抗告 憲法違反を理由に最高裁判所に上訴すること。                  命令・決定 □頭弁論(判決)によらないもの。</p>  <p>..... 検察は捜査や公訴などをする権限を、対応関係にある裁判所が扱う事件で行使する。</p>	

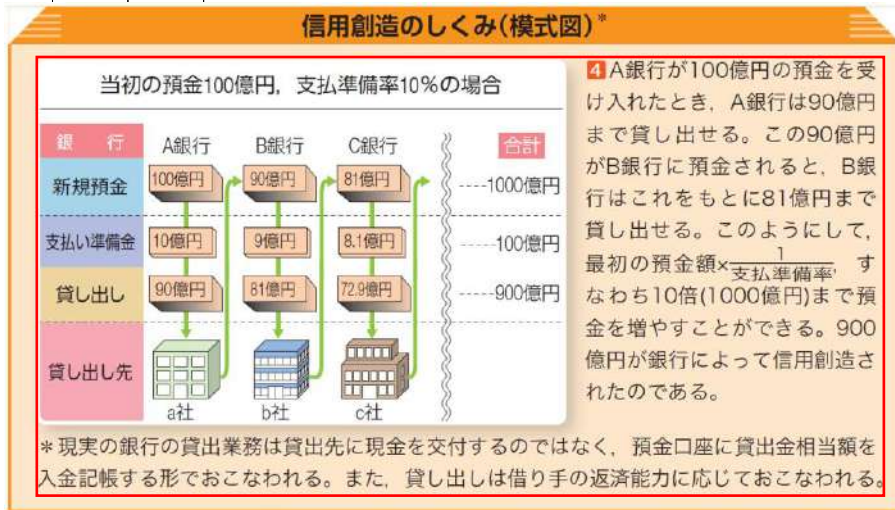


番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
145	131	注		
146	5 13	注①		
147	3			
			<p>日本では、各選挙区の議員定数と有権者数の比率の不均衡(議員定数の不均衡)が継続しているため、平等選挙の原則に反するとして、<u>繰り返し訴訟が起こされている</u>。格差解消のためには、議員定数の再配分や選挙区の区割り変更で、定数は正をおこなう必要がある。</p> <p>146</p> <p>なお、1994年の公職選挙法改正により、<u>連座制</u>の規定が強化された。</p> <p>146</p> <p>①連座制…候補者の関係者が選挙犯罪を犯した場合、候補者自身がかかわっていなくても、当選無効や立候補制限を課す制度。1994年の改正で、連座対象に、秘書や組織的選挙運動管理者が加えられ、その選挙区からの立候補が5年間制限されることになった。</p>	<p>145</p> <p>①次回の衆議院議員選挙より、都道府県の人口比率を反映した議席配分法(アダムズ方式)が導入される。「1票の格差」是正が期待される一方で、地方の声が届きにくくなるという懸念もある。</p> <p>▶日本の選挙制度の現状</p> <p>日本では、各選挙区の議員定数と有権者数の比率の不均衡(議員定数の不均衡)が継続しているため、平等選挙の原則に反するとして、<u>訴訟が続いている</u>。格差解消のためには、議員定数の再配分や選挙区の区割り変更で、定数は正をおこなう必要がある。</p> <p>146</p> <p>なお、1994年の公職選挙法改正により、<u>連座制</u>の規定が強化された。</p> <p>146</p> <p>②連座制…候補者の関係者が選挙犯罪を犯した場合、候補者自身がかかわっていなくても、当選無効や立候補制限を課す制度。1994年の改正で、連座対象に、秘書や組織的選挙運動管理者が加えられ、その選挙区からの立候補が5年間制限されることになった。</p>

番号	訂正箇所	
	ページ	行
148	170	囲み 1-7

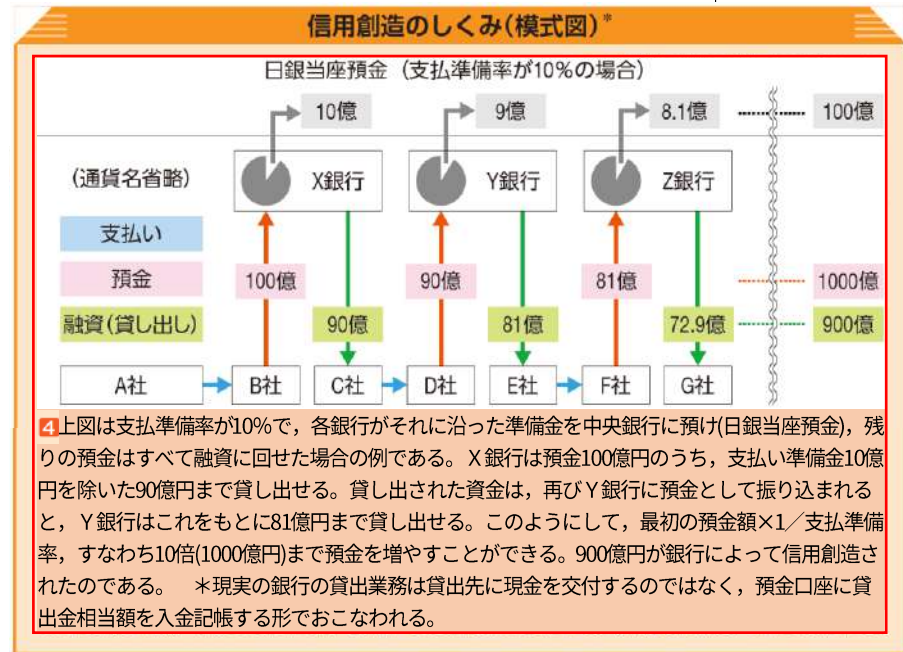
原文

訂正文



▶ **銀行と信用創造**

銀行は、家計や企業に資金の貸し借りをおこなって経済活動の仲立ちをしている。銀行は、受け入れた預金の一部を支払い準備のために中央銀行に預け、他を貸し出している。貸し出された資金は、支払いに当てられた結果、再び預金として銀行に預けられることが多いので、銀行はその預金をもとにしてさらに貸し出しをすることができる。このように銀行は銀行部門全体としては、当初の預金の何倍もの預金を作り出すことができる。これを**信用創造**(預金創造)という。

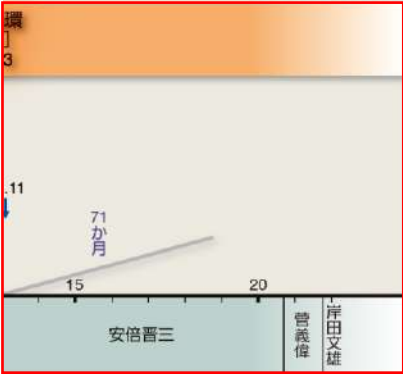



▶ **銀行と信用創造**

銀行は、資金の貸し借りを通じて経済活動の仲立ちをしている。家計や企業の資金借り入れ需要にあわせて銀行が貸し出しをおこなうことで、結果的に元の資金量の何倍もの預金通貨を新たに生み出すことができる。これを**信用創造**(預金創造)という。

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	
	ページ	行			
149	181	左段 11	<p>社会保障費に関しては、2000年には一般会計予算に占める割合が19.7%であったのに対して、<u>2019年度には33.6%</u>にも達しており、その抑制が差し迫った課題となっている。</p>	<p>社会保障費に関しては、2000年には一般会計予算に占める割合が19.7%であったのに対して、<u>2022年度には33.7%</u>にも達しており、その抑制が差し迫った課題となっている。</p>	
150		右段 2	<p>日本の債務残高のGDPに対する比率(<u>2019年度末161%</u>)は、OECD加盟国中最悪の水準にあり、歳入の増加をはかることは差し迫った課題である。</p>	<p>日本の債務残高のGDPに対する比率(<u>2022年度末263%</u>)は、OECD加盟国中最悪の水準にあり、歳入の増加をはかることは差し迫った課題である。</p>	
151	182	左段 7	<p><b>ケン●</b>やはり社会保障費の伸びが非常に大きいと思います(Ⅰ)。2008年には22兆円程度だったものが、<u>2019年には34兆円以上</u>になっています。</p>	<p><b>ケン●</b>やはり社会保障費の伸びが非常に大きいと思います(Ⅰ)。2008年には22兆円程度だったものが、<u>2022年には50兆円以上</u>になっています。</p>	

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
152	207	上部 囲み	<p>①必ずハガキなどの書面でおこないます。</p> <p>②その契約を解除することを書いて、両面コピーをとります。</p> <p>③簡易書留など記録の残る形で販売会社に出し、郵便物等受領証をもらいます。</p> <p>④この受領証とハガキのコピーがクリーニング・オフをしたことの証明になります。</p> <p>*契約書面を受け取ってから8日間以内であれば無条件で契約の解除ができます。</p>	<p>①書面(ハガキなど)や電磁的記録(メールなど)でおこないます。</p> <p>②その契約を解除することを書いて、ハガキの両面コピーやメールの送信記録を保存します。</p> <p>③ハガキの場合は、簡易書留など発送記録が残る方法で販売会社に送付します。</p> <p>*コピーや各種記録は大切に保管します。</p> <p>*契約書面を受け取ってから8日間以内であれば無条件で契約の解除ができます。</p>
153	209	17	ねんぽう 年俸制	ねんぽう 年俸制

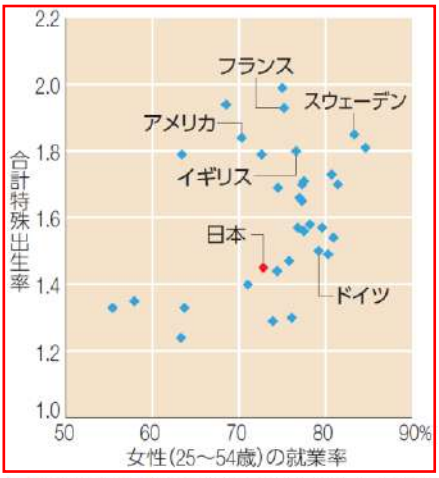
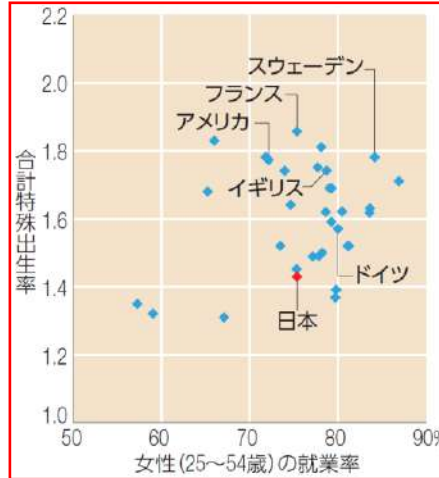
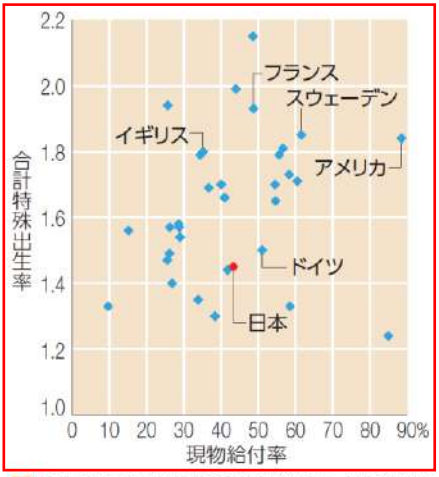
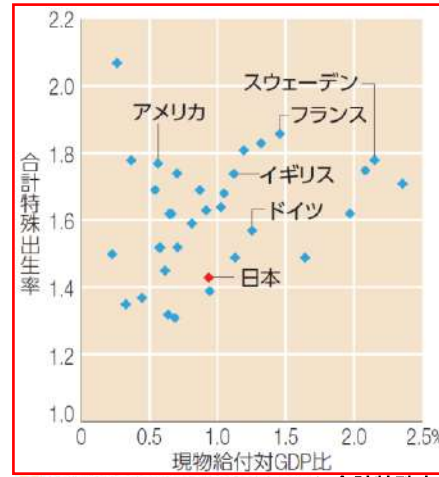
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
154	後見返 裏			



番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
155	後見返		  	  

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
156	191	10	AIやビ <u>ック</u> データ	AIやビ <u>グ</u> データ
157	291	左段 16	図 4 にもあるとおり、地球の平均気温 急速に上昇しています。	図 4 にもあるとおり、地球の平均気温 <u>は</u> 急速に上昇しています。
158	315	索引 1 段目 44	OECD.....187, 283	OECD.....187, 274, 283
159		2 段目 24	アダム=スミス .....35, 50, 64, 149, 152 アラー.....26, 28	アダム=スミス .....35, 50, 64, 149, 152 アダムス方式.....131 アラー.....26, 28
160		2 段目 38-39	安全保障理事会 .....68, 238, 241	<u>安全保障理事会</u> 68, 238, 241

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
161	318	索引 2段目 20		
162			デジタル課税 <del>-----259</del> <b>162</b>	デジタル課税 <del>-----259,274</del> <b>162 161</b>
163	72	図6 解説	<b>6</b> 中国の政治制度 国家主席は中国の元首で任期に制限はない。	<b>6</b> 中国の政治制度 国家主席は中国の元首で任期は5年(連続多選の制限なし)。
164	168	17	政府が発行する硬貨(補助貨幣) (削除)	政府が発行する硬貨(貨幣)
165	277	13	現在では、TPP11や日EU・EPAを含め、20の協定が結ばれている。 <small>→p.278 2</small>	現在では、TPP11や日EU・EPAを含め、20をこえる協定が結ばれている。 <small>→p.278 2</small>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
166	227	図3	 <p>3 OECD諸国における女性の就業率と合計特殊出生率の関係 2015年。OECD資料による。</p>	 <p>3 OECD諸国における女性の就業率と合計特殊出生率の関係 2017年。OECD資料による。</p>
167		図4	 <p>4 家族関係政府支出の現物給付率と合計特殊出生率の関係 2015年。OECD資料による。</p>	 <p>4 家族関係政府支出の現物給付と合計特殊出生率の関係 2017年。OECD資料による。</p>
168		図タイトル・出典	<p>167 (削除) 168</p>	<p>167 168</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
169	82	2-8	<p>日米安保条約は、1960年に激しい反対運動が展開されるなかで改定され、<b>日米相互協力及び安全保障条約</b>(新安保条約)となった。この条約では日米両国の間の政治的、経済的協力を促進することが約束され、軍事的にも対等の関係に立つことが強調された。さらに、「憲法上の規定に従う」との条件付きで、自衛隊の増強や、日本の領域内で日米いずれかが攻撃を受けた場合、共同行動をとることが決められた。さらに1978年の「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)以後は、日米共同作戦の研究や日米共同演習がおこなわれるようになった。また、アメリカの求めに応じて、在日米軍駐留経費の一部を日本側が負担するようになった(「思いやり予算」)。</p>	<p>日米安保条約は、1960年に激しい反対運動が展開されるなかで改定され、<b>日米相互協力及び安全保障条約</b>(新安保条約)となった。この条約では、日米両国の間の政治的、経済的協力を促進することが約束され、軍事的にも対等の関係に立つことが強調されて、「憲法上の規定に従う」との条件付きで、自衛隊の増強や、日本の領域内で日米いずれかが攻撃を受けた場合、共同行動をとることが決められた。さらに1978年の「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)以後は、日米共同作戦の研究や日米共同演習がおこなわれるようになった。一方、アメリカの求めに応じて、在日米軍駐留経費の一部を日本側が負担するようになった(「思いやり予算」)。</p>